

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-159）、MOX燃料加工施設（1-163）」

2. 日時：令和4年8月26日（金） 10時00分～12時00分
13時30分～18時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括
他30名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略G 課長

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料技術グループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年1

2月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和4年7月13日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月10日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月23日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月24日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁のタケダです。
0:00:04	それではただいまから、日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:08	本日のヒアリングは、令和2年12月に申請があった設工認申請について、
0:00:14	これまでに受領している資料をもとに、事実確認を行うものになります。
0:00:19	まず規制庁側の出席者を紹介いたします。本庁からは岸野武が出席しております。
0:00:28	ウェブからの出席が、
0:00:31	ハバサキ、
0:00:32	コサクカミデ。
0:00:35	以上になります。
0:00:37	それでは日本原燃の方から、出席者の紹介と議題の構成。
0:00:42	説明範囲達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:47	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:51	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:56	大柿。
0:00:58	天津。
0:00:59	井口。
0:01:01	伊藤。
0:01:02	石原。
0:01:03	カサモ。
0:01:05	山田。
0:01:06	菊池。
0:01:08	柏崎。
0:01:09	鮫島。
0:01:11	広谷村上。
0:01:14	宇野。
0:01:15	宮本。
0:01:17	富樫。
0:01:18	柏崎。
0:01:20	深瀬。
0:01:22	工藤村田。
0:01:25	大館。
0:01:27	佐藤。
0:01:28	赤橋、
0:01:30	セガワ、

0:01:31	窪田。
0:01:33	中浜。
0:01:34	以上となります。
0:01:37	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、
0:01:41	現在画面共有させていただいております。耐震関係、
0:01:46	地盤 00-02。
0:01:48	地震 00-02。
0:01:52	津波 00-02。
0:01:55	一瞬 1.2、S s 01。
0:01:59	及び、
0:02:00	新建物 30 となります。
0:02:03	それでは、1 番 00-02 から説明させていただきます。
0:02:09	日本原燃の宮本でございます。地盤 0002 なんですけど、前回ご指摘いただいたMMRのですね、
0:02:22	減衰率の設定根拠というところで、次は図の減衰定数に基づき設定といったところで、記載の方での方をですね、
0:02:35	少し現実に応じて修正させていただきました。これ表の中なんですね、青字にはちょっとしてないんですけど、表自体にちょっと青の間をつけております。
0:02:48	すいません日本原燃の笠間です。P. 7、資料は令和 4 年 8 月 24 日提出の地盤 0002R9 になります。
0:02:59	今説明した箇所が、
0:03:01	今説明したのはですね、宮本ですけど、67 ページ目の表になります。
0:03:24	以上でございます。
0:03:29	今日もタケダです。ありがとうございます。
0:03:32	それでは、地盤の 00-02 につきまして規制庁側から確認があればお願いいたします。
0:03:43	規制庁上出です。
0:03:45	本 7 ページのところ、
0:03:49	二つ目の、
0:03:51	塊で耐震重要施設はってということで地盤に設置するっていう締めになってるんですけど。
0:03:59	今日午後やる共通シリーズの共通 05 の中を見ると、五条についてどういふふうに考えていくかっていうと、
0:04:12	次回の容器中に、建物の中に入ってる機器とかについては、燃料加工建屋に設置することで説明しますと。

0:04:23	だから希望としては、資格っていう記号を作って、説明したりしているので、要は
0:04:31	ここだと単純に地盤に設置するってなってますけど、地盤、直接地盤に設置するものもあれば、そういう地盤に設置した建屋に設置するということもあるっていうことだと思うのでその辺がわかるようにしたらと思いますけど、いかがですか。
0:05:00	はい。日本原燃志田でございます。はい。おっしゃっていただいている通りだと思います
0:05:06	エイシ設備自体は、その地盤に対して、殊、次、要件を満たした地盤に設置した建物の中に収納するというので、設計上の説明をするつもりですので、
0:05:18	そういう関係がわかるような記載に修正をさせていただきます。以上です。
0:05:25	はい。規制庁菅です。わかりました。地盤について私からは以上です。
0:05:35	規制庁の竹田です。その他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:05:41	はい。規制庁浜崎です冒頭、事業者の方から説明があった67ページのところこれ確認なんですけれども、今回これボックスのに取りつく道道の部分のMMRは、
0:05:57	R CMですからコンクリート物性という形で評価するというふうに理解しましたので、一方AMDの方ですね、あれはMMR 塗装しても
0:06:10	直下の鷹架層と同等ということで地盤として評価するという、少しわけがあるという理解でよろしいんですよね。
0:06:19	はいネットワークでございます。今濱崎さんからおっしゃられる通りでその仕分けがあるといったところで、なってございますので、その通りでございます。
0:06:28	はい。規制庁浜崎です。ちなみにこれ同等の場合は、
0:06:35	その領域をすべてコンクリート等の密なものとして扱っているという理解でいいですよね中区立小考慮するとかそういうことはやってないという理解でよろしいですよ。
0:06:45	はい。日本人の宮田です。今濱崎さんおっしゃる通りでございます。
0:06:51	はい。
0:06:53	はい。規制庁浜崎です。理解しました。私からは以上です。
0:07:07	規制庁の竹田です。
0:07:09	あと冒頭説明あった、同じ67ページの減衰率のところなんですけれども、
0:07:15	これっていうのは、コンクリート物性等で純粋に1の減衰定数を示しているということでもいいんですよね。地盤のような時間毎日ッとかそういうのを指しているわけではないということですよ。
0:07:30	日本原燃の谷津です。純粋に検出率で、コンクリートの具体的には5%といった値でございます。

0:07:41	理解しました。ありがとうございます。
0:07:45	規制庁側から確認はございますでしょうか。
0:07:50	よろしいでしょうか。
0:07:52	はい。それではこの資料についての修正方針、説明をお願いいたします。
0:07:58	日本原燃の宮本でございます。神谷さんからご指摘があったところですね、耐震重要施設の危機に応じた、野地坂の設置状況について、
0:08:09	別紙 5 の記載と同じような形ですね、修正の方をさしていただきたいと思えます。
0:08:20	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:08:24	今修正方針について規制庁側からコメントはございますでしょうか。
0:08:30	はい。
0:08:30	と規制庁カミデです。うん。
0:08:34	別紙 5 といつか共通 05 だと思いますけど、
0:08:38	共通 05 の記載だと。
0:08:42	例えば、
0:08:44	燃料加工建屋に収納される設備の適合性は、燃料加工建屋の申請にて説明しているみたいな言葉もあるんですけど、あんまりこれは基本方針としてふさわしくなくて、
0:08:58	普通に耐震重要施設っていうのには
0:09:02	機器も含まれている言葉ですから、そういう地盤に設置するなり、一番直接設置するもの、あとはそういう地盤に設置した建物の中に
0:09:14	設置建物に設置するものっていう形で普通に書けばいいと思ってますので、よろしくお願いします。
0:09:24	阿比留カサモです。すいません。今の修正なんですけど、
0:09:30	6 ページの、
0:09:32	最初の 2.1 の、
0:09:34	最初のパラグラフの、
0:09:37	支持機能を有する地盤に設置するっていう記載の中で、
0:09:42	建物の中の機器も含めて、地盤に設置するっていう表現で、
0:09:47	追加することで今ちょっと考えようかなと思ってるんですけど。
0:09:50	それで、
0:09:51	認識合ってますかね。
0:09:57	と規制庁カミデえっと、6 ページだと。
0:10:16	はい。6 ページ。
0:10:19	大枠の 6 ページは大枠でこの程度として 7 ページっていうのもあれば、6 ページでも書いて 7 ページでも書いてっていう、両方あるのかなと思えますね。でも

0:10:32	頭から書くっていうのであればそれでも全然構いません。
0:10:37	日本原燃笠間です。私今会議室内で頭じゃなくて、7ページっていう意見も出てるのでちょっと検討して修正したいと思います。
0:10:50	はい。清長官ベースで、本当の話だけしましたけど関連する添付も同じっていうことですか、ちょっとお願いし、
0:10:59	日本原燃、草間です。了解してます修正します。
0:11:08	規制庁の竹田ですその他、よろしいでしょうか。
0:11:13	よろしければ次の資料の確認に進みたいと思います。
0:11:18	次は地震の0002ですね、こちらについて説明あればお願いいたします。
0:11:25	はい。日本原燃藤です。
0:11:27	8月23日に提出しました、R20の地震0002、こちらの内容の修正箇所についてご説明いたします。
0:11:38	地下水排水設備について、湖面安全機能を有する施設だけでなく重大事故等対処設備に適用される要求事項も、
0:11:49	確認するようにといったことで、325ページになりますけれども、こちらの方、重大事故等対処設備についても、
0:11:59	条文余計適用されるといったことで、記載のほうを修正しております。
0:12:04	続きまして286ページになりますけれども、機能維持の基本方針ですねこちらの方につきましては、構造強度の確保のみで機能維持するもの。
0:12:16	構造強度プラス α で、堅持するもの、施設の特性を先ほど限界を設定するものという構成で見直すようにしてございます。こちらの方については基本設計方針についても、
0:12:31	そのような形で見直すように今回修正してございます。
0:12:37	続きまして317ページですかね。
0:12:43	こちらの方で、
0:12:45	遮へい機能の維持といったことで耐震計算書を、
0:12:51	について香港に従うといった記載があったんですけども、こちらの方については、最初のすみません、炉の方では、生体遮へい装置がありまして、こちらの方についての
0:13:05	耐震性についての記載はあるんですけどMOXについては、それはないので、ここは不要かと思ひまして削除してございます。
0:13:14	あと、317ページ以降ですけれども、
0:13:19	機能維持の記載で5.1の構造強度に基づくと書いてたり書いてなかったりと、中の体裁が整ってないところございましたので、
0:13:31	今日構造強度については5.1にもものに基づくといったことで、そちらの方の追記をして、整合させたといった修正を行ってございます。
0:13:43	あとはですね、

0:13:49	別紙。
0:13:51	4-8 の方の修正になりますけれども、727 ページ。
0:13:58	となります。
0:14:01	こちらですが、閉じ込め、
0:14:10	あ、すみません、ここの下の方で閉じ込み機能の維持の記載のところになる んですけれども、これまでは構造強度と、グローボックスのパネルの
0:14:24	機能維持確認だけ、そういった記載になってたんですけれども、それ以外に も、動的機能とか電氣的機能、電氣的機能の維持で確認するものがあるとい ったことで、
0:14:34	そちらの方について記載を追加してございます。
0:14:39	続きまして 730 ページになりますけれども、貯水機能の維持で、こちら、
0:14:51	施設の設計、設計というか狂言化について、ちょっと記載が誤ってありまし たので、こちら耐震建物参事の方が正しかったといったことで、そちらの方 を反映するような修正を行っております。
0:15:08	はい。主な修正箇所以上になりましてあと、耐震計算書の方についても修正 しておりますので、説明いたします。はい。こちらの地震 00 の日本原燃の 合わせですいません。
0:15:19	もちろん地震 00-02 の 1150 ページになりますけれども、耐震計算書のと ころで、前々回ぐらいからいただいているご指摘でございまして、各機能に 応じた許容限界を決めるといふ表がございまして、
0:15:32	こちらにつきましてこれまでのご指摘踏まえまして基本的に、施設に求めら れる機能に応じてどの部位をどの地震でやるかというようところがわかる ように基本的に構造強度、機能維持機能の機能要求機能にぶら下がる形で記 載することとしてございます。
0:15:47	あと前回の口頭でもご説明してございますけれども、こういう水平耐力のみ につきましてはこちらは構造強度を有することにぶら下がるものとして整理 をしているところで修正をしてございます。以上でございます。
0:16:00	すいませんあと日本原燃の鮫島でございます。
0:16:03	とそれからですね、一昨日の再処理のヒアリングにおいてですね、と地震 0001 の別添とした比較表の方でコメントいただきました。その意味が同じ ではあるものの再処理とMOX記載となっていると。
0:16:15	いう点につきましてはこちら 23 日に本日のヒアリング資料提出したものに なりますので、まだ反映できてございませませんが、そちらについてちょっと確 認しておりますので、適切な形に修正すると。
0:16:26	ということで、色彩の方を検討しているところでございます。以上です。
0:16:33	規制庁の武田です。ありがとうございます。
0:16:36	それでは日本規制庁の方から、事実確認があればお願いします。
0:16:44	はい、規制庁カミデですとりあえず別紙 1 から

0:16:50	確認していきます。
0:16:52	変更点以外のところも細かいところも含めてちょっと確認ですけど、まず 33 ページで、
0:17:03	直下のところですね真ん中より下ですけど、敷地全体の地下構造との関係は対象建物構築物位置でのっていう話で、
0:17:15	これは要は
0:17:17	建物の建物位置ってというのがちょっと不明確かなってというのがあって、実際はそのましたじゃなくて周辺のものも使ってるっていうことであって、
0:17:29	建物の超過または周辺のっていう感じだと思いますけど。
0:17:35	そんな形で少し明確化したらと思いますけどいかがですか。
0:17:40	はい。日本原燃の岩瀬でございますおっしゃる通りかと思しますのでそのように修正させていただきたいと思えます。以上です。
0:17:48	はい。規制庁大上です。34 ページも同じ記載があるので、これも添付も含めてですね、漏れのないように対応いただける
0:18:00	日本エリアを、
0:18:03	はい、お願いします。
0:18:06	ちょっと 36 ページですかね。
0:18:10	水平方向の組み合わせ、すでにこういう鉛直方向の組み合わせの話で、
0:18:19	ここの 36 ページしかないんですけど。
0:18:35	日本原燃の長谷でございます今おっしゃったような建物構築物としてのことでよろしいでしょうか後、機器配管系につきましては次のページもあります。はい。
0:18:44	はい来建物がこれで、機器配管系が多分次のページで、ていうのは何か記載が随分あっさりだなっていう感じで、実用炉もそうなんですけど、他に何かもうちょっと書いてあるところってないんですけど。
0:19:03	日本原燃の鮫島でございます。水平 2 方向の話としましては別紙 1 の 32 ページ、通し番号 32 の一番下のところですね、動的地震力はというところ
0:19:13	こちらで発電の記載と同じですけども、製品方向の話。
0:19:17	というのを記載してございます。
0:19:19	以上です。
0:19:23	はい。規制庁神です。わかりました。32 ページですね。はい。32 ページで、
0:19:31	今、影響が考えられる施設設備を抽出してということなんですけど、実際やってみると言ったら、設備、施設設備を抽出してさらに、
0:19:46	この施設の中でも、どの部位が影響を受けるんだっていうことを確認していますので、例えば壁が関係なくて数学は関係ありますか、

0:19:58	機器もこのポルトがポイントなんだっていうことまでやっていますんで、そういう意味でいうと、施設設備の部位を抽出し、という形で、そこまで、
0:20:09	書いたらどうかなと思いますけど、どうですか。
0:20:15	はい。日本原燃の鮫島でございます。はい。ちょっと今現状は発電炉と同じ記載とはなっていましたけれども後添付書類細かいところで、V2という部位を抽出ということを書いておりますので本文の方につきましても、
0:20:28	そちらの言葉を追記したいというふうに考えてございます。以上です。
0:20:35	規制庁神戸です。よろしく願います。あと次 38 ページですが、青字で変更になったところは、一応、
0:20:48	この間話をしたような内容が反映されてると思います。一方で、進んでいくと、50、
0:20:58	7 ページですかね。
0:21:01	57 ページの記載はこれ、もはや最初で言ってるので不要。
0:21:08	ではないかとも思いますし、書くんであれば、
0:21:13	構造これは構造強度で見ますんでこれは別々に見えますっていう機能が先ほどの、
0:21:20	冒頭のところと合っていないと思うので適切に直してもらってという感じだと思いますけど、いかがですか。
0:21:34	はい。日本原燃の鮫島でございます。はい。もともとちょっと添付の方とひもづく形として記載をしていたところがございますけれども、青字で書いたところをセミナーをして説明しているというところで、
0:21:44	こちら、4ヶ所ほどは同じような記載がございますけれども、こちらの記載は削除する形で修正したいというふうに考えてございます。以上です。
0:21:54	あと、規制庁感じです。テンプレとの紐付けで書いてるっていうのであれば、どちらかという、ちゃんとした内容にしておいた方が、
0:22:05	別紙 1 とかに行ったときに、じゃないかと思いますが、いらないですか。
0:22:11	日本原燃の鮫島でございますはい。紐づけという意味で別紙の 4-1-3-1-1 の方ですねそちらは各項目で記載をしているところがございますけれども、先ほどの 38 ページ青字の部分で、機能については、
0:22:24	等で欠けてる部分ありますけれども書いておりますし構造強度を確保するものと、さらにプラスアルファでやるものというふうに書き分けてございますのでこちらの記載から細かくした 3-1-1 の記載という意味で紐付けが、
0:22:37	できるというふうに考えてございますので、先ほど 57 ページと、その他、サピエ図形 4ヶ所ですね、記載があるところというのは削除する形に修正したいというふうに考えてございます。以上です。
0:22:50	はい、規制庁カミデですわかりました。
0:22:53	はい。続いて、65 ページです。

0:22:57	いうのを
0:23:01	地下水の話で、最初の塊の下から3行目ですけど、必要な機能が保持できるってあって、
0:23:12	結構いろんなところで、機能に対して保持って言い方と維持って言い方をしているところがあって、この辺って何か使い分けは考えてますか。
0:23:34	はい。日本原燃の伊藤です。
0:23:36	維持の方が正しいかと思いますので、
0:23:42	ポチッという。
0:23:45	お待ちください。
0:23:49	江藤。日本原燃カサモです。一方、
0:23:53	設備の、
0:23:55	機能のっていうことで書くところは保持ってしてまして、設備じゃなくて、システムとしての機能のところは維持っていう形で、
0:24:05	今書くように気をつけて書いてはいるんですけど、これ発電炉の設工認のときも、許可では維持って言葉を使ったんですけど設備の設計っていうところでは、
0:24:16	叔父って言葉を使うようにして記載してたので、そのルールってわけじゃないんですけど、そういった考え方で今記載してます。
0:24:27	はい。規制庁上出です。何か使い分けがあるんだろうなと思って見てたんですけど。
0:24:33	はい。一応わかりました。
0:24:38	システム。
0:24:40	要は配管系は、
0:24:44	維持とって、容器だったり、機器だったりというところはボジって言い方でまとめているってことです。
0:24:55	日本カサモですいません配管系についても、設備としての機能ということで保持でいくんですけど、安全の重要度分類指針とかで、
0:25:05	定義してる、広い意味での機能っていうところについて維持って言葉で、
0:25:11	今回の機能維持の、
0:25:13	方針のところと、
0:25:15	設備の機能に特化して書くところは保持って言葉で、
0:25:21	ちょっと書いてます最初からしますがすいません。
0:25:26	はい。規制庁、カミデです。
0:25:33	うん。そうですね。
0:25:35	条文と対応するようなところは1って書いてあるんです、いうこと。
0:25:40	で、

0:25:41	実際の設計の中身の方に入ってくると基本的にはボジを使うと。
0:25:46	いう感じですかね。あとは、動的機能保持とは言わずできちっと言っている。
0:25:56	うん。なんか、
0:25:58	ちょっと整理が、今聞いただけだとあれですかどちらにしてもちゃんと説明できるような整理の上で、使い分けちゃんとなってるかっていう、もう1回見てもらう感じかと思いますので、よろしく。
0:26:12	二村笠間です。了解しました。
0:26:17	はい。規制庁深見です。同じ
0:26:24	65 ページで
0:26:27	すみません、ここは以上ですね。
0:26:34	はい。
0:26:38	私の方から、本文関係としては大体そんなところかなと。
0:26:44	思います。
0:26:45	他特になければ、添付の方もザッと進めていければと思います。
0:26:55	まず、別紙 4-1 ですが、
0:27:02	267 ページで、
0:27:07	F ボツですね最初のところは 9 営業で、狩野古屋さん波及影響によってというところあとなお書きで、
0:27:17	安全機能有する施設以外の云々って、
0:27:20	あるのは、これは P P とか S G を念頭に置いて、
0:27:27	記載を入れたっていうところですか。
0:27:32	はい。日本原燃の鮫島でございますはい。おっしゃる通りでこちらの方は、その内容を踏まえて記載した内容でございます。以上です。
0:27:43	はい。規制庁のカミデです。何か言わんとしていることがよくわからなくて、何か変に限定してるように見えてですね。
0:27:50	ええ。
0:27:52	例えばその一体として設置される設備はって言ってますけど、別に一体となっても、お互い悪影響を及ぼすようなものであれば当然考慮しなきゃいけないと思うんですけど、その辺ってどうなってますかね。
0:28:09	はい日本原燃の鮫島でございます。まず f ボツの一つ目ですね括弧書きで安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等を含むというところでここで安全機能を有する施設以外、
0:28:20	の波及影響で、その安全機能は耐震重要施設のですね安全機能を損なわない設計とするということを書いてはいるんですけども、

0:28:26	その一体となっているというところが少し読めないという部分もありましたので、2段落目の方の追記をしてございますので一つ目の方で、今のお話っていうのは読めるのかなというふうに考えてございます。以上です。
0:28:40	はい。規制庁カミデです。私の言ったのは一つ目に、
0:28:44	含まれてますっていうことで、そ、それだと。
0:28:48	なお書きで、どんなケースを言いたいのか、上の上ではこんなものが抜けちゃうんでっていうのもちょっと説明いただきます。
0:29:12	日本原燃白井でございます。おそらくURLを見て、したんだと思うんですけどすみません私も抜けちゃいましてここで、
0:29:20	言わんとしたことが、もともとのその重要度に応じた設計を行うというところでまず一体となっているところは、当然ながら考慮されるものだと思います。
0:29:32	隣接してるのとか接続してるものみたいなもの下位クラスの影響はその上の文章の絵の元の文章で十分読める範囲だと思っておりますので、
0:29:43	すいません、出しておきながらあれですけどこれは改めて、なお書きで多数意味があるかという、今もともと会計者の範囲で十分設計上の考慮ができると思っていました。以上です。
0:29:56	はい。規制庁カミデです。私も何かそんな感じがして、自由の話を、もしかしたら、こういうこともやりますよって言いたいのかなっていう気もしますけどそれも当然上の中に入ってるっていうことじゃないかなと思いました。
0:30:12	一方でちょっと気になったのが、
0:30:17	どういう考え方かっていうことなんですけど、今耐震重要施設は守りますっていうことですね。で、
0:30:26	下位のクラスであったりあと安全機能有する施設じゃないものを、
0:30:30	が申し込まれた場合でも耐震重要施設大丈夫なようにします。
0:30:36	言っていますで、一方で、
0:30:40	安全機の輸送施設以外の施設に対して、耐震重要施設、
0:30:48	耐震重要施設はいいと思うんですけど、甲斐のクラスの施設が、そういう波及影響を与えないようにするのかどうか。
0:30:58	その辺の思想をちょっとまず教えてもらいます。
0:31:08	はい。宮城石田でございます。安全機能を有する施設、耐震重要施設限らず、安全機能を有する施設以外の施設に対して影響を与えてはならないとそちらの機能を損なうことがない。
0:31:22	またそちら別の設備が運営するにあたって阻害要因になってはならないというのは全般としては、設計思想としては思っておりますで、
0:31:33	ここにつきましては、大震法にかかわらず、いわゆる安全系の有する全般の機能要求だと思っております、安全機能を有する施設の002の基本設計方針添付書類、

0:31:46	別紙1別紙3ですね、藤SEの方も同じようにSAの重大事故0m別紙1別紙4の中で、設計方針として展開しているところです。以上です。
0:32:00	はい。規制庁菅です。なのでその思想は書いてあるし私が言ったように、その地震みたいな影響も含めて、安全機能を有する施設が、それ以外のSDPに、
0:32:14	あとは影響を与えないように設計するってのはそっちの方でちゃんと読める。
0:32:18	ですかね。
0:32:20	はい、弓削西田でございますはい。そういうことでございます。
0:32:25	はい。規制庁菅です。わかりました。
0:32:30	高坂です。
0:32:31	今の点で、私もちょっとだけ確認したいんですけど、方向性としてはそれでうたわれているっていうのは理解してます。
0:32:40	一方で今回
0:32:47	とかの設計、設計方針じゃないな評価方針とかまで出てれば、そこで見れるっていうことでもいいんですけど、
0:32:54	それが出てないところ漏えい特にSG側の設計が進むということもあって、その繋がりでどこまで来、
0:33:06	こちらの方を明確にしとく必要があるかというところの考慮もされているのかなっていう気もするんですけど。
0:33:14	そのあたりで耐震設計今夏明確にしておきたいこと、案いうの方での大枠の上ですね、こちらの方でも明確にしとかなきゃいけないこととかつてのは何かありますか。
0:33:31	はい、日本イシザワでございますこの耐震側で直樹を足したのです。もともとこちら下全体を離して作っていた揺れるもので、
0:33:43	耐震設計上考慮するものっていうのが、何かあるかということ整理をやってます。それがFにもともと書いてある波及影響、あとは、これから施設はこの背景影響を及ぼす上で、合わさないということのためにどういう設計をすべきかというところ、あとIO以外の施設っていうのもどういう設計をすべきかっていうところを、
0:34:03	展開をしてます。その中で、特別会計の鎌田地区の青木の記載でして、いわゆる双眼鏡みたいなのは、一般論としては、石堂構造物として、一体構造中間及び乗っかって、ああいう既設と、
0:34:19	5状態を確認するということについては
0:34:23	それを当然ながら重量として加味したりとか、連結するところの構造を、
0:34:30	荷重も含めて考慮しなきゃいけないってことがあるんじゃないかということ、あいうえおがうたってましてそれを、を見て、この地震側で書いたもんだと思ってます。

0:34:41	それはもともとの設計上の考慮としてやはりそこはしっかりと担保しておく必要があるんじゃないかというのが、言われるんで整理をした時の我々の考えでした。以上です。
0:34:52	規制庁コサクです。
0:34:55	考えるべきことっていうのを表そうという思想はいいんですけど、どこで表すのがいいのかっていうことだと思うんですね。で、
0:35:06	確かにここに繋がるんですけど、先ほどお話あったようにこの文章自体は全部包含されていて、
0:35:19	いるのであまりそのここで
0:35:21	特出しする必要がないと私も思ってます。一方これを具体にしていっていうこの後段のところでは、荷重だけじゃなくてですね、
0:35:32	一体となつてとは言っても、全く一体に挙動するわけでもない、設計があり得るので、その中では設備の中で、変形量が問題ないかどうかと。
0:35:45	というようなことだったり機能としてどういう影響があり得るのか、例えば配線を、
0:35:56	傷つけるようなあ設計になってないかみたいなこともあると思うので、
0:36:02	そういうところの配慮をどうしてくだっという時に、
0:36:11	どこでどういうふうに見ていきますかねっていうことの整理なんですけどそれをどこまで今回担保をするか。
0:36:20	いふことの検討はどうなりますでしょうか。
0:36:26	はい。日本原燃石田でございます。
0:36:29	ここで添付書類の3-1-1、あとこの後に下へ波及影響に関する方針が、
0:36:37	1-1-4の中で出てきてその1-1-4の中では、下位クラス側がこの波及影響を考えた時どういう設計思想でないといけないかと、いふことを展開をします。
0:36:49	その全体を見たときにおっしゃっていただいている通りでいわゆるSGみたいな設備、あと、他の設備も含めて
0:36:59	長期にいたりとか、あとはいろいろ干渉する可能性があるという設備も考慮して、どこまで展開をすべきかだと思うんですが、
0:37:09	原則論として、謳わなきゃいけないものっていうのはこの伊佐の1-1の中では、当然重要度に応じた耐震設計をするということと、波及影響も含めて安全機能を損なわない設計とするということ、あとは下位クラス側の設計はその3-1-1の中で、
0:37:26	下位クラス側の設備というのはこういう設計をすることによって、翌朝にも影響を与えないんだというような設計が謳いますのでその中で展開をすることが、
0:37:38	今の考え方です。この前和気が今ここにあるのは、私たちは一室で3-1-1よりは、3-1-1-4の課税救急を考えたときにどう展開するのかと。

0:37:50	<p>ということの設計思想として、法学全体の共通的な方針としてうたっており、あとは個別の設計の中でどう示すかということかなと思ってました。以上です。</p>
0:38:02	<p>はい。規制庁、蘇武です 3-1、3 の添付書類 3 の 1-1-4 と、</p>
0:38:09	<p>ということ今回の別紙 4-4 の中で、記載されているところで</p>
0:38:16	<p>具体が示せれるので、ここで書かなくても大丈夫ということは理解をしました。</p>
0:38:23	<p>で、その 3-1-1-4 では、</p>
0:38:27	<p>分かれていますか</p>
0:38:30	<p>はい、広井石田でございます逆に今、そういう説明をしながら私も頭でグルグル今考えてましたけど 3-1-1-4 ってのは今波及影響の中で謳っている下位クラスとの取り合いでいわゆる</p>
0:38:43	<p>転倒とか落下、等接続している部位の波及影響を考えた時の下位クラス側の設計をどうするかということを書いています。</p>
0:38:54	<p>その中に</p>
0:38:56	<p>どういう書き方をするかこのまま角の荷重だけじゃないってもするので、接続干渉を店頭へ今モードをいろいろ考えて書いてますので、</p>
0:39:07	<p>その中で展開をするということかと思ってます。現状は、確か検討とかの波及の話と接続部の影響の話、何かもう一つぐらいあって、</p>
0:39:19	<p>清戸塚に関することという高濃度で多分書いてあったと思うので、その中で、</p>
0:39:27	<p>関係するところ、円筒落下みたいな物の衝突みたいなもので、同じような同法令がどこに入れるかということかと思えます。以上です。</p>
0:39:37	<p>はい、古作です。そうだと思いますので、今ちょっと見てたんですけど、あんまりなっていないので、それぞれ明確にしてもらえればと思いますし、</p>
0:39:47	<p>その際に上出が言った逆方向ですね、安全施設が、他の施設に影響を与えないということも、有でうたってるわけですので、こちらでもその対応でこういう、</p>
0:40:01	<p>改良しますということがわかるようにしていただければと思います。</p>
0:40:05	<p>よろしいでしょうか。</p>
0:40:07	<p>はい、弓削西田でございますはい。承知いたしました全体見て、必要な記載の展開をさせていただきます以上です。</p>
0:40:18	<p>はい。コサクですよろしくお願ひしますカミデさんどうぞ。</p>
0:40:21	<p>はい。規制庁カミデです。ちょっと続けますけど、次に 173 ページで、</p>
0:40:30	<p>また書きで国Gの話があってで、これ何だったかな。</p>
0:40:36	<p>在校の、今週のヒアリングだったかなんかMOXって告示読んでないんだよみたいなことを言われた記憶があってですね、ちょっと具体的にどれ、いつの場面でっていうのちょっとあれなんですけど、</p>

0:40:49	何か頭にあってあれなんでここに告示の話があるんだろうと思ったんですけど、ここはここで書いてあって、問題ないってことなんですか。
0:41:02	はい。根元の井藤です。直接告示 5015 を読んでるといったところはないんですけども、
0:41:10	J-Rの中で、告示の記載があるので、それについては、ジャグを適用するといったことになりますので、
0:41:21	ここに告示を 015 の記載が必要だということで今考えております。
0:41:30	はい、規制庁深見です。わかりました。はい。
0:41:33	続いて 286 ページで、すみません、古作です。今の話で、じゃあ久野メンバーによるような気もするんですけど。
0:41:45	最新の年版でも、6501 号が残っちゃってるんですか。
0:41:52	日本原燃伊藤です。
0:41:54	すみません。最初はないと思うんですけども
0:41:58	前のページ 272 ページに書いてます
0:42:02	弱 4601-198 何とか知久池口とか、そういったものについては 6501 の記載があるかと思しますので、
0:42:11	今書いてるところでございます。
0:42:14	規制庁コサクです。今言われた年版をなぜMOXで使わなきゃいけないのかわかっていうのを説明してもらっていいですか。
0:42:26	はい。日本原燃の伊東です。こちらの主要な準拠規格というところで記載してございますけれども、
0:42:36	ちょっと名前忘れたんですけども
0:42:41	なんすかね。ええ。
0:42:45	設工認の審査指針ですかねそちらの方に、
0:42:51	こちらの方の準拠画をとった記載があったかと思しますので、
0:42:57	ごめんなさい、しゃべって、
0:43:01	古いプラント設計のやつを否定しないように配慮してるっていうことであって、新しい施設で古い規格を使えって言うてる意味ではないというふうにも思うんですけどちょっと具体見てないんであれですけど。
0:43:16	そこら辺ちょっと見て対応されてます。
0:43:19	すみません日本原燃の谷口です。
0:43:22	材料とか構造に評価をするときに、使っていたその告示は、今ここ、古作さんおっしゃっていただいた通りで、
0:43:32	出たときに使ったときの企画を生かしたままにしておくっていうので残しています。で、耐震の評価の中で言っているのはですね、耐震の弱が今、そもそも遠藤されてるので、一番新しいのがこの

0:43:46	198、7でしたっけ。だからその年代のもので、その中で、この告示に沿ってやりなさいねっていうのが、耐震のチェックの中に入れてあるんで、その説明として、
0:43:59	今その告示は、安めに読みかえますねっていう、そういう説明をしている部分でございます。
0:44:05	コサクです状況はわかりましたが、耐震のそのJ E A Gとの関係でいうとですね、ガイドで今後自白改定してもエンドースし直さない。
0:44:18	じゃないかなと思うんですよ。
0:44:22	少なくとも
0:44:25	改訂版のエンドースをしてくれっていうような話をしているのかどうかそれに対して規制庁側がどういうレスポンスいるのかと。
0:44:33	いうところなんですけど。
0:44:35	しなおさず2、平たくこちらとしてはよ、審査ガイドなりで、こういうことを見てきますよと言って、
0:44:46	それに対応する民間規格を選択するのは事業者の自由っていうことだ。
0:44:50	じゃないかなというふうに思うんですけどいかがですか。
0:44:55	はい。日本原燃谷口です。耐震の弱はですね震災のちょっと前ぐらい。
0:45:01	ぐらいから改定の話はして、何度か制定は、赤井天河がなされています。
0:45:11	実はエンドースなんですけれども、エンドースのお願いをして、1度、今のこの企画では駄目ねって、
0:45:21	いうので遠藤図として、技術評価が駄目ですっていうのをいただいてた経緯がありますんで、今それを踏まえてまた改定をしてということをしていますので、
0:45:31	今まだちょっとその民間規格がこの後全然作ってないということではなくて、改定はしているんですけれども、技術評価として、あまりふさわしくないと。
0:45:42	いうふうになっていて、今、みんなも使っているのは、この耐震尺従来から使ってた耐震弱になってるっていうそんな経緯でございます。
0:45:54	工作です。すみませんありがとうございます。と言いつつ、古いのを使うのがいいのかっていうのは非常に疑問を。
0:46:04	思う。
0:46:06	ではいるんですけど、
0:46:10	悩ましいですね。
0:46:12	すいません解決策はないんですけど、一応、わかりました。
0:46:17	はい先ほど事業者から説明あった通りの状況で、確かに悩ましいなというところではありつつ、
0:46:24	新しい企画を見ると、1984よりも大分

0:46:33	ゆるいって言ったらあれですからマージンを削った考え方が多数採用されていて、なかなかエンドースに至ってないというような状況かと思いましたが、
0:46:45	今の段階ではガイドで示してあるこういうものが使えますよっていうのを事業者が使っていると、それに合わない場合は妥当性をちゃんと確認してくださいねっていうことになってますんで言わない場合はそういう形で示してもらうっていう今はそんな感じになってます。
0:47:08	はい。そういうことです。進めてください。
0:47:12	はい、規制庁カミデです。続けて、
0:47:23	次に 186 ページで、ここで先ほどの多機能の話で、
0:47:32	本文では、主要な機能として、まずは挙げてるんですけど、286 ページには
0:47:43	S 以外の E とか C とかの機能も含めて一通りそこで書いてみますと、
0:47:50	2 パラ目で長期の機能のうち、
0:47:54	ていうので
0:47:57	これこれは構造強度の確保ですと言って構造強度見るバス。
0:48:04	一方その人は閉じ込めプロセス臨界管理云々っていうのは構造強度の括弧とともに、
0:48:12	当該機能が要求される各部施設の特性にということになってますで、
0:48:18	次が、
0:48:20	5.1 高増強となって、構造強度の話はここで終わっ終わってるというか構造強度で見ますよと言っているものはすべてこの 5.1 の話に含まれると思っ
0:48:31	そうなりと次は、
0:48:35	構造強度以外にも見ますよと言っているものなんですけど、
0:48:41	それがですね
0:48:44	ページで言うと、
0:48:48	310、
0:48:51	6 とか、あとは具体は 317 ですかね。
0:48:57	それぞれ案いう DB、ティービーと S A で建物を機器それぞれ書いてますけど、
0:49:07	基本的には構造強度以外で見ますよといったものを一通りここに書かれるイメージだったんですけど、抜けているものもあれば、
0:49:17	単純に構造強度で見ますよって言うものでももう 1 回説明してあったりっていうことで、ちょっと整理がよくわからないんですけど、この辺ってどういう考え方をしていますか。
0:49:33	はい日本原燃伊藤です。
0:49:35	5 ポツ 2 の機能維持のところ記載しているものは

0:49:40	主な安全機能重大事故に対するための必要な機能といったことで、ここに書かれてるのは閉じ込め以下の方針について詳細を後ろに記載しております。また、書きで、
0:49:56	あるところなんですけども、構造強度だけではなくて、電氣的とか動的機能の維持について、必要なところもございますので、そちらについても、後ろに記載して、動的機能維持と電氣的機能維持の方針記載しておりますので、
0:50:13	頭の方でこういった記載をしているところがございます。
0:50:20	規制庁カミデ 316 ページに書いてある内容を説明されたのかと思いますけど、
0:50:29	思うなんていうのはどうやって、
0:50:32	何をもって思うなんて知ったんですか。
0:50:42	はい。日本原燃伊藤です。主なそうですね閉じ込め、臨界遮へい、こういったものは安全機能の主なものというふうに考えてございますし、
0:50:55	MOX特有のところが出てくるので、
0:51:01	インターになりますけど、気密性の維持の話のSクラスの機能が要求されるようなもの。すいません。規制庁、加来です。選んだものを一つ一つ解説してもあんまり意味から、集団の中から出て、
0:51:16	合併したかってその考え方なんですけど、
0:51:21	特にないですか。
0:51:37	はい。日本原燃の伊藤です。
0:51:40	すいません
0:51:43	ここにどういった考えで選んだっていうのはちょっと、日本原燃窪田でございます。衛藤。
0:51:50	ここで選んだ考え方としましては、発煙口の考え方にちょっと幾つかというところもあるんですけども、基本的にその構造強度を担保するという、通常の構造コードで担保しつつ、
0:52:01	建物コンクリートに関しましては、通販構造強度では亀裂が生じるといったところがあり、その計算した場合にもその機能を適切に維持できますよねと。
0:52:12	いったところを適切にこの基本方針の中で謳うというところの概念から、コンクリートに関する機能というところが関連する機能というところは、調べて、
0:52:22	主な機能として修正で書いているところで、
0:52:26	衛藤真木配管系は、鋼材というところもありますので基本的にはその構造強度担保するという前提を置きつつ、圧倒的だとか電氣的といった特殊なという言い方がちょっと駄目かわかりませんが、
0:52:39	そういった機能として適正他の業態でもって、機能確認していくと。

0:52:44	いったものとして項目を抽出していく考え方に基づいて主なものを抽出している。
0:52:51	というのが、基本的な考え方でございます。以上です。
0:52:58	はい。規制庁カミデです。今のもう、あんまりよくわからない説明ではあったんですけど、一応
0:53:05	もう少し質問すると、主な機能以外について、どうやって機能維持をするの かっていう方針は、どこで描き表そうとしてますか。
0:53:20	はい日本原燃の田嶋でございます。江藤。まず全部の機能に対して4-1の 上の方で構造共同と構造強度のみで確保するものとそれにプラスアルファで 確認するものと二つ分けてございますが構造強度の方は一応先ほどからあり ますように5ポツ1の構造強度という項目、
0:53:37	ご説明をするもの、それからプラスアルファで、
0:53:40	必要なものっていうのは316ページのポツ2の記載ですね、二つ目の方 で、もう一度同じ名前機能の名前を列挙してございますけれどもこちらにつ いては耐震建物30側の整理の表の方がありますけれども、
0:53:54	そちらではそれらの機能の維持というのは構造強度と、電氣的機能の維持か 動的機能の維持という項目を確認することによって、すいません規制庁コサ クです。
0:54:07	書いてることを、
0:54:09	言われているんだと思うんですけど、それでよくわからないから質問して るんだということで、帰ってないところろう書いてないところとか文言では見 えないところの考え方を説明した方がいいと思います。
0:54:25	基本的にも混乱してるのは、
0:54:29	今の316ページの第一段落が動的電氣的と言ってますけど、ここで説明す るのは、次は遮へいになってるわけですよ。
0:54:41	何でいきなり再編から来るんだみたいなところとかで、そもそも何をここ では示すんでしたっけっていうコンセプト説明をされるのがいいんだと思 います。
0:54:51	で、先ほど言われてたように、一般的なその耐震計算での評価基準で、十分 に機能維持が表現できないところというところの追加評価の項目と、
0:55:06	ということなんだと思いますので、そうするとその追加評価っていうのも、何 らか構造強度担保はしてるんだけど、評価基準が違いますっていうことが含 まれてるんですよ。
0:55:28	日本原燃の鮫島大上でございます仙波衛藤松葉ですけども、こちらで何をコ ンセプトに書いているかということでございますけれども、ここ次の機能維 持の方ではまずは主な機能についてということ、
0:55:40	から始めてございますんで少しちょっと機能の順番が、ポツ2の記載と、 これ317ページ以降の、

0:55:47	大舎から始まるところで機能の順番異なってございますけれども、まずその主な機能というところの説明をする、それに加えて、すいませんコサクです。その主な機能っていう必要があるのかっていうことをそもそも私は疑問に思っていて、
0:56:01	今の書いてるの妥当性なんか全然聞いてないんですよ。
0:56:06	最終的に説明し尽くすというために、どういう方向であるべきかというところを言っていて、
0:56:16	主な機能なんかも私は議論するつもりはないんです。そういう無駄な作業をしそうだったから、横やりを今入れてですね。
0:56:25	そもそもここはポツ1では表現し切れないところを全部カバーしようと思ってるんじゃないのか、聞いているんですけどイエスノーで答えてください。
0:56:34	日本原燃の鮫島でございます。造成についてはイエスです。はい。こっちで足りないところをポツ2で、機能維持のためにそのことを書くということでございます。はい。コサクです。
0:56:45	その上で、最初2カミデが言ったように、構造共同に関するところも入っているという理解でいいのかどうかっていうのは、どう。
0:56:57	ですか。
0:56:58	日本原燃の鮫島でございます背弧こちらは、については、構造強度についても、内容も5ポツに一部記載をしてございます。
0:57:06	以上です。
0:57:08	はい、蘇武です。で、そこら辺をですね、どういう関連になってるのかっていうのを頭の整理をしながら、どういうふうな並びでどう変えていくのが
0:57:20	理解できるかっていうことを話をさせていただいたらいいかと思っております。
0:57:27	カミデに引き継ぐ前に、大枠としてですけど、317ページの、今の遮へいとか、その次の支持機能、
0:57:39	主に重大事故を意識しているような気もしますけど、
0:57:45	指示機能があり、その次閉じ込め機能があると。
0:57:51	いったところわあ、閉じ込め機能最後も、その閉じ込め機能を、
0:57:56	を確保することでと云ってるのもう完全に閉じ込め機能になってますけど、これは
0:58:02	ここについての判断基準だけで済むのかどうかというようなこと。
0:58:08	済むんだったら何でここに入ってるんだっていうところにありますけど、
0:58:13	概ねこの辺りがそれに類するのかなというふうに思います。
0:58:23	さらにいくと、319ページの臨界のところろろに変位ってとこありますけど、これも構造強度管理。
0:58:32	いうことかなあ。
0:58:33	植野。

0:58:38	その下に女性機能とかありますけど上で上がって火災防護の関係がどうなってるのとかっていうのがちょっと気になってるんですけど、その辺りの網羅性とかっていうところはどう整理してますと。
0:58:58	はい。日本原燃藤です。
0:59:01	そうですね。
0:59:04	こちらの319ページの閉じ込め機能につきましては、構造強度以外といったことで、動的電氣的な機能の記載が、
0:59:14	あるといったことで、5ポツ2の方で書くというのが、おかしいかと思えます。で言われてるように臨界防止の
0:59:24	維持とか、5ポツ1だけで読めるところについては、
0:59:28	ちょっとこちらに加来当間混乱するので、なくてもいいのかなというふうに今考えてございます。
0:59:38	はい。補足です議論の論点はわかるっていただいたかな。
0:59:43	具体はカミデからで、よろしくをお願いします。
0:59:48	はい。規制庁上出です。
0:59:52	そうですねまず最初にどういうここ316ページとかでこれどういう考え方で使っていったってあまり答えていただけなくて、
1:00:02	そのあと要は5ポツ1でカバーできないところを、すべてっていう考え方ですかって言ったら一応イエスってなってたんでまずそういう考え方でやってくださいっていうことですので実際は今、
1:00:16	そういうふうに作業はされてないと思うんで、
1:00:21	それぞれちゃんと網羅的に受けとめられるように書いてもらうということなんですけどその時、どう書きますかっていう話で、
1:00:33	先ほどですね、316ページの話だったかと思えますけど、
1:00:39	何かこの辺のまた書きのところは、動的だったり電氣的に、全部集約できるんだからそれだけ書いておけばいいみたいな話をしてで、
1:00:52	実際にはそこまでまとめられはしないんですけど、この昨日館小俣
1:00:59	見る観点でまとめていくのかそれとも一つ一つの機能について書くのがいいのかっていうところなんですけど、そのあたり今現状の感触としては、どっちがよさそうだと思いますか。
1:01:26	はい。日本原燃の伊藤です。
1:01:28	また書き以降で書いてるところにつきましては、ちょっと個別に展開していても
1:01:37	結局動的機能とか、電氣的構造強度以外に、動的の電氣的機能という話になるので、
1:01:45	ちょっと今回はまとめて書いておりますところのままで、
1:01:51	方が見やすいのかなというふうには考えております。

1:01:57	はい。規制庁管です。ちょっと 319 ページを見ながら話ができればと思いますけど、今の話だと結構割とまとめられるんじゃないか。だからまとめて書けますって話でしたが、
1:02:11	319 ページの閉じ込めなんかを見ると、これは構造強度だけでもなくて、また動的電氣的だけでもない、要は黒ボックスに対して
1:02:22	閉じ込め性を、加振試験なり多分やると思うんですけどその辺の確認をしますと言ってるのは、どちらにも入らない考え方であるし、
1:02:33	その下の臨界防止についても、5.1 とは言いつつ、変位及び変形を制限と言っていて、
1:02:43	これも別に動的とか電氣的のじゃないですよねっていうので、結局まとめられないんじゃないかと私は思っていて、その辺は実際作業されてる方が一番、
1:02:54	わかってるはずなんですけど。
1:02:57	そういう意味で、
1:02:59	どう書けますかっていうことなんですけどどうですか。
1:03:07	日本原燃の鮫島でございます。少々お待ちください。
1:03:11	あ、すいませんコサクです。
1:03:14	原燃がどうしたいと思って今書いてんのかなと私が類推する。
1:03:19	ここの機能で変えていくんだけど、ここの機能の中で電氣的動的だけは抜き出してまとめておきたいと。
1:03:28	いうことで書いたんじゃないのかなと。
1:03:31	推測をしています。そうだとしても、書き方として実際閉じ込めは動的電氣的でと言いながら、中途半端。
1:03:41	書いてしまっていたりするので、動的電氣的な詳述はまとめるニッセイを
1:03:48	ここで挙がってる機能はそれぞれ書いて、動的電氣的についてはこちらでまとめてますっていうふうにそれぞれで書いておけば、
1:03:59	記載内容ダブることなく、まとめられるんじゃないかなと思いますけど、私の推測で、原燃いかがですか。
1:04:08	頭の中で整理できました。
1:04:10	日本原燃カサモですけど、
1:04:13	ここの記載をするときに、
1:04:15	今小坂さんおっしゃったように、
1:04:17	構造共同で見てる自明の機器配管系のやつを書かずに、
1:04:22	電氣的機能維持とかを抜き出して、建物構築物の構造強度とは言いながら、特徴的な、
1:04:30	機能だけを書き出していると、ちょっと右に発電炉を置いたからその影響も受けてるんですけど、
1:04:36	衛藤。

1:04:37	もう、
1:04:37	この機能は構造強度で見ます。
1:04:40	あと、
1:04:41	この機能については、
1:04:43	閉じ込め、構造強度プラスグローブボックスの機能維持で見ます。で、この機能のうち、
1:04:51	動的機器のこういう機能は動的機能M I M A S こういう機能電氣的機能を見ますと、全部書き出すことは可能なので、
1:04:58	もう何か、
1:05:01	一部だけを説明するっていうと、
1:05:04	なぜその一部にしたのかっていう説明ができない状態に今なってますんで、
1:05:09	ちょっとそういう、
1:05:10	書き方で全部を書き出そうと思います。
1:05:20	はい。補足です。そうしていただかないと網羅性の対応にならないかなっていうふうには思ってるんですけど、特に昨日の案いう、
1:05:30	安易じゃない。昨日のヒアリングでも、火災防護についてCクラスと言いながら、
1:05:38	でもS s 数機能維持的なこともやらなきゃいけないよねっていったところをどう表すんだっていう話をしていてですね。
1:05:46	ここで主なじゃないって言われちゃうと、その説明がする場所がないんじゃないかなというふうに思ってますので再考いただければと思っ
1:05:56	てはおります。すみません。上出さん。
1:05:59	よろしくお願いします。
1:06:01	日本原電カサモです。はい。衛藤建物構築物の火災防護機能影響軽減の、
1:06:07	機能が今、建物構築物側に掛けてないので、おっしゃる通りなんでそこ押しきちゃんと書きたいと思います。
1:06:17	はい。規制庁管です。とりあえず一通り書いてみるっていうことで、本当は、
1:06:24	構造ある程度まとめだで、構造強度以外のものっていう感じでやればシンプルではあると思いますけど今やりとりした感じだと一通り書くっていう対応が
1:06:36	ベターなのかっていう感じがしますその辺りは、
1:06:41	します。
1:06:43	4 カサモすみません、一通り書くときも高機能並べてこういう機能は構造強度を確保するというので、一つ一つの機能毎に書き出すんじゃなくてある程度、
1:06:54	機能を求めて書きたいと思ってますんで、

1:06:58	はい。規制庁神です。わかりました。はい。
1:07:03	あとは
1:07:11	と関連して、
1:07:25	すみません規制庁上出です。318 ページで、閉じ込めの中のちょっと中身なんですけど、
1:07:34	閉じ込めの下のパラの下から 3 行目で、閉じ込め機能が要求される。
1:07:42	壁及び床ってなってるんですけど、
1:07:48	これっていうのは
1:07:51	例えば柱とかはりとかも、実際はこの工程室の話だと思いますけど、実際校正しててっていうことなんですけど、あれです壁及び床なんだっていうことですか、要求されてるの。
1:08:09	日本原燃の赤瀬でございます基本的にここでバウンダリとして考慮している壁及び床スラブって言うておりますが、今上出さんおっしゃってございました、柱とか、床張りですか。
1:08:20	そういったところにつきましては今申し上げたような壁とか床そういったものと一体になっているというところで 1 課の柱とかで、途中で入っていても一面一体の面として構造を有しているものでございますので、壁及び床というところで、その構造の確認をする上では問題ないというか記載としては十分というふうに考えてございます。以上です。
1:08:41	はい。規制庁神です。わかりました。
1:08:47	そうですね。
1:08:49	これ開口部とかって、どう見ておけばいいんですたっけ。どう思って今日範囲に含んでいるんですけど
1:08:59	実際構造強度が確保されていれば、大丈夫っていうことですか。
1:09:10	はい日本原燃藤です。とし、こちらの方耐震建物参事の方でも整理しておりますけども、協会設置する扉については、
1:09:20	地震時に脱落しなければ、
1:09:24	いいというふうに今考えてございます。
1:09:29	はい、規制庁上出です私も地震時に脱落しなきゃいいなと思ってるんですけど、それはどうやってたんです。
1:09:44	はい日本原燃伊藤です。
1:09:46	こちらの方につきましては、ですね、今実在実の企画で、
1:09:57	ひずみに対して脱落しながら設計、
1:10:01	何ですかね
1:10:03	機能って整理がありますので、
1:10:06	そういった J I S に基づく扉を使用すると、そういったふうなことで
1:10:15	設計するように考えております。

1:10:19	規制庁カミデですなんかそう言われてしまうとちょっとブランド評価が要るんですかっていう話なんですけどそうではなくて、今、要はここをどう共同を確保すると、要は
1:10:33	S s に対して戦略というのがですねマイク。
1:10:36	いう世界に留めますそうであれば、閉じ込め機能が維持できますと言っているの、建物がそういう設計であって、扉とかもそういうものであれば、建物の構造強度の確認をしておけば、この範囲にとどまるということがわかっていけば、
1:10:53	とじ込み機能全体として満足できるっていうことを、ちゃんと書かないとわからないんじゃないかというのが問題意識なんですけど、いかがですか。
1:11:06	はい。日本原燃石田でございます。すいません何度もやりとりおっしゃっていただいている通りで、例えば自体壁とか床とか縛りとかも含めて、
1:11:16	構造健全性を維持しつつ、2000 に対しての話をしている、構造強度維持できれば、上については通常通りの位置に存在するという。そういう意味も含めて、
1:11:30	耐震計算結果を出すときには扉長期で書かせていただいているのはあくまで構造が、建物側の構造が維持できるというのが本来の説明すべきことということで、それと付随手の扉の位置付けという展開でございました。
1:11:44	そういうことがわかるように記載を押す、展開させていただければと思います。以上です。
1:11:52	はい。長官です。わかりました。方針なので、先ほど高 J I S とかって言ってきました。そこまではさすがにここには書かない。
1:12:02	その辺は、耐震建物 30 とかも、そこで補足してもらえればと思いますんで骨格のところは、わかるようになっていうことで、ちょっとお願いします。
1:12:17	はい。日本原燃者でございます。承知いたしました。
1:12:23	規制庁加治です。次にスタッフ。
1:12:27	125 ページですけど、地下水排水設備の話があって、
1:12:35	今回 S A 施設っていうのも、青字で追加されてますけど、大枠の方針としてはここで今日案いうとか、S A の
1:12:47	共通条文に対応しますと言っておいて具体は設備リストの丸付けで見えますよっていう話を聞いてたやに記憶しているんですけど。
1:13:00	今日ですね
1:13:02	扱う、午後の扱う予定の共通 08 だと、地下性排水設備のところ、6 条しか丸ついてなくてですね。
1:13:13	何でかなって思ってたんですけど、作業漏れなのか、考えが変わったのか、私の勘違いなのかちょっとその辺変えていただけますか。
1:13:30	はい、日本イシハラでございます。すみません。

1:13:34	牛の漏れかもしれません。こないだお話をして、重大事故側も含めて、丸を付けるという話を、
1:13:43	してたと思ってました。
1:13:46	共通は、8 款について 55 ページ。
1:13:51	のところの 27 条とかには丸が確かついていて、30 条のところにも地下水排水設備、
1:13:58	がいい。
1:14:00	二重括弧の 0 ということで、展開をさせていただいてると思ってました。
1:14:06	以上です。
1:14:08	はい。規制庁カミデです。S A側は確かにすぐなんですけど、DB 側が悪くがつれてないっていう状態だから、漏れてるんですかね。
1:14:21	ああいうに従ってそうですね共通条文との展開でいくと
1:14:26	はい。
1:14:29	そうですね何も書いてあればですね。はい。失礼いたしました。はい。
1:14:34	はい、規制庁カミデわかりました。適切に反映してもらったと、いうこと。
1:14:41	あとは、
1:14:50	331 ページ。
1:14:58	ここもまた地下水排水設備ですけど、
1:15:02	本文側に書いてある、必要な、
1:15:07	非常用電源とかの話が展開されていないんですけど、どうなってますか、どっか移ったんですか。
1:15:24	日本原電の鮫島でございます。本文側の設計、今ご指摘いただいたページは、10 ポツになりまして耐震計算の方針としましていまして、ページとして 325 ページ。
1:15:37	先ほどコメントいただいたところですけども 6 ポツの構造計画と廃止計画のところですね上から 1234 段落目、
1:15:45	の後ろの方にですねこちら非常用電源設備からの給電が可能な設計とするところと本文を受けた記載として、
1:15:53	こちらに書いてございます。
1:15:57	すいませんハセガワ基本設計方針の記載で江藤、田井筒井となるところの記載がこちら抜けておりますので比較表については修正をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
1:16:15	はい。規制庁岡見です。わかりました。
1:16:24	後々続けて、
1:16:31	と進んでですね、
1:16:39	380
1:16:42	4 ページですけど、

1:16:47	これ重要度分類で、燃料加工建屋の遮へいのところ一番下からクラスが一番下ですね。
1:16:57	燃料加工立ち会いの主要なコンクリート鮭っていうのが、どこを表してるかがよくわからないんですけど、どう、どう読めばいいですかね。
1:17:15	はい。
1:17:16	日本原燃伊藤ですけれども、燃料加工建屋を例にしますと、燃料加工建屋の壁すべてを言ってるわけではなくて、
1:17:27	外壁とか一部の壁について、遮へいの機能を期待してるといったところで、
1:17:37	すべてじゃないといったところで、主要な本杭、主要な部材、
1:17:44	部材がコンクリートの遮へいになってると。
1:17:47	そういった意味で、あ、すみませんっていう
1:17:52	古作です。設工認なので、設工認でどういうふうに表示してるのか統一取れてて、対象が明確かっていうようなことで説明をいただくということだと。
1:18:04	はい。日本原燃の伊藤です。
1:18:06	はい。今の実績の通りですねちょっとこのままの記載では、
1:18:13	どの部位っていうのは読めないと思いますので、ちょっと修正の方をかけたと思います。
1:18:22	コサクですねのためですけど、コンクリートづくりのところのどこかとかかっていうよりはそもそも設工認だったら遮へい設備として登録するしないとかかっていうので、
1:18:34	一旦整理してきてるような気はするんですけどその範疇の中でさらに限定をかけたっていうようなこととかあるんですか。
1:18:44	はい、日本の西原でございます。限定をかけたという気がなくてですね、今古作さんおっしゃっていただいたようにしゃへい建屋車両としての仕様表とかに謳っている場所が、この主要なコンクリートターゲット1というところだと、
1:18:57	思っておりますので、用語大南なり、使用表とのリンクであったりということも含めて、言葉遣い、整理をさせていただきます。以上です。
1:19:08	はい。補足です。よろしくお願ひしますカミデさん。
1:19:14	はい、規制庁梶です。
1:19:16	あと、
1:19:19	次 387 ページで、これも重要度分類のところですけど
1:19:25	この間のヒアリングで少し話しましたが、
1:19:29	上位クラスと下位クラスの取り合いのところ、
1:19:34	原則としてって今書いてあってですね、
1:19:38	これ、MOXにおいて、実態どうですかっていう話をしたと思いますけどこの記載ってどうなりますか、原則外がある、ありますか。

1:19:56	少々お待ちください。
1:20:04	日本原燃石田でございます。あとちょっと詳細調べました共通要求の中に耐震クラスの分類の説明が書いてまして、
1:20:14	結果としましては溶接線を取りあえずしてるところがあります。そこについてはそうした場合の影響というので安全機能に、
1:20:24	いずれそういう影響ありませんという説明を強制競売に書かせていただきますので、これも第一文または上位クラス脳側の第1弁。
1:20:34	以外には、溶接線、溶接点でやってるところがあるということでございます。以上です。
1:20:43	藤規制庁カミデです。そういうものは、
1:20:48	あっているのかってところで、
1:20:52	とりあえず方針にもその辺が、
1:20:55	お話をしてこういう場合は溶接線でもいいんだみたいなことをちゃんと書かないといけないんじゃないかと思えますけど、どうですか。
1:21:04	はい、宮城西田でございますはい。とりあえずとしては原則としてというもともと考えているのは確かに弁とかでちゃんと境界が切れることというのが、本来の姿だと思いますのでそういう場合の例外である場合の設計としてはこの場合は、
1:21:20	溶接で取り合うことこうあり得ると、ただその場合にはこういう機能への影響がないっていうのが前提ですよというのが、設計方針の中で見えるようにさせていただければと思います以上です。
1:21:34	はい。成長株ですその辺はよろしく申し上げます。
1:21:45	そうですね。ちなみにこれは勝大南も確かに原則としてって書いてますけど、
1:21:54	これは、
1:21:56	あれなのか。
1:21:57	(2) 原則 (2) 番だけど、(3) 番みたいなものもありますっていうのが発電の方針なんですかね。
1:22:27	日本原燃谷口です。今お話をいただいた (2) と (3) でいくと、
1:22:33	これと格納容器バウンダリと冷却材圧力バウンダリのところの、
1:22:39	話なので、
1:22:41	これでいくとちょっとそれぞれ機器が、
1:22:44	書かれているので、それぞれこういう設計します、なんだと思います。
1:22:49	発電の側の設備でいきますと、系統ごとにその耐震クラスなり、機器のクラスが、
1:22:59	決まっていますので、分かれるところが、配管とその配管の継ぎ目の溶接部になりますと、

1:23:07	というのがあったりするのかなと思いますごめんなさい。具体的にちょっとどういうところというのは、
1:23:13	ないんですけどもクラス区分は分かれるんですけども、その影響が及ばないように、その上位クラスの設計を演技できるところまではします。
1:23:24	ていうのが、設計の考え方なのかなっていうふうに思いました。
1:23:31	はい。成長管理です。わかりました。特に原燃側においてはそういう手当、何らかの手当を原則開発提案の回答が、
1:23:42	ということで、よろしくお願いします。
1:23:49	次にですねまだそれなりにあるんですけど、
1:24:02	と 400、
1:24:07	すいません、そのあとですね。
1:24:21	規制庁、神です。
1:24:24	516 ページで、
1:24:32	これが地震応答解析の基本方針で、
1:24:40	この間ですね、類型化の話をしてまだ
1:24:48	なかなかこちらと医師が合わせまた再度考えると、
1:24:55	大体方向性は見えたんですけど、またサイズで、
1:24:59	いう感じになってました。で、こちらが言ってるのは、基本方針として、基本方針の考えでいうとどういう分類になりますかという話で、
1:25:13	整理を進めるっていうことでしたけど、
1:25:16	その 1 例として少しお話ができればと思っているのが例えばこの 516 ページだ等
1:25:24	一般機器っていうものに対してまず、こういう方針ですと。
1:25:30	配管系をこういうふうにやります。次のページにいくとクレーン類みたいな形で、それぞれこれは解析モデル上の設計方針ですけど、
1:25:44	それぞれ観点が違うので、基本方針が分かれますっていうことですからこういう単位ですね、野瀬物送って説明していくってというのが
1:25:56	基本方針に基づく結果だと思っておりますので、これに従って分類してくださいっていうわけじゃないんですけどもののイメージとして、基本方針と、
1:26:09	類型化の対応っていうのはこういうイメージだと、いうことでお伝えしておきますけど、何か事業者から確認したいこととかがあってありますか。
1:26:19	日本原燃石田でございます。はい今おっしゃっていただいたイメージこの間も、結局違うん、途中段階っていうか、結論に近いところから逆算して何か分類がこう持ってきているところは、頭から順番に、墓穴あそこ最初の頭のところが基本方針と結びついた上でそっから勉強していくなら、

1:26:38	つまりその3先の設計方針で分類をされる、評価方針で分類されるっていうことだと思うので、そういう形で紐づけをしていくということで理解をしてございました。以上です。
1:26:51	はい。規制庁、カミデです
1:26:54	相原さんも理解いただいているかと思います。またフォローしていただければと。
1:27:01	606 ページで、これ機能維持の方針で、こちらにもちゃんと展開してくださいねっていう話なんですけど、につけるんですが、
1:27:12	606 ページとかを見ると、添付の3-1-1では本文の展開を受けて先ほどお話をしたように、いろんな機能があつてみたいな骨格の説明があるんですけど、
1:27:26	606 ページであつたり3-1-1-8ですか、についてはその辺の考え方が
1:27:37	特に書かれないままということなんですけど、これってあれですかまだ作業が追いつかないのか、
1:27:46	どういう、
1:27:47	例えばそのほとんど0女流で整理しているから、3-1-1-8においてはセイリガクみたいのは書かなくていいんだっていうことなのか、どんな感じの状況ですかね。
1:28:06	はい。日本原燃の伊藤です。
1:28:08	ですね別紙4-1を添付書類の3-1-1で書いてるので、ちょっとこちらの方については今空いてなかったんですけどもさらに
1:28:21	下のあと添付の方にも書くべきかなと思いますので、ちょっとこちらの方は、各方向で、
1:28:28	修正を考えたいと思います。
1:28:32	藤規制庁カミデです。
1:28:36	単純にコピペしてもってという感じもするので
1:28:41	3-1-1-8の書類構成も踏まえて、全体国家構造を示すかっていうことだと思うんで
1:28:51	その辺りは
1:28:53	各、
1:28:54	書類で、適切な前書きという場合、
1:28:58	そのあたりがちゃんと確認して作業してください。
1:29:04	はい。日本原燃の鮫島でございます。はい江藤、中身構成の方考えた上で整理したいと思います。今のご指摘いただいたページ606ページ、Aとお話いただきましたけども、基本的にA3の1-1の5ポツ機能維持の基本方針というところで、

1:29:17	青字で構成書いておりましたので、3-1-1-8としましては、少し飛びまして720ページに、4ポツ、機能維持という項目、ここから機能維持の話をさせていただきますので、
1:29:29	こちらについて今回3-1-1で書いた内容。
1:29:33	の整理の部分を書くのか。
1:29:36	というところで少し記載のほうを検討したいというふうに考えてございます。以上です。
1:29:47	はい、規制庁管理です。よろしくお願いします。
1:29:52	あとはですね経産省側、
1:29:57	少し話ができればと思うんですけど
1:30:02	その前、方針側で規制庁側から何かあればお願いします。
1:30:14	藤規制庁幹事です特になければ、ちょっと進めさせていただいて、
1:30:21	1143ページのところなんですけど、
1:30:29	これが、
1:30:31	耐震計算書の方ですね、燃料加工建屋、
1:30:34	構造概要っていうことで、今重要区域みたいな話もありますけど、先ほど重要度分類のところを話したように、
1:30:47	重要区域はSでありつつ、それ以外、Bの機能も持っていて、さらに全体としてはSクラスの支持構造物っていうことだと。
1:31:00	思いますんで、今も重要区域がSだともう特に書いてなくてですね、なってますけど、ちょっと特殊特殊っていうわけでもないんですけど
1:31:14	類、古い場所によって、SだったりBだったりっていうことがあってそれぞれどういう役割を持ってるのかみたいなのは包蔵培養のところできちんと説明をいただければと思いますけど、いかがですか。
1:31:31	日本原燃の小笠でございます。今の上出さんおっしゃった内容については、全部ではないんですが、江藤1141ページのところの概要のところ、重要区域の壁床はSクラス。建屋全体はSクラス監視指示というところは書かせていただいております。
1:31:47	ただおっしゃっていただいた通りBクラスの遮へいの話は書いてないっていうところと、あとは図面として重要区域のバウンダリの図面なんかはその構造概要のところを書いてありますのでちょっと記載値はもしかしたら、構造概要の方がいいのかなというところもありますのでちょっとその辺検討した上で、
1:32:02	さっきの遮へいも含めて記載のほうへ皆、追加させていただきたいと思います。
1:32:08	はい。規制庁神です。それでBクラスの車再編の話をすると、これも建屋全体はっていう感じになるのかなと思ったんですけど先ほどでいうと個別の家米によってみたいな感じが。

1:32:26	あって、実際どっちなのかなあとと思うんですけど建屋全体Bとして、建屋全体をBとしていますっていうことなのか。
1:32:36	やっぱりその一つ一つのところなのかっていうと考え方としては、どっちで すかね。
1:32:43	日本原燃の間瀬でございます。評価の機能を有する部位としてはその遮へいの 機能要求に応じた部位というものが実際は上流側で
1:32:54	あるとは思っているんですけども、この耐震評価の観点でいきますと主要 なコンクリートというところで特に場所を特定せずに建屋全体としてのB2 度Bとしての評価みたいところでやっているというのが実態でございます。 以上です。
1:33:08	はい。長カミデですその辺がちょっと、重要度分類の整理とあと実際は、設 計としてこうしていますっていうところがの繋がりもわかるように、概要と して説明いただければと思います。
1:33:23	その上で、
1:33:26	一部、
1:33:28	Sで一部Bっていうときに、実際、建物の設計とやってるんだっていう話 と、普通、SだったらSのは静的地震力なりSD、D、
1:33:43	確認をしてっていうことだと思っていてその時は別に地下だけやるわけじゃ なくて建物全体でやってるんだと思いますんで、
1:33:53	そういう意味ではBクラスの機能しか持ってないのか下であっても、設計に おいては、SDなり、静的地震力に耐えられるようなメンバーになってるっ ていうことなんですか。
1:34:10	日本原燃の長谷でございます。工認上の機能維持に基づく、設計というより はあくまで社内の、何て言うんですかね財産保護上の安全上、安全性向上み たいなところの設計の話という観点でのちょっとお話に、
1:34:25	なるんですけども、実態として一部の建屋の一部の部位がSクラスだっ ていうところになっておりまして、社内の設計の思想としてですけども、 建屋全体として今先ほど上出さんおっしゃってたような、
1:34:36	SDでの概ね弾性で全挿が行くとかそういったところについての確認はして いるということが我々の設計思想ではあるところでございます。以上で す。
1:34:47	はい規制庁菅です。その辺りも計算としては当然不要なんですけどそういう 設計にしていますと。
1:34:57	要はここはSでここはBだみたいな話をするとちょっとややこしくなるん で、それをフォローする意味でもそういう設計になってるんだと、いう古藤 まで
1:35:08	説明してもらえればと思いますけど、よろしいですかね。

1:35:13	日本原燃の大賀清でございます。今のご指摘につきましてこの構造概要のところに書くというところで、あくまで何ていうんすかね規則要求ですとか基本方針からの流れとは別のところの我々の取り組みみたいなどの記載というところの、
1:35:28	位置付けだとすいません理解しているところでございます。すいません、申しわけすいませんコサクです。ちょっと
1:35:34	私が混乱しちゃったので
1:35:37	明確にできればと思うんですけど、
1:35:40	スクラ数なりと合わせて評価するっていうことを言われたような気がするんですけど。
1:35:48	その時ワー、
1:35:51	SクラスそもそもSクラスの施設の評価の中に、Bクラスの
1:35:56	壁も含まれちゃっていて、耐震被害中みたいなどのお話で、何か、
1:36:03	混在しておかしくならないかっていう気もしたんですけどそこら辺どういう配慮されてるんでしょう。
1:36:14	日本原燃の赤瀬でございます。すいませんちょっと答えになってるかあれですけれども、基本的に当然やはり重要区域というところにつきましては、その部位に対して地下3階のフロアというようなところの構成する壁のところに対してSクラスとしてのS _s とSDの評価を、
1:36:31	実施するというようなところは当然、いや、当然やることというところで、設計をしております。ただ、一方で建物全体としてこの地下3階だけは、S _s -Dでやって、例えば、すいません、例えば3C _i みたいな話をすればいいですかね、地下3階だけはSクラスの3C _i やって他のフロアは1台ですみたいなそういうような話は、
1:36:51	主に、そういったところも全体も含めて、3C _i みたいなそういったところのSクラス地震での設計としては内情としてはやるというようなところの話でございますので諏訪SDある他のところは、それをきちんと拡張した上でやって、きちんとというか拡張した上で自主的にやっているというそういう位置付けになってございますちょっとすいません回答になってるかは、
1:37:10	ちょっと微妙ですが、はい、以上です。
1:37:12	すいません、補足です。私も漠とした質問で申し訳ないんですけど、Sクラスの評価の時の、モデルの中にBクラスその他、壁とかが入ってきちゃってるっていうことじゃないっていうことですかね。
1:37:26	日本原燃の加瀬でございますそれは違うと思ってございまして、あくまで重要区域の壁はBクラスであるので、申し上げSクラスでありますので、Sクラスの評価をやる、そのほかの部位として主要なコンクリートで他のフロアとかにBクラスの遮へい器があると思うんですけども、そこはBなりの評価

	をするというようなところがまずベースとしてあるというところでございます決して
1:37:45	SとBが混在するとかごちゃごちゃになるとか、そういうような話ではないというふうに認識しております。
1:37:51	以上です。
1:37:53	古作です。
1:37:55	混在しないというのが実態どういうふうにな、どういう評価なのかなっていうのがちょっとよくわからなくて、Bクラス的设计であれば、動的解析とかもしないので、そんなに、
1:38:11	悩むこともなくその時の入力はこのように今3C iとかがって言われてましたけど設定して評価してますので、わかるんですけど、そそういうようなものを
1:38:23	SDなり、整数についても一体としてやっていますって言われると、あれ、どうやってやってんだっけっていうのがよくわからなくなったっていうのが、素朴な疑問だったんですけど。
1:38:40	お答えになっていたのが何か単純に通常のエスピーの話をしてたようではないですね株主さんです。お願いします。
1:38:48	はい。規制庁神谷です聞いていたのは耐震評価っていう意味ではなくて設計として、実態どうしていますかっていう観点で聞いていて
1:39:02	Sクラスの耐震評価をする時にBクラスが入るとか云々っていうわけではなくて、耐震評価っていう意味でいうと、SYSBはBに対して、
1:39:14	評価をしてると、いうことなんですけど実際設計をするっていう時に、壁のメンバーだとかを決めるっていう際は、
1:39:24	実際は3C iなりS s-Dっていうものを使って設計をするので、そのときに、SはSの範囲だけ。
1:39:34	SDなり3C iを使います。それ以外の壁はわざわざ違う地震力で断面を算定するとか設計をするっていうわけではなくて、
1:39:45	全体Sの間接支持でもあるしってということでSクラスに使う、設計用の地震力を見ながらそれに耐えられるような設計にしていますっていうことを設計の説明として入れていただくのかなと思ってましたが、事業者は理解いただけますか。
1:40:05	日本原燃の大橋でございますすみませんわかりやすくご説明いただいておりますがとうございませぬおっしゃる通りでございます、今のこの期新規性基準に基づくというかその大切後任としての評価ではなくて、そういう設計としての取り組みというところでございます。以上です。
1:40:21	規制庁岡根です。あと基準との対応では関係はないということはあるんですけど、基本方針と全く関係ないかっていうと、そこはちょっとあまり同意ができません、

1:40:34	実際構造計画の時には、構造計画の添付資料ですね別紙 4-9 とかですかね、この辺は
1:40:47	あまり詳しくは書いてませんが、要は、ちゃんと関係な建物で設計をするっていう構造計画があって、その中の一つの取り組みだとは思ってます、とは言っても
1:41:00	基準上の対応ではないんだけど、基本方針と全く結びつかない対応だって言われちゃうとあれって思うんでそこだけお伝えしておきます。
1:41:12	日本原燃の大橋でございますかしまりました構造強度じゃないすいません構造計画上の基本的なところの思想みたいところを受けたものだというふうな認識で、にいたしますので、まず、今先ほどご指摘いただいたのを踏まえて構造概要のところどこまで書くかというところありますが、
1:41:27	その辺記載検討させていただきたいと思います。
1:41:34	はい、伊勢長官です。よろしくお願いします。
1:41:41	ちょっと先に進もうかと思いますが、
1:41:46	次、1150 ページですね許容限界の表で、この辺は機器、設計方針側でどんな機能がありますかってそれで何を確認しますかっていう展開で、
1:42:00	まだ整理を進めてもらったところなんですけど、今回またその反映状況を見て思うところが、
1:42:10	まずですね、基礎地盤っていうのが、支持機能に入ってるのがどうもおさまりが悪いとかおかしいなっていう感じがして、
1:42:20	何でかなって思ったらそもそも基礎地盤で安全機能を有する施設でもないし、だから、こういう機能があるっていう耐震建物 30 でもう整理をしていないのに、
1:42:33	何かとりあえず支持機能に入ってるっていうところが何か違和感なんだと思いました。なので、
1:42:40	まず安全機能を有する施設としての評価というこの安全機能を有する施設の表なので、これは別に地盤はこの中に入れずに別の表で表現すればいいんじゃないかなと。
1:42:51	その時には別に何の要求機能っていうよりはどっちかっていうと、6 条っていうよりも 5 条の話なんで、地盤の支持性能の確認と、
1:43:02	ということでこういう許容値使えますということなのかと思いましたけど、事業者、いかがですか。
1:43:09	日本原燃の加瀬でございますまず上出さんおっしゃいます通り、基礎地盤自体が設備じゃないっていうところと機能維持の観点での整理したところに設備としてこの基礎地盤に支持機能がかかるという整理ではございませんので、
1:43:23	まずそこにいるのはちょっと微妙だなというのは我々も同意しているのは同意するところでございますので、しなくてもこの表に一体として書くのはち

	よっと微妙だなというところは認識いたしました。ただ他の表を作るかどうかというところの観点なんですけれども、ちょっと先行炉の記載ぶりなんか我々見ながら、ちょっと書いているところがございますけれども、
1:43:41	柏崎とかですと原子炉建屋としての計算書としては確かに載ってなかったりするんですけども、そのコンクリート構造物の方の耐震計算書では同じように、この表の中で、今一番上に保有耐力で要求機能一の構造強度の確認というようなところ。
1:43:58	あくまで機能にぶらさがらないその構造強度の確認の中で、の基礎地盤というところ書いているというのが柏崎の例でございましたので、それと合わせるような形にするのはおそらく例として先行例との整合性という観点でも、我々の機能維持からの設備と、
1:44:14	評価項目のブレークっていう観点でも整合するのかなと思いますので、ちょっとそのように対応させていただければと思いました。以上です。
1:44:25	はい。規制庁カミデです。
1:44:30	あんまり要求機能が、
1:44:33	みたいな性には、
1:44:37	よくない、あんまり見栄えが良くないだっていうだけなんですけど、それでいうと要求機能でいうと地盤の支持性能というのがまた別に向上としてあって、
1:44:48	それが入ってくるのかなっていう気もしました。
1:44:53	で、
1:44:54	そんな感じで認識はいますか。
1:45:03	日本原燃の長谷でございますあくまでこちらの表は安全機能を有する施設としての評価というところで、あくまで建物の躯体とか、そういったところに限定したところの話で記載して、
1:45:17	地盤のところはちょっと別のところで先ほど上出さんもおっしゃってた地盤としての条文対応というかそういうようなところの評価として、表を分けるのが綺麗かなというところも思いますので、そのように対応したいと思います。以上です。
1:45:34	はい、規制庁からレスポ終わりました。
1:45:41	ちょ、大体そんなところから後は
1:45:45	この後 1.2、整数になっちゃうのでそれは、
1:45:50	ちょっとまた別で話を聞こうと思ってますのでとりあえず私の方から、6条であったり 27条っていう範囲においては、以上です。
1:46:06	規制庁竹田ですその他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:46:12	規制庁ハバサキです。1回SSは除く、あとかなということですよ、
1:46:22	今資料の 1176 ページ。
1:46:26	の、

1:46:31	秋の入力方法のところ曲げモーメントの表がありますんで、これ前回の指摘で当間に関しては層の上端と下端な数字が出ますからということで、
1:46:41	記載をした方がいいんじゃないかという話をして、結果がその 1191 ページの方には反映されてるんですけども、今回、1176 ページの方の曲げモーメント、上端下端の値を、
1:46:55	あえて一つの数値しか入れてないっていうのはね、こちらは渦中の表だから入れてないというふうに理解してるんです。理解すればいいんでしょうか。ちょっとその、
1:47:04	1191 ページと 76 ページ、使い分けの理由を教えてください。
1:47:19	はい、丹羽板橋でございます今浜崎さんのおっしゃったところでございますちょっとこちらの方が回収だったので最終的な値を記載した方がよろしいのかなというところで今ちょっとそういったところで使い分けの方をさしていただいたといったところが私どもの整理でございます。
1:47:35	規制庁箱崎です。
1:47:40	私の方でも住宅方あるんでしょうけども今のような話で入力中の値ということで、こちらは一つの値にしましたという説明で理解しました。私の方からですね、そこまでの資料に関しては以上です。
1:48:02	規制庁の竹田です。
1:48:05	うん移転だけ確認させてください。ページが、
1:48:10	730 ですか。
1:48:22	データが多くて、すいません、ちょっと。
1:48:33	少々お待ちください。
1:49:01	すいません。お待たせしました。
1:49:04	のかっこいいのアクセスルートのところになるんですけど、
1:49:09	現状の記載だと、アクセスルートについては真壁だけ評価すればいいみたいな感じになっているんですけど、
1:49:17	スルートなので床も含むのではないかなと思ってるんですけど、これ、どういう整理で壁だけということに整理されてるんでしょうか。
1:49:35	日本原燃の鮫島少々お待ちください。
1:49:51	日本原燃の大瀬でございますこちらなんですけれども、操作場所及びアクセスルートの保持機能と言っておりますが、考え方としてはですね支持機能のところにも書いてると似たような話なんですけども、壁の評価をやっておければ、その変形性能みたいところが十分に褶曲に余裕があれば床とか、そういったところについても、
1:50:09	おのずと水準になるというようなところの話になると思ってございますので、全体としての安全性担保できるということは確認できると考えてございますそういう考え方で、そういうふうな壁というような記載にしているところでございます。

1:50:21	規制庁の竹田です。はい。そうですね市域の見ながらそういうことかなとは思っていましたが、ちょっと現状の記載だとそこまでちょっと推察ができればするものちょっと読めないところではあるのでそこは追記いただけるといことでよろしいですかね。
1:50:52	すいません聞こえてましたでしょうか。日本原燃合わせ大変失礼いたしました。そうですね過去操作場所アクセスルートを保持する上で必要な部位が当然あった上での記載になると思うのでちょっとそこら辺も触れるようにはい。記載の方。
1:51:06	拡充したいと思います。以上です。
1:51:08	規制庁タケダ数、よろしくお願いします。
1:51:12	登坂規制庁側からございますでしょうか。
1:51:19	ないようでしたら日本原燃の方から修正方針について説明をお願いします。
1:51:26	はい。日本原燃の伊藤です。
1:51:30	今日のヒアリングを受けて資料の方の修正していきますけれども、まず入力地震動、基本設計方針の入力地震動の記載ですけども、
1:51:41	直下だけではなくて周辺の地盤も出るといったことでその辺がわかるような修正を行いたいと思います。
1:51:50	水平2方向の記載で施設設備の抽出ということですけども、具体的には、マボルトとか明確になってるんで施設設備の部位の抽出といった、そういったふうに明確化するような記載を行いたいと思います。
1:52:08	あとは地下水排水設備のところコメントいただきましたけども、機能の維持と、作法時維持維持と保持ですね、そちらの方の使う件については、
1:52:20	1もう一度社内で確認して、明確に
1:52:25	適切に記載の方を行いたいと思います。
1:52:29	あと表現会の記載で
1:52:35	許容限界の内容を書いた後で上記構造強度の他といった記載があったんですけども、そちらの方については不要と考えております。これ、1ヶ所だけじゃなくて4ヶ所ありますけれどもそちらの方の削除を行います。
1:52:50	次が、波及影響のすみません、規制庁、川満です。一つ一つの理由は少しまとめてこういう観点でやり直すとか何か。はい。申し訳ございません。はい。
1:53:04	大きなところでいきますと機能維持のところになります
1:53:10	こちらの方、等ですね動的機能とか電氣的機能維持についてまとめて書いてるところがありましたので、こちらは
1:53:21	個別に要求されるものがわかるように、もう少しばらして書くような記載を行いたいと思います。
1:53:27	はい。その他ですと、重要度分類のところでは遮へい設備側から、

1:53:35	述べてるところはわからないのでその辺を直すこと。あと、重要度分類の取り合い点ですね、そちらについては溶接部の溶接のトリガーにといったところで、その辺の設計方針が見えるようにしたいと思います。
1:53:50	あと、機能維持関係では機能維持の基本方針のところ、まえがき展開してるんですけども、3-1-1-8ではそういったことはないので修正するようにいたします。
1:54:05	あと、操作場所アクセスルートについても床についても問題ないといったことが見えるようにするといったこと。最後計算書の方につきましては、
1:54:17	機能維持の基本、すいません、構造概要について、どういった
1:54:22	遮へいについての考えですかねその辺がわかるようにすることとあと、今日限界の表についても
1:54:30	尾上。
1:54:31	あれコメントを踏まえて適切に見直したいと思います。はい、設営。
1:54:36	修正箇所以上になります。
1:54:39	すいません日本原燃の鮫島でございます。本日直接議論とは違うんですけども、追加ですと本日の議題1一つ目地盤0002の方でご指摘いただきました建屋に設置するものというのは地盤の要求を建屋に設置することで満たすと。
1:54:53	いったところこちら別紙4-1に、記載人0002の別紙4-1にも同じような記載がございますのでそちらは合わせて修正をしたいと、いうふうに考えてございます。
1:55:03	それから冒頭でも説明しました地震0001との横並びというのを確認した上で、記載のほうを適切に合わせるなり両方修正するところを対応したいというふうに考えてございます。
1:55:14	それからですね本日の午後のヒアリング共通08というところでご説明しますが設備構成の見直しというのをさせていただきますので、それによりますね地震0002は、別紙4-3に設備のリストをつけてございますので、
1:55:26	必要に応じてそちらの修正を踏まえて、地震0002別紙4-3の修正というところも、今後反映したいというふうに考えてございます。以上です。
1:55:39	タケダです。ありがとうございます。今の説明でコメントございますでしょうか。
1:55:47	規制庁深見です最後お話のあった別紙4-3で、重要度分類表で、
1:55:57	もともとあるっていか許可でもやっていた事業と組んで表とあとは、設工認段階の分類表って2種類あるんですけど、どちらがどう変わるの。
1:56:08	ちょっと説明いただけますか。はい。日本原燃の鮫島でございます。すいませんとまず変える方としましては許可の表としてまだつけている部分というのはこちらは許可通りで、記載を変えるないということを考えてございます。一方次回も含めて、

1:56:23	今回記載をさせていただきました表の中にですね主にCクラスの設備になるかと思うんですけども、そちらの方で、設備の区分等を見直した部分というのは、適切に整合がとれる形で直すということを考えてございます。以上です。
1:56:41	規制庁カミデ設備の区分っていうのは、もともと成形施設に入れてたけど、例えばその他の施設に出ますとか、なんかそういうカテゴリーを、
1:56:55	分けるっていうことで登場人物自体が増えたり減ったりではないっていうことですか。
1:57:01	はい、そうですねちょっと具体的なところまですべてはあれですけどもはい区分が、そうですね成型施設にいたグローブボックス温度監視設備とかですねその他の施設に振り直したというか、そういう部分の見直しを反映すると。
1:57:14	整合をとるということで、認識は、一緒だと思っております。以上です。
1:57:20	規制庁、神戸です。そういう意味でいうと許可時点の重要度分類表もし説明っていうのがあってそのあと、
1:57:32	具体の設備面みたいな感じで展開されてたんで、影響ないっていうのがよくわからないんですけど実際影響はない、なかったってことですか。
1:57:42	日本原燃の鮫島でございますすいません私がいはい上げた名前での名称の設備が許可のリストでは確かに衛藤核施設のところに記載をしていたという記憶でございますので、
1:57:52	そちらの影響も含めて必要であれば修正ということで考え、整理をしてから、はい修正のほうは考えたいと。
1:57:59	思います。以上です。
1:58:05	はい。規制庁、上出です。ちょっとでも、
1:58:10	あんまりなんか、ああそうですかって刷って入ってこなくて施設名、どんな施設に、どんな設備がぶら下がってるかっていうのは許可申請書でも結構、説明があってそれに、
1:58:24	基づいて整理がされてたように思いますんで、
1:58:28	なんか設工認段階で変わるっていうのがあんまりないのかな、設工認においても、そのきょカーでやっていたことをちゃんと展開するっていう作業をしている中で、患者さんでそこ、
1:58:41	はい。ごめんなさい。先ほど言われてたやつは、共通 08 とかで話をしたところで、何を疑問呈されてるのか、私もよくわからないんですけど、
1:59:02	あ、すみません、規制庁郡です私、
1:59:06	の問題意識がよくわからないってことですか。
1:59:09	はい。
1:59:12	規制庁深見です。すいません。そうすると私の方で聞き漏らしというか認識漏れがあったのだと思います。はい。

1:59:22	はい。
1:59:24	共通の方の話として、あちこちに類似の設備がぶら下がってて、特に計装関係ですけど、それを設工認やっていくにあたってどう、
1:59:36	整理をしていった方がいいのかということで基本設計の段階から詳細設計で名前が変わったり、束ね方が変わったりってのはおかしいわけじゃないので、整理をしてくださいっていうのを今やって、
1:59:49	まとめてきているところだと思います。午後のヒアリングの中で、そこら辺を確認して進めていければということですので、それに応じて表が変わること自体はおかしくないと思いますけど、
2:00:03	その気が、どういう機能を持っていてそれに対する重要耐震重要度がどうでといった内容が変わるといって、問題があるんですけど、
2:00:13	そういうものじゃない。ただ、名前を変えていくってところだと思ってるので、そんなに論点はないかなと思ってますけど、原燃はそういうことで今言われてるだけですよね。
2:00:24	日本原燃の鮫島でございますはい今おっしゃっていただいた通りで設備のマークの名称が変わった各場所が変わったりというところで、耐震で言いますと耐震重要度が変わるといったような話はございませんので、適切に共通側の資料と整合をとれる形に今後修正するというところでございます。以上です。
2:00:44	補足です。亀田さん理解できました。
2:00:47	はい、規制庁カミデズその警報関係っていう例示を言っただけだと、何点か見直しだっというので全然大丈夫ですか。それとは何かまた別の話があるのかなと思ってちょっと聞いてしまったところ、
2:01:09	はい、規制庁鏡です私の方からは以上ですが、
2:01:15	とりあえず、27条までの範囲をやっていて
2:01:21	もう大きい出てる。
2:01:22	本当はあれですかね、連休にいっぺんにS sまで終わらせるつもり。事業者としてはそういう計画だったってことですね。
2:01:31	はい。弓削志田でございますはい。牛尾表がそういうことでした。はい。
2:01:39	規制庁、上出です。
2:01:43	僕も重大事故があるので、ちょっとそこでまた合わせてっていう形にしてもらって、
2:01:52	あとは津波だけはチャチャットはやって終わってもいいかなと思いますけどいかがですか。
2:02:00	はい、日本石田でございますはい十時 10-2 のパートが午後ありますので 1.2 S s はそれとセットで、津波の方は午前中のうちに終わらせられればと思います。よろしく申し上げます。

2:02:13	はい、規制庁カミデですね。午後の順番ってどうなっていました。先に共通でしたっけ。はい。与儀石田でございました共通でそのあと十時 002 関係でございました。はい。
2:02:28	はい。規制庁神戸です。わかりました。
2:02:32	そうすると共通やって 10 時あって最後に 1.2 S s がいいですかと。それとも、
2:02:40	そちらの都合もあると思うんですけど先についていう E S S だけやってっていうのは、
2:02:45	ありかなと思います。どうしますか。
2:02:54	はい。日本原燃車でございますちょっと今インターバルになってまして、右と左と言っていることが違うんで、どうしようかなと思ひながら、
2:03:05	はい。当初計画の一番最後に T S 挟んでいただければ結構かと思ひます。以上です。
2:03:14	はい。規制庁加茂です。わかりました。じゃあちょっとそういう形でまず最初はメニューと共通化っていうことをお願いしますで。
2:03:24	すいません次、ちょっと津波で少し確認をしたかったのでメニューに入れますけど、
2:03:34	津波の資料って、8 月 2 日版が最新でいいでしたっけ。
2:03:39	日本の牟田でございませすそちらが最終、最新版になります。以上です。
2:03:45	はい、規制庁カミデですそれで、津波の 8 月 2 日、津波、
2:03:53	0002 の 6 ページなんですけど
2:03:57	まずは耐震重要施設Ⅱですと、あとは重大事故と対象施設と言った上で、
2:04:09	これから防護する施設以外の安全機能有する施設についてというのがあって、大枠の方針としては、大体許可でも聞いて許可の会議所、
2:04:22	言ったような話を書いてあるんですけど、
2:04:27	今回津波 2 は具体的な設計今回見るわけではなくて、方針で許可で言った通りですと。
2:04:35	ほとんど津波来ない位置、設置しますっていう方針をまず述べてもらうっていうことの整理になってますから。
2:04:43	そういう意味でいうともうちょっと具体的に方針を変えた方がいいかなと思ひてまして
2:04:52	応募する以外の安全機能有する施設って、実態としては海洋放出管だけだろうし、その時にやる必要な措置っていうのも、基本的には工程を止めるとか、
2:05:05	そういうところだと思いますんで、わく行った上で具体も記載するという感じで、

2:05:14	何ていうか、燃料加工建屋っていうよりは今回の設本全般としてこういう方針なんだというのが、第1回でもわかるようにしてもらえればと思いますけどいかがですか。
2:05:25	はい、弓削西田でございますはい6ページ、設計上考慮する津波から防護する施設以外の施設と安全機能を有する施設具体的にはおっしゃっていただいている通り、ボックスの場合はこれから抜けるものっていうのは、例えば全部入っていることからすると、開発課だけが残っていきますので、
2:05:44	それに対する措置としては、
2:05:46	今一度損傷した場合に対する措置と補修等をやる際には、廃液の発生量の低減策としての工程停止といったものをやるということだと思いますので、この一般の部隊の開発課に対する考慮として、
2:06:06	津波による損傷を考慮して廃液の発生を低減のための工程停止であったり、必要な補修といったことをやるということを、展開ができればと思います。以上です。
2:06:21	はい。規制庁菅です。よろしくお願ひします。当間本文にも書きずつ添付にも入って、
2:06:34	私の方からは、
2:06:39	ページのタケダですその他津波 00020、規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:06:49	よろしいですか。
2:06:51	修正工数についても今、石原さんから話あった通りかと思ひますので、
2:06:57	にこれ以上、振替等に行くようかと思ひます。
2:07:01	それでは午前中のヒアリングとしては以上とさせていただきますと思ひますが、ここままで何かございますでしょうか。規制庁側、いかがでしょう。
2:07:13	よろしいですか、本件はいかがですか。
2:07:18	はい。日本原燃は特にございませぬ。
2:07:20	はい、了解しました。それでは午前中のヒアリングとしては、これで以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
2:07:29	ありがとうございました。
2:07:31	麻生。
0:00:01	録音を開始しました。
0:00:02	藤規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があつた設工認申請について、
0:00:14	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:18	まずは規制庁側の出席者を紹介いたします。
0:00:22	と本庁会議室からナカガワキシノタカナシ。

0:00:27	オオハシタケダ。
0:00:30	セトガワシミズと、あとで遅れてタジリフジワラも参加しますとその他WEBからと、コサク。
0:00:40	ハバサキ。
0:00:41	カミデをか。
0:00:44	以上になります。
0:00:46	まずは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で議題の構成について説明をお願いします。
0:00:54	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:58	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:01:03	タカマツ。
0:01:04	タニグチ。
0:01:06	イシハラ。
0:01:07	山田。
0:01:08	菊池。
0:01:10	サトウタカハシ。
0:01:13	サトウタカハシ。
0:01:15	セガワ。
0:01:17	藤野。
0:01:18	自分。
0:01:19	シミズ。
0:01:20	岩谷。
0:01:22	窪田。
0:01:23	中浜。
0:01:25	ウェブからの参加で、豊川。
0:01:28	以上となります。
0:01:30	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、大きく共通シリーズと、中、重大事故に関わる案件でございます。
0:01:38	画面共有させていただいてます。資料といたしましては、共通 04、
0:01:44	05、
0:01:46	6708
0:01:49	1\$。
0:01:50	重大事故関係で、
0:01:52	十時 00-02。
0:01:55	十時 01。
0:01:57	030405、すみません。

0:02:02	新 1.2 S s -01 以上となります。
0:02:09	それでは共通 0405 から説明を開始させていただきます。
0:02:17	2 本目の石田でございます。共通 04 デビジョン 8 ということで、8 月 24 日に提出をさせていただいた資料になります。
0:02:26	変更しました主なポイントとしましては、右下 11 ページ。
0:02:34	1 ページの一番上にあります 3 ポツ工事工程設計進捗等の分割申請で考慮する事項というものでございます。
0:02:42	前回やりくださいでお出しをした資料につきまして 3.1 対象施設のところが、一括で出しますよみたいな、さらっとした文章が書いてありました。その時のやりとりを
0:02:54	ご指摘あったところございまして、どういう分割市場分割を考えた昨日やはり考慮事項として、全く聞いているわけではないので、そういったことで考慮すべき事項となるのかというのを洗い出した上でちゃんとこの
0:03:08	四つの中で展開をするということで記載を、整理をさせていただきました。
0:03:13	11 ページの (1) については低レベル廃棄物保管用容量ということの考慮という点でございます。12 ページについてはこれ事故設計進捗の考慮ということで記載を展開をさせていただいてございます。
0:03:30	はい。共通 4 の修正のポイントとしては以上でございまして続けて共通 05 の方の説明に入らせていただきます。
0:03:39	京都 050 ビジョン 6 ということで 8 月 24 日同じ日に提出をさせていただいてございます。
0:03:45	こちら、一つ目の修正ポイントは今の 04 でお話をしました廃棄物管理施設に関するところを同じでございまして、
0:03:54	共通 05 でいきますと右下 10 ページから、
0:03:58	第二グループにおける申請の考え方の中でお書き以降、廃棄物管理施設における廃棄物の保管容量についての当初、逼迫してこれについて考慮が必要だといったことが、
0:04:13	今度、
0:04:14	今までの間でどう生成してきたのかということ、またそのどういうことを考慮して今、同じタイミングで申請することで問題ないのかと優先順位をつけなくていいのかというところの、
0:04:26	今の現状の結論に至った背景なり考え方を整理をさせていただいたのが 10 ページから 11 ページにかけて、記載をさせていただいたものになります。
0:04:38	ただ、本文に行きますと、右下 18 ページ、(5)、もともとこれはスタートの 4.3MO X 燃料加工施設、(5) ということで、
0:04:49	何か分割申請において建設工認と分割の仕方が変わっていると、建設工事の工程を考慮するのであれば、前回と何ら変わらないんじゃないかと、その辺がいくつか変動して、

0:05:03	例えば、2項、2回申請で一行新規が入っている、3回申請で2項変更がいるといったことについて、そういった形になっている理由というのが、具体的な例示を含めてわかるように記載を拡充をさせていただきました。
0:05:18	二階の方について大きくは、
0:05:21	廃棄施設ですね、の組み合わせグローブボックスの廃棄施設の組み合わせでの、いわゆる適合性の説明ということで、建設工程を考えれば、前回以前です。ね私が今考えたときに果たして
0:05:35	もともとの考え方が多かったのかっていうのが若干気になるっていうところがまさしくこういうところにして、
0:05:39	複数回に跨るような設備ってのはやはり、例えばの机では下から順番つくでもやっぱり跨るものは、最初の段階でやはりや、
0:05:48	設計とする各項目サトウしておくべきだろうということから考えると、
0:05:52	これ当初から2階にあってもよかったんじゃないのかという気はしてますのでその辺も含めた上での全体の整理ということ。
0:05:59	あとは、3階の方についてはグローブボックスの温度感知のところですね、新規制基準で新たにお金を含めた設計を追加した部分これの設計進捗を考慮して、
0:06:11	ずれている部分があるということで、建設工認から夜間計画として変更した部分がありますということを、具体の例をもって、説明を追加させていただきました。
0:06:22	また18ページの5ポツでございますがこれPPの変更なんかの申請のタイミングをどう考えるかという手続きの考え方を整理をして記載をさせていただいたものになります。
0:06:34	本文としては、この部分でございます、
0:06:39	続きまして表関係でいきますと右下、25ページから24ページか24ページ25ページ、前回までのやりとりを踏まえて修正をしています。
0:06:51	ただあの、すいません、やっておいてあれですけど、一部触れ忘れていた部分がありました例えば、25ページ、第4グループの2項変更で、左の29条の火災だけが、丸がついているこれ対象設備がそもそも左側どこ見てもないのに、
0:07:07	これまでやっぱおかしいので、ちょっとすいませんご覧の縦に並べるときに書き過ぎましたということでございます。
0:07:13	はい。阿藤。前回江藤だって24ページの開発課のところは、参考1ということで後ろに記載を、どういうところ取り合ってるかも含めて記載を確認をさせていただきましたと。
0:07:27	ということでございます。
0:07:29	はい。あとお断りをする文章が非常に小さくて恐縮でございます23ページとか22ページに書いてある最初の部分は今回変更してませんという、

0:07:41	見せないかのちっちゃい字で書いてますけどもう少し大きくべきだったかなと。
0:07:45	思っております。
0:07:47	はい。あとは、先ほど言った参考でつけたものが、右下 39 ページから、具体的には 40 ページに図があって開発課のところの取り合いが、
0:07:59	書いてございます。MACCSとしての施設の話、再処理としての範囲施設の範囲、また境界権の話というのがわかるように整理をさせていただきました。
0:08:11	前回
0:08:13	来週第 4 主幹として在庫の対象になるものっていうのが、最初にあつてという話をさせていただきましたその対象になる範囲けれども、学部で恐縮でございますが 40 ページのところに記載を、
0:08:26	させていただいているところでございます。
0:08:29	変更点最後になりますが、右下
0:08:34	51 ページから表になってます以前からやりとりをさせていただいて、ちょっとこちらがなかなか結論を述べられなくて、時間が経ってしまつて恐縮でございます。
0:08:45	設備区分の整理許可の時は許可の時でちゃんと整理をしたつもりですけども設工認のステージになった時にその機能、やっぱりその機能を達成する上でのいろんな組み合わせ、設備の組み合わせでの説明と、
0:08:59	いうことも踏まえたときにどういう設備区分での整理がいいのかと、いうことを再度整理をさせていただきました。
0:09:07	はい。大きなところとしては、
0:09:12	動いてこない。
0:09:16	59 だけ。
0:09:18	契約関係で 59 だけ。
0:09:20	59
0:09:23	59 ページですね。
0:09:28	59 ページのところで、
0:09:31	その他のところに、警報関係の設備ということで大変話があつた臨界検知のガスモニターとか、ボックスの負圧温度を監視であつたりと、
0:09:43	ということとあと他の設備区分に入っていた、いわゆる
0:09:48	インターロックの回路みたいなものも含めて、この警報設備の関係として整理をさせていただきました。
0:09:55	それ以外のここに入っていないもの、交換としてのモニター類みたいなものは、放射線管理としての適合性の説明の中で基本設計書の関係で整理をしていく方が、

0:10:07	企業との関係の説明がスムーズにいくんじゃないかと、いうこと、あとは火災の安全とかの感知とかですね消火設備みたいなものも、
0:10:17	やはり火災の感知消火という、基本設計方針の展開での適合性の説明ということが、やはり紐づけをした方が、施設入居者の説明が展開しやすいということもあってそちらは入れずに、おっしゃる通りの設備区分でそのまま、
0:10:33	残していきたいと、いうことがございます。
0:10:36	はい。
0:10:37	共通 05 含めて説明は以上になります。
0:10:42	規制庁志水です。ただいまの共通 0405 について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:10:52	生協田尻です。幾つか確認させていただければと思うんですが、ちょっとバラバラで申し訳ないですけどまず 24 ページのところ、
0:11:00	先ほど古井が滑ったというので火災の話の第 4 グループの 2 項申請の話されたかと思うんですけど、
0:11:08	共通語ですよ。
0:11:09	共通項ですごめんなさい。
0:11:13	24 ページで、先ほど
0:11:17	第 4 グループの 25 ページで第 4 グループの第 2 項のところ、葛西古瀬できましたって話をされた。
0:11:24	第二グループの 2 行わーいるんでしたっけ。はい。評議員の石田でございます同じでございます。フランスベッドという意味で同じでございます恐縮でございますはい、同じように、競うと思ってました。以上です。はい。
0:11:40	何、ちょっとこの 05 で相談議論するかどうかという意味でまず聞きたいんですけど最後に説明された。
0:11:47	という意味でいうと、後に出てくる資料でもうちょっと詳しい情報があったり説明書との絡みとかがあったりするんですけど、原燃としては、さっきの説明で大井だという意味なのかそれともこの資料としては
0:12:04	はい、与儀西田でございます。そういう意味では、資料がいろいろ跨ってしまっていて申し訳ございません設備区分として行動したというところの整理は共通 05 の中で
0:12:15	実際もともとあの話に、尾田話題になっていたのがそういった計装関係を 1 回どういうふうに申請書に展開するのかっていう、加工施設ならではの問題がありましたのでそちらは、
0:12:26	共通 08 で、説明をさせていただければ議論させていただければと思ってました。以上です。
0:12:32	はい。規制庁土肥です。なんで取り合え
0:12:35	本当にそれを立てます。

0:12:37	ただいま途中の説明の中でもありましたけど他のモニターの話とか他のくくり飛ばしている、感知と言うべきか、結局かわかんないけど制限設備とかがいて、
0:12:47	そこらの絡み、他の設備を込みで多分確認しなければいけないのでちょっと後でまた具体的に確認させていただこうと思う。
0:12:53	です。
0:12:54	ちょっとその辺自分の分だけさっき言わせていただくとあと、18ページから19ページに書かれてるやつで、ここ、
0:13:01	確認をしておきたいという意味で言うと、
0:13:04	Pと保障措置の話が書かれていてああいうところとか十字のところでは設計方針も書かれて本文添付にある程度記載がされてで、
0:13:13	また相互に連携取りながらやってきますよというところを認識した上でなんですけど、
0:13:17	資料にどこまで書くかというところは別途あるかもしれないんですけど、イメージとしては、
0:13:23	衛藤、P P単独でできるものは置いとくとしても、設備に関連するやつは再処理で言うんだったら、2回目で今日全部出てくるから2回目のタイミングMOXに関しては、全部が終わったタイミングなんですかそれとも関連する設備のところが終わってそこに、
0:13:39	付随するようなP Pとかがあればその部分だけとかっていうふうにバラバラ出てくるイメージですかね。
0:13:45	はい。与儀西田でございますはい。
0:13:49	E P設備の申請そうですね
0:13:52	基本的には最後にまとめてという感じで考えてました。もし事前にやる必要があるというものがあれば、最初に同じように、同じ開示、その開示の中での、並行してということもあるかもしれませんが基本は、
0:14:07	最後にまとめてという感じだと思ってました。以上です。
0:14:10	はい。規制庁田尻です。連携をとりながらという形になるんですけど、当然設備が固まった上でどう設置するかという話になってくるので物が固まってからということで一応イメージとしては理解できました
0:14:20	ちょっと後の設備飛ばしちゃったものが多かったんですけどその時にまた確認しますと、自分からこの資料まで自分は以上です。
0:14:30	規制庁シミズですとただいまの内容に関連して他、江藤木瀬、関連してと規制庁側から確認はございますでしょうか。
0:14:41	なければ伊東ほか、すいません、規制庁コサクです。
0:14:46	共通05の最後の表はまた08なりで話をされるということ。
0:14:55	と理解をしつつ大枠だけちょっと確認を。
0:14:59	コンセプトというか確認をさせていただければと思います。

0:15:10	51 ページから建屋については、前はその他の戦闘パターンのような形で書かれてたところを、
0:15:21	初出で書くということで、
0:15:28	設備登録としてはし成型施設というところで、仕様表書いて、
0:15:37	他の施設のところでは、整形のやつ。
0:15:42	整形のところで登録している、建屋の中に設置しますということで、
0:15:52	関連づけをしていくっていうことに変えたっていう理解でいいんですか。
0:16:00	はい、弓削西田でございますはい回答がもともと許可の時もそうしていたんですがそこが明示できてなかったということでございました。以上です。
0:16:10	規制庁コサクです
0:16:12	明示できてなかったというかその表現を、外枠に出してというふうにしていたものを、整形の内枠にした上で、に変えたということです。
0:16:23	はい、与儀西川でございますはいおっしゃっていた通りでございます。
0:16:27	はい。規制庁不足です。で、グローボックス負圧温度監視設備については逆にその内数でそれぞれ書いていたのだけれども、
0:16:38	一連の設備になるのでまとめて書いていこうということでこのところからは外していったと。
0:16:46	いうことで、
0:16:52	当次のページの 52 ページに行く投手配管っていうのは事業費を入れるので、書き忘れてましたっていうようなことなんですかね。
0:17:02	はい。日本原燃石田でございますはいおっしゃっていただく通りでございます。
0:17:06	はい、規制庁コサクです。
0:17:10	それで、
0:17:19	放射線管理施設はその機能に応じてというようなことで、整理を進めておられたという理解でいますのでこれは共通 08 で、またその考えを聞けるということでもいいですかね。
0:17:37	はい。与儀西田でございます。はい、そうさせていただきます。
0:17:42	はい。規制庁不足です。それ、
0:17:46	55 ページに行くと重大事故のやつが書いてますけどこれも先ほどの話であったということ。
0:17:56	改良してます。
0:17:59	56 ページ、その他に入ってきてて、
0:18:04	火災防護のところはDB性を分ける必要はないですよという整理が、
0:18:12	されていて、
0:18:17	超過設備のところでは三つ追加になってるのはこれどういう趣旨と思えばいいんですか。

0:18:28	はい。与儀西原でございます。もともとですねこれはS A側にそれぞれ入っていたものを、
0:18:35	同じ火災防護設備、かつ消火設備の一連の流れとして、ここに加えているということでございますほとんどのものをした通り同じ重複だったんですけどここ三つだけが、
0:18:48	S Aから、ここの中に入れ込んだというものでございます。以上です。
0:18:53	はい。規制庁、蘇武です。わかりました。
0:18:56	その次のページ 57 ページワー
0:19:02	母線とかを明示してきたと。
0:19:05	いう。
0:19:07	で、
0:19:10	電源供給、
0:19:18	今回、
0:19:19	電ゲインの関係は、
0:19:25	14 番って理由が入ってますけど、
0:19:33	これは、
0:19:34	どういう、
0:19:37	遠地なんですか。
0:19:45	はい。弓削イシハラでございます。はい。これは 24 条の非常用電源としての要求とそれ以外のものを区分けを、
0:19:56	させていただきましたということなんですけど、
0:20:01	わかりました。パソコです。それで言うと、バグッと書いてたやつを、その機能ごとにちゃんと仕分けをして、より具体化をして評価してきましたと。
0:20:13	は、
0:20:16	主、
0:20:17	すいません。はい、二本木西田でございますはいその通りでございます。
0:20:21	はい、わかりました。規制庁、宗です。
0:20:24	それ、
0:20:27	それであれですね重大事故のところはそういったところは全部上に上がっているんで、消えているということですね。
0:20:35	はいその通りでございます。
0:20:46	はい、規制庁コサク説大体そのやってきたことの様子はわかりました。わかりました。言ってから続きですけど、59 ページのところは警報関係という
0:21:00	形共通 08 で、
0:21:03	お聞きしたいと思います。念のためですけど、その次 7 ポツ 4 ポツ 5 っていうことで空調用設備とありますが、

0:21:20	換気設備との関係性っていうのはどう仕分けをされてるのかっていう考え、ちょっと共通0発言入っちゃったかもしれないですけど。
0:21:28	お聞かせいただけますか。
0:21:38	はい、二本木西原でございます。
0:21:41	今回設備とかぶるところがないものを、一番最後に、空調関係設備として書かさせていただきました。
0:21:51	はちょっとネーミング的にわかりづらいですかね。
0:21:55	いや
0:21:56	あのね、とりあえず枠として、
0:22:00	間に多様なものだけ出てるけどどういう考えのもとですかってのをまず押さえておきたいなと思ってお聞きしたので、
0:22:09	状況はわかりました。また共通08で、ここを聞かせていただければと思います。その関係だと次の窒素循環も似たような感じがあるかなと思いますので、また共通08、
0:22:24	私から以上です。
0:22:28	規制庁志水です。ただいまの内容に関連して規制庁側から確認がございますでしょうか。
0:22:37	大丈夫。
0:22:38	はい。
0:22:39	藤規制庁シミズです。
0:22:42	カミデさん。
0:22:43	補填されますか。
0:22:45	すみません。
0:22:47	規制庁上出です。内容に関連していくよりも、ちょっと改良コース間のところをもう少し聞きたいなと思って、
0:22:58	40ページに資料をつけていただいて、
0:23:06	何が分かんないかっていうと、
0:23:11	24ページの表で、
0:23:15	第4グループのところ、海洋放出管が1校だったり、以降だったり、両方に渡っていて、何でだろうっていうところで、この資料があるのかなと思う。
0:23:28	ですけど、まず40ページの図でいうと、MOX施設で、既認可を受けた範囲っていうのは、725と72ののですか。
0:23:44	はい。日本イシハラでございます。この絵でいきます青い部分だけです。
0:23:51	と規制庁カミデです。赤い部分は、認可を受けていないってことですか。

0:23:59	はい。日本原燃瀬谷でございますこの部分は、まだ認可を受けてもともと確か3回ぐらい出そうと思ってたやつで、申請してなかった範囲が、この部分で、
0:24:09	1回、2回、1回だけ。
0:24:13	2回だけでも管癒着これ。
0:24:16	このもともとの許認可って第1回だよ。もともとの既認可の範囲は第1回の申請で認可を終えていた範囲ということです。以上です。
0:24:27	はい。規制庁管です。
0:24:32	なかなか難しいというか配管を認可出したんだけど、
0:24:39	行き先と出てくる、出てくるところ、両方ともない状態で、この青い部分だけとりあえず認可を受けてたというのが事実関係ということですね。
0:24:53	はい。二本木西浦でございます。はい。良いか悪いかという話ではなく、事実としてそういうことです以上です。
0:25:01	はい。規制庁神です。わかりました。その時は海洋ホース管理系という名称のままということでもいいですかね。
0:25:19	はい。与儀西原でございます。はい。
0:25:23	もともと、
0:25:25	委員会を受けた範囲としては39ページによるいい事業。
0:25:30	第1回設工認、1人か単位ということでこの
0:25:35	放射性、
0:25:38	もう漢字も間違ってますねこれ何か本当に間違ってるのかな。佐瀬廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の中で、認可を受けているということでこれを今回のリスト上附属設備と言いながらも、
0:25:51	嘉陽小塚に導くための一部の設備ということで開発管理系ということで、名称を
0:25:59	今、つけさせていただいてるところでございます。以上です。
0:26:07	はい。規制庁上出です。
0:26:10	すみません39ページのどこを見れば、
0:26:15	会議室管理系だっというのがわかるのかがちょっとよくわかんなかったんですみません、ちょっと39ページですね真ん中の枠第1回既認可申請書抜粋と書いてあるところの、
0:26:26	赤字で書いてある検査槽までの配管及びその後、排水孔から最初に説明の配管投稿がまさしく先ほどの青い線の話をしてました。
0:26:36	排水工程っていうのが、数40ページの図で書いてます点線で書いてある弁のところですね、排水工と書いてあるところ、ここから最初にまねると言ってるこの境界、
0:26:48	のところまでの配管の話を、この文章で書いているということでございます。以上です。

0:26:56	はい、規制庁カミデです。わかりました。それで言うと、設備の区分としては、
0:27:11	先ほどの、
0:27:14	50 ページ後、60 ページ近くの設備の区分でいうと、液体の廃液処理設備がどっかにありますよね。
0:27:30	すみませんちょっと今見つけられてないんですわ。
0:27:39	日本列車でございます 52 ページを、
0:27:44	下に気体廃棄物の廃棄設備と、
0:27:50	ありますここの中身ですねテレビだ廃液処理設備、あと嘉陽ガス関係管理課や大津管理系と、
0:28:02	はい、規制庁カミデさんありがとうございます。なので
0:28:07	39 ページで言うと、低レベルの廃液処理設備として、
0:28:14	もともと認可をしていた、はい。
0:28:18	てことですね 1040 ページの青いところはもともと低レベル。
0:28:23	廃液処理設備としてやったものを今回は、海洋放出管理系として、
0:28:32	私の名前は名前というか、
0:28:36	1、1 というか所属を変更した上でその部分だけは、2 項申請ですっていうことですか。
0:28:46	はい、日本エリアでございますはい。そういうことで整理をさせていただきました。それが一応ちょっと思いが伝わらないかもしれませんが、40 ページで吹き出しで書いてあるところにおいて、テレビ廃棄処理設備のすぐくとして申請したが、
0:29:01	開発管理系の共有伴い排水工から、とりあえず前をも含めてですね海洋放出放出管理系の反映として整理をさせていただくということでございました。以上です。
0:29:16	はい。規制庁上出です。
0:29:20	あるので
0:29:22	あれですね、モック数単独としての管理、海洋放出管理系のエリアは 2 更新制で、再処理と共用する部分が、1 個申請バスっていう整理で、
0:29:35	また赤いところはまだ出してなかったから、これはこれで低レベル廃棄物設備って結構修正になりますっていうことだとまず理解しましたか。いいですかね。
0:29:45	はい。乳井入沢でございます。はい。おっしゃっていただいている通りでございます。
0:29:50	はい。それ直感です。わかりました。わかり同じ名称なのでわかりにくいので具体的に施設購入されるときは

0:30:01	f r o mてみたいなものを入れてわかるようになっていことなのかもしれないですけどりあえず状況はわかりました。で、あと 40 ページの強度評価の対象が
0:30:14	最初にの建屋内で出て少しの間のところってあるんですけど、これってどういう考えなんでしょう。
0:30:25	日本原燃清水です。
0:30:27	えっとですね、こちらがですね、
0:30:30	技術基準の解釈でですね、
0:30:34	主要な溶接部の対象の条件書いてございまして、
0:30:37	今回はですね、会計 100、150 ミリ以上で、かつ、
0:30:43	最高使用圧がですね、1960 k P a にアスカに該当する部分が 4 主幹になりますので、
0:30:51	ここの範囲がですね、
0:30:53	会計が 150 以上の配管になって、圧力が
0:30:57	条件に合致する範囲ということで 4 週間程度で強度評価の対象に整理してございます。
0:31:05	はい、清長官です。わかりました。
0:31:08	それで言うと 24 ページの表にあるような整理になりますということで、
0:31:19	第 4 グループの 1 項申請で、15 条のところは、
0:31:25	共用部分が 1 項申請だから、これについては、三角にしますっていうこと。
0:31:34	あとはあれですね三角にしているようなもの、要はこれ最初に、
0:31:41	と同じですっていうものなんですけど、申請書としてはどんな感じで出てくるのかっていうのが、イメージ聞かせてもらえますかね。要は、書類としては何らかつてくるんだけど中身は全部飛ばしてあるとか。
0:31:55	もしくはおんなじものが、とりあえずついてくるのかとかですね、ちょっとその辺、教えてもらっていいですか。
0:32:01	はい。二本木者でございましてはい。今考えていたのは、
0:32:07	ものが表紙として書類をつけますとただ中身は再処理の認可を終えているものを参照すると、そちらと同じですということで記載をさせていただこうと思ってました。
0:32:17	その考え方が一応あとで出てくる共通 8 の中の 139 ページに書いてある、設工認申請書の目次の記載方針ということでタイトルがいまいちなんですけど、
0:32:27	d ポツのところに書いてある、記載を適用しようと思ってました。以上です。
0:32:35	はい、規制庁岡見です。わかりました。この辺っていうのはあれですかね。実用炉の運用も見つっていいことで理解していいんですか。

0:32:45	はい。弓削須田でございますはい。実用の方の号機間の共用であったりということも含めて、うちの社内でも同じようにやってるところ見ながらはやらせていただきます。以上です。
0:32:59	はい、規制庁カミデさん。わかりましたありがとうございます。私の方から共通 05 は以上です。
0:33:09	規制庁岡です。ちょっと関連してなんですが、参画、
0:33:14	言っていて申請対象として扱っているというのは、
0:33:19	ちょっとまだ理解しきれてなくてやり方とかは全部、
0:33:23	わかる、申請の方法とかわかったんですが、
0:33:27	本当に三角なのかなっていうところがやっぱり、
0:33:31	申請対象じゃないのかなというところがやっぱりまだちょっと理解できてないんですが、先行発電炉の例なんかも全部、申請対象ではないって扱いなんですよ。
0:33:42	与儀西田でございます。3角という書き方が、誤解を生じているようであれば、0でも全然構いません。これ
0:33:54	避難通路でも同じように別紙 2 とかで別紙 2 だったかな。
0:34:00	委員会のやつも、最初に側での申請の内容をそのまま我々としては引用してありますよってところも一応三角で※を打ってそう書いてたのもあってというほかの設置、消費税の関係も含めて同じように、
0:34:13	展開をさせていただきまして申請対象でないと言ってるつもりは全くありません。ただ丸々計算結果なり、試設計方針を示すものとは若干違うかなということ三角ということだけ、
0:34:26	国会の参画とは意味が違うのでアスタリスクをつけて、説明をするという形で展開をさせていただいていただいていたところでございます。以上です。
0:34:35	はい、規制庁下です。申請対象の条文ではあるっていう認識であり、了解しました。
0:34:43	ちょっと、水今福店の方でいろいろ確認した 39 ページ目の参考 1 の作業時間に係る共用判子についてなんですが、
0:34:52	今野瀬、カミデの方、
0:34:55	とのやりとりなんかを踏まえて、拡充としていただけますでしょうか私も、
0:35:02	どこ。
0:35:03	結局その経緯なんかは少しよくわかりませんでした。
0:35:08	その辺も踏まえてもう少し拡充いただければと。
0:35:18	はい、日本原電車でございます。はい。
0:35:22	拡充の、私の思ってたイメージとしては、今、この 40 ページの図と、39 ページで書いてることが一対一にあまりリンクをしないところもあったので、
0:35:35	これ一てる赤の枠のステータス、青い色のすところのステータス緑のところっていうそれぞれのボックスから見たときの、既認可での、

0:35:46	ステータスの話と、あとは、事業変更許可もともと低レベル廃液処理設備に位置付けていたものを、この海洋放出管理系としてその位置付けを、排水効果先を回復交通管理系として、
0:36:01	整理をさせましたよと。それを受けた形で今後の設工認はそういう設備区分でそれぞれ分解をして整理をしますということの、一連の流れがわかるようにこの文章を整理しようかなと思ってたところですがそういった形でよろしかったでしょうか。
0:36:16	はい、規制庁課ですはいそのイメージで、結構ですのでよろしくお願ひします。
0:36:23	あと私から1点あるんですが共通08にも関係するところなんです、29ページ目の、
0:36:33	加来城野。
0:36:37	考え方について書いているところの、
0:36:40	搬送設備、
0:36:42	16条の1項1号の、
0:36:45	丸三角、バーの考え方のところで、
0:36:49	括弧書きのウランの扱い費のところ、
0:36:53	MOXにおけるウランの扱いというのはわかることはわかるんですがちょっとこの書き方が蛋白紙にて、
0:37:02	知らない人はわからないだろうなっていうような記載になってますので、ここについて少し
0:37:09	なぜ、
0:37:11	プルボックス内のウランを取り扱う設備は、
0:37:14	この安全に著しい支障を及ぼす恐れがないのかっていうことを、
0:37:19	少し、
0:37:20	丁寧に理由を書いて欲しいんですがいかがですか。
0:37:25	はい。日本原燃志田でございますが、取り扱うウランが劣化ウランであるとか、取り扱いの仕方も含めて、そういうのも含めた上で、人の安全に著しいし、諸要素性がないとして、
0:37:38	整理をしますのでその考え方であったり取り扱い、物質の話であったりということを書かさせていただければ、今岡さんおっしゃっていただければって見てわからない人も含めてわかる、わかるような記載かなと思います。以上です。
0:37:54	はい。規制庁角です。H、今の表現で結構ですので。ちなみに、この部分って第2回以降で確認するような基本設計方針等で、
0:38:05	論じられるようなところで、
0:38:07	は、何か表現されてますでしょうか。

0:38:21	うん。日本原燃石原でございます。個別性をどういったものかっていうのを、ちょっと前提としちゃってるところもあるのでおっしゃっていただいたようにそ、そういうのは当たり前と思って書いてる可能性もあるので、
0:38:33	ちょっと今一度見て、第2回以降出てくる時の出す時の基本設計方針でそういう取り扱う物質の前提であったりということも、がわかるような記載適用設計方針含めて展開をさせていただくようにしたいと思います。以上です。
0:38:47	はい。規制庁岡です。加工のこの条文のこの括弧って結構、
0:38:53	いろいろな人が考え、裁量がいろいろあるっていうようなところがあるので少し明確化しておきたいのでよろしくお願いします。私から以上です。
0:39:07	規制庁清水です。他、共通 0405 で確認したい。確認事項ございますでしょうか。
0:39:18	藤。
0:39:19	長シミズ、私の方からちょっと細かい点で1点なんですけども、
0:39:24	共通 05 の 25 ページでして、今回第一グループのものもちょっと丁寧につけていただいたのかと思うんですけども、
0:39:35	あと 28 以上の津波について、これすべてバーになってしまっているのですがこれは第一グループで丸野。
0:39:43	沖。
0:39:45	ていうことで問題認識に間違いはないでしょうか。
0:39:54	はい。日本原燃志田でございますはい。せっかく第1回を出したのに、
0:39:59	バーっていうのは確かに何もどこでも見てないじゃないかって話になってしまいうのでちょっとこれ敷地っていうか設置する場所が津波の影響がない場所にという方針はお出しをして、ご確認いただけることですので、
0:40:12	そういったことが対象であるということがわかるように、
0:40:17	お金と使ってた四角をうまい具合に使うか、ちょっと整理をしてご説明できるようにしたいと思います以上です。
0:40:23	はい、規制庁市民です。
0:40:26	整理していただければとこちらの認識としてはフォーマルっていう、
0:40:32	ことかなと思って、もう 8、共通 08 でも第一グループの表は、
0:40:38	ついててそちらでは 0 っていうことになってると思うので整理していただければと思います。
0:40:46	今日はいはい。
0:40:48	はい承知しました。
0:40:50	よろしくお願いします。
0:40:52	あと他共通 0405 で、規制庁側から確認ございますでしょうか。

0:40:58	規制庁亀井です。すいません今の聞いてていってもしました。今回第1回が入ってきて、そうるとか。
0:41:09	括弧の中に基本設計方針っていうのも見えるようになってきてるんですけど、
0:41:15	例えば材料及び構造みたいなところは、基本設計方針多分第二課
0:41:22	なのかな。
0:41:23	んなんだと思うんですけど、書いてないので、その辺を反映していただければと思いますが、しゃべって思ったのがそれ以降に書くのか2行に書くのかどうなんだろうと思ってしまってちょっとそのあたり説明いただけますか。
0:41:40	はい、日本石田でございます共通6の中で展開をしているのは1項にかぶる場合は、移行側に基本設計方針を変えて、2項1個を呼び込むという形で整理をするということもあります
0:41:53	ただそれを先ほどの三角かっていう整理も含めて基本設計方針が申請対象でないと言ってるわけではないのでその辺ちょっと誤解がないようにしなきゃいけないかなと思いますけどやり方としては、
0:42:05	古川が制定2項は1個呼び込むという形でさせていただこうと思ってました。以上です。
0:42:12	規制庁コサクです。今の点でいうとですね、再処理で審査されたものをMOXがっていう時には、MOXとして、加工施設、
0:42:25	としての基準対応ということについては、
0:42:29	まだ審査を受けてないっていうようなことになると思うので、それは何らか申請対象でっていうことなのかなと思う。
0:42:36	たんですけど、
0:42:37	今のその第1項申請第2項申請っていう関係だと、同時申請とはいえ、
0:42:45	序列があって、そちらがあった上での前提としてのこちらの申請ですというふうに申請されるんだと思いますので、その場合はそちらの市、第1項での申請対象であって、第2項は
0:43:00	麒麟かっていうとちょっと変かもしれませんが、前提ですということで、日、
0:43:05	表現はどうぞ。
0:43:07	変えることは可能かなというふうには思います。以上です。
0:43:12	はい。日本原燃志田でございます。ありがとうございます。そういうのも含めて整理をさせていただければと思います。ありがとうございます。
0:43:24	慎重市民ですとか、東京通じる405において規制庁側から確認でございますでしょうか。
0:43:34	なければ原燃の方から簡単に振り返りをお願いします。

0:43:43	はい。評議員の石田でございます。まず費用関係ですね、ちょっといろいろ手が滑ったり、第1回を出したのにそれがうまく、次、
0:43:54	今やろうとしてることが反映できてなかったりというところは、整理をさせていただきます。修正をさせていただきますということです。あと大川さんから搬送設備のところのU1の、
0:44:05	図書、影響を与えない。
0:44:08	というようなところを取り扱うウランの性状だったりも含めて、前提をちゃんと書いて整理をさせていただきますということ。
0:44:16	あとは海洋放出関係のところ図をつけて本文もつけましたがずっと本文のリンクが今ひとつなので、本文はもうちょっと拡充をして、図の背景も含めて説明ができるようにさせていただきますと。
0:44:29	ということかと思います。
0:44:32	はい。以上です。
0:44:33	はい。規制庁清水です。資料の修正スケジュールの方はいかがでしょうか。
0:44:46	はい、日本原燃石田でございます。
0:44:50	共通8ともリンクしますんで、この辺1年最後でもいいですかね。修正スケジュールは、規制庁生物処理しますと最後にまとめてスケジュールの方を聞きします。
0:45:03	はい。衛藤。
0:45:05	それでは続いて次の資料に移りたいと思いますので共通06資料について規制庁が、原燃側から確認、資料の説明をお願いします。
0:45:20	日本原燃仲間でございます。すいません。今、画面共有させていただいてますちょっとパソコンがですね、フリーズしたみたいですので、ちょっと再稼働
0:45:29	含めて処置を行いますんでちょっと画面共有一旦、できませんので申し訳ございませんけどよろしくをお願いします。
0:45:41	二本木西原でございます。
0:45:44	を見ながら説明はすみません、続けさせていただこうと思います。
0:45:48	共通でロックでございます。レビジョン12ということで8月24日に提出をさせていただきました。
0:45:55	大きく直したのは、地下水排水設備の関係だと思いますが右下139ページで、以前ポンプと、水系別々に使用日を起こして展開をしていたものを、
0:46:09	いろんな構造物も他にもありますので、地下性排水設備一体で使用評価をさせていただきますということで整理をさせていただきました。
0:46:20	この関係で、整理した表がその前の表が直ってるのもありますがメインはこれを足したということに伴う修正でございます。あと右下194ページ、前回ちょっと

0:46:32	ポンプ水系等々で、ぐちゃぐちゃ仕様表の展開を書いてましたが、今の地下水排水設備として展開するというを前提に、建屋構築物の中に、
0:46:45	建屋労働を再編設備、地下水排水設備という流れで展開をするということで整理をさせていただきましたということでございます。説明は以上です。
0:46:55	はい。規制庁清水です。
0:46:58	ただいまの説明について規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:47:06	規制庁上出です。139 ページの地下水排水設備の、
0:47:12	仕様表。
0:47:14	見直したってということなんですけど、
0:47:19	そもそも
0:47:21	今回地下水排水設備によって、地下水をどのレベル 2 設定するのかっていうのは、
0:47:30	仕様表じゃなくてもいいんですけど申請書上、どういうところで、宣言されるものなんでしょうか。
0:47:42	はい。日本原燃志田でございます。建物の耐震とか地震 0002 で午前中目指していただいたところのいわゆる地下水排水設備をする設定する目的であったりとか、
0:47:56	機能としての要求であったりということで、基礎地盤レベルでしたかね、以下とか書いてあったところだと思いますがそこで、基本設計を順序にした上で、
0:48:07	金 2 件仕様を展開すると、ということだと思ってました。以上です。
0:48:16	はい。規制庁カミデです方針として、基礎スラブの上端以下とか、そういうふうに方針上は言ってますね。
0:48:27	これ台の数字を
0:48:30	冠たるを示す具体の例えば標高レベルみたいな形で示す必要があるのかどうかも含めなんですけど、そのあたりどう考えてますかね。
0:48:46	はい。与儀西浦でございます一つは、要求としては、基礎スラブのレベル以下にするというのがまず基本的な要求事項だからそこで一定の推移すると。
0:48:59	ということが機能だと思ってます。実際やるとすると地下水排水設備をこの仕様表出すタイミングで、例えば図とかでその基礎スラブ底面の位置がどこなんだということをご具体化させていただいてそれと、
0:49:14	リンクをするという形かなと思ってました。以上です。
0:49:20	はい。規制庁カミデです。何だか示さないとこの水系とかの計測とか、警報動作範囲が適切が、
0:49:30	適切なものかどうかっていうのが、数なかなかわかりにくいんじゃないかなと思っていて、なので、何らか説明だと思えますけど、す。何かどの書類でとかってありますか。
0:49:52	はい。乳井西浦でございます。一つは、

0:49:59	共通 06 の、
0:50:02	先ほどの文章ですかね、194 ページ。
0:50:08	2 書いてある、
0:50:14	声掛けしたのかな。
0:50:16	また脇の設定根拠に係る説明書、ポンプの容量だけになってますけど、水研を確か各ことにしてたと思うのでここで、
0:50:26	作動範囲の説明をする、それを図面なんかとレベルの話で展開して立候補しできれば、一連の必要な要求事項との紐づけもできるかなと思ってました。以上です。
0:50:40	はい。規制庁カミデです。わかりました
0:50:44	大体認識は合いましたので、
0:50:48	そうですね一応拡充しておいてもって感じですかね全部一つ一つのはもうちょっと大枠で一通りの、
0:50:57	根拠をちゃんとこの設定根拠に係る説明書によって、
0:51:02	示しますと。
0:51:03	いうことを、それが要は現状の設計等、この資料表の数字っていうのを対応させてちゃんと説明します。
0:51:14	いう感じかと思えますのでその辺りはいただければと思います。
0:51:19	はい。日本原燃志賀でございます承知いたしました。
0:51:24	はい。規制庁神戸です。私の方からは長。
0:51:29	はい。規制庁清水です。他、同共通 06 資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:51:39	規制庁コサクです。念のためなんですけど、地下性排水設備一つの仕様表っていう形にされてますけど、
0:51:47	実用炉の運用妥当なパッケージ品だった L e e のものについて、配管容器、ポンプなりを一式のものとしてと、
0:51:59	扱ってる例があったかと思えますけどそれと同様の扱ってことですかね。
0:52:12	はい。日本原燃志田でございますはい市の中でも議論をしておっしゃっていただいたような一つのパッケージとしての機能を、を達成するための設備の塊だということで、
0:52:24	一つの仕様表の形にさせていただきました。以上です。
0:52:29	はい。規制庁コサクです。若干パッケージって言われてもって感じはありますけど、
0:52:42	定めるもの、べきものが定まっていればというところで、
0:52:49	体裁はお任せするとしてですね。
0:52:54	地下性排水設備だ等結構いろいろと

0:52:59	構成があつて、新ピットシャフトといったような構造体のものから、ポンプ、
0:53:07	有井水系なり、計装系もあつてということでなかなか
0:53:16	いろんな視点があるんで、気をつけていかなきゃなというふうに思ってます。水系とかの話であればきっとシャフト能面積だったりなんなりということもあるでしょうからその辺りしっかりと説明できるように、対応いただければと思いますし、
0:53:34	ピットシャフトの耐震設計等をしていくのかどう評価する。
0:53:39	チョーカーし評価を添付していくのかと、いうようなことがあろうかと思うんですけど。
0:53:47	ただですかね、これは一連建物附属とは言いつつ仕様表として一つまとめてというところかというと、添付書類の計算書としても一つの枠として作っていく感じになるんでしょうか。
0:54:04	はい。日本原燃白尾でございますはいこの塊でということで考えてました。以上です。
0:54:11	はい。わかりました先ほど言ったようにポンプピットシャフトという観点とかと、あと動的機器。
0:54:19	電氣的テンキー的っていうようなところで、考えるべきものがすべてパッケージになって入ってる感じになりますので、記載漏れのないように対応よろしくをお願いします。以上です。
0:54:36	規制庁シミズ他規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:54:45	藤寺井と原燃側から振り返りの方をお願いします。
0:54:52	はい。日本原燃世良でございます。
0:54:57	139 ページ等、
0:55:04	一番最後の説明含めてですね設定根拠として支援展開するものも含めて全体パッケージがわかるように、記載の拡充をさせていただきますということでございました。以上です。
0:55:17	はい。
0:55:18	規制庁市民ですと、共通 06 資料について、と規制庁側から特になければ、
0:55:25	あと続いて次の資料に移りたいと思います。続いて共通 08 についてですね、原燃側から説明をお願いします。
0:55:43	はい、二本木西原でございます。共通 08 リビジョン 11 ということで 8 月 24 日に提出をさせていただきました。
0:55:51	本資料の修正のポイントとしては、
0:55:59	えーっとですね右下 85 ページからの技術基準規則各条文と関連書類の整理ということで、これ以前から、

0:56:10	第1回から第4回まで、これも2説明しながらすいません書類によって第1回で解体第一グループで書いたりちょっと節操がないので言葉遣いを合わせます。
0:56:22	各申請回ごとに、本文添付書類と条文との関係ということで、前回やりとりをさせていただきまして添付書類、添付図面の方ですね。
0:56:32	のところを、前回拡充しましたが、添付説明書の中で、同様の図面を使う場合、があるだろうということでそれについても、
0:56:43	整理をして、記載を拡充させていただきました。
0:56:46	が、私のイメージと若干違ってまして、全部丸になってましてちょっとその差別化ができないので私が思ったのはちょっと
0:56:56	記号を介在して添付説明書につく場合と、図面として、単独でいるものとリンクがわかるようにと思ってたんですけど今完全にマルつけだけになってます。
0:57:07	あと添付書類についてを、の中で説明する図面というのは一応個別に右下95ページ以降に、9596で整理をさせていただいてましたと。
0:57:17	ということでございます。
0:57:20	はい。
0:57:22	あとは、右下97ページからある構成のところは、先ほどありました、警報関連設備というのが、98ページに、
0:57:32	追加をされております。
0:57:34	この警報開閉設備に今、入れてますのが、臨界現地用のガスモニターグローブボックス負圧温度監視する設備、
0:57:45	あと、焼結炉内の、温度高による加熱防止回路等々(1)から(6)までございます。
0:57:52	金。
0:57:53	設備部を作るにあたって、前回のやりくり放管設備に入っていた臨界警報感知用の現状のガスモニタの位置付けをどう整理するかということで中で話をしまして、
0:58:05	堤防関連設備といったときに、一体何が入るのかというのを、まずは整理を洗い出した上で、それぞれこのボックスに入れるべきもの、あとそれぞれの条文で関連しておいたほうがいいもの。
0:58:17	いうのを整理をさせていただきました。
0:58:20	一つこの後出てくる細かい表ですね設備リストの中でいう、520万台、520から525までにある。
0:58:30	低レベル廃液処理設備の
0:58:34	液系ですね、とか漏えい液受け皿の駅池、こういったもの。
0:58:40	は、591番から594番、いわゆる火災防護設備にある火災発生防止とか火災の感知設備といったものっていう、

0:58:51	水素漏えい検知とか、安重のグローブボックス温度監視設備、装置、あと自火報の関係。
0:58:59	あとは、864番から100867のための検査設備に、の中の分析設備に出てくる溶液グローブボックスの漏えい液受け皿の液の関係。
0:59:13	そういったものであったりあとは
0:59:17	その他加工施設の中に、897番とかで出てくる今後ガス温度異常遮断弁、あと、その他加工施設水素アルゴン混合を課す設備ウェディング水素ガス漏えい検知器、
0:59:31	そういったものも一応警報関連設備というには同じような分類だろうということによってあげた上で、その条文要求例えば閉じ込めの要求として説明をするときに、
0:59:44	設備としてエントリーをしてその中に入れた方が、説明は展開しやすいものを、そうでないものというのを仕分けをして、
0:59:54	今回、その中で言う、今入っている臨界中央ガスモニター、グローボックス圧力温度監視設備であったりという、今挙げている12356ですね、6項目。
1:00:06	設備についてはこの警報管理設備ということで挙げさせていただきましたということでございます。
1:00:12	はい。ちなみに名前を見て不調という感じのやつが、今後ガス温度異常遮断弁というのが897番にあります。
1:00:22	これ地震関係で地震の
1:00:27	関係で遮断する形になります。
1:00:30	今回介護関連設備に入れた、水素濃度関係の遮断図みたいなやつはどちらかというと水素濃度の、ここで遮断するものということで、
1:00:43	違うな、以上でない緊急遮断弁だ。
1:00:45	500、ちょっと待ってくださいすいません。
1:01:07	あ、失礼しました909番ですね。契約現場に同じように水素関係の混合ガス関係の遮断弁みたいのがついています。そちらは
1:01:16	地震関係の遮断をするものということでこの能力をによる遮断弁とは別で、そのまま、もともと設備区分に入れさせていただいてましたということでございます。
1:01:28	やっぱり908ダウンロー水素ガス漏えい検知器、これいわゆる水素ガスを扱う時に法令上求められる漏えいを検知するためのモニター類になりますので、
1:01:39	これももともとあった水素アルゴン混合ガス設備にエントリーをさせていただいたということによってそういったことで、世の中で話をした上で、今の区分の整理にさせていただきました。
1:01:50	はい。あとは、修正のポイントとしましては、

1:01:57	右下 140 ページに中央監視室及び正確制御室における監視等の限界方針についてということが書いてありますこれ以前からあった、
1:02:08	監視盤とかの整理ですね、設計方針をどこで展開するのかということの整理を書かさせていただいたものになります。
1:02:17	はい。
1:02:19	あとは、
1:02:22	あとは一番最後に今回工事の方法に関する記載を追加をさせていただきました具体的には 511 ページからになります。
1:02:32	今回つけてますのは見ていただくとあれですけども、複数の工事の方をつけてまして再処理はまだつけておりません。今後再処理についても拡充をして、追加をさせていただくということで考えております。
1:02:45	すいません。説明以上になります。
1:02:50	規制庁清水です。それで共通 08 関係に、資料について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:03:05	成長谷です。
1:03:08	何かバラバラとあるんで、何か関連するものがあつたらその時々で、他の方からも言っていただくような形でできればと思います。
1:03:16	まず 1 点目は、これが多分他の人の方の動向というのは全体として話なんですけど、例えば 17 ページとかD、
1:03:25	要は、適宜リバイスしてくださいねっていうだけの話ではあるんですけど、例えば 17 ページ断面左上、安全避難通路に関する説明書ってやつが撒いたりはするんですけど、
1:03:35	多分今、説明者名称を変えちゃったような気もするので照明設備が入ったりとかっていうのがあったり、
1:03:42	次のページ、18 ページとか行くと、
1:03:49	航空機落下カーの補足とかも多分追加してたような気がするんで落下確率大丈夫ですよとかってやつとかが追加されたりするんで、自然現象説明書とこれそれ書いてもいいんじゃないかとか、
1:04:00	何かここ細々した話なんですけど 00 シリーズの内容に合わせて、
1:04:06	もう大体終盤になりかけても苦痛はあるかなというところもあるので、少なくとも第 1 回部分については適宜適正化というのをご検討いただければと思います。
1:04:16	ごめんなさい 1 番線航空機を書いてありましたね。すいません。
1:04:21	はい。日本イシハラでございますはい。ちょっと全体見ておっしゃる通り安全避難という名称変わったりしますんで、適正化させていただきます。以上です。
1:04:30	はい。規制庁館ですよろしく願いいたします。

1:04:33	次は、ちょっとでかいやつとっていう意味で警報設備の話なんですけど、今説明をしていただいて警報関連設備として、七つだか六つだから項目今立ってる形になっていて、
1:04:47	とりあえず大枠の話としてなんですけど、今いろんなものを抽出した上で検討して最後6が長く残しましたっていう説明されて幾つかのやつは説明を聞いたと思ってんですけど。
1:04:59	そこらの過程としてどういう整理を行ったかってどっかに表現されてましたっけ。
1:05:07	はい。日本ギリシャでございます。はい。しないといけないですねはい、現状しておりませんので、記載は拡充させていただきます今も、もすでにありますので、はい。
1:05:17	先ほど共通05でもお話したような話もですね、1点書かさせていただきます。以上です。
1:05:24	はい、社長鳥井です。書いていただくってのは書いていただくでいいんですけど書いていただいてまた何か考え方ずれてると良くないのである程度ちょっと認識を今合わせてしまいたいところなんですけど。
1:05:35	今、多分、江藤、放射線管理施設関連のモニター系のやつ、放射線モニター関連のやつと、あと、今回の追加された警報関連設備等ってやつと、
1:05:46	あと各設備にぶら下がってるやつっていうのがあるんですけど、ざっくりそれぞれに何を書くかっていうふうに、原燃書こうと思ってますから今要は整理な考え方をここ示していただくんですけど、
1:05:56	所々のやつで例えば火災の感知とか地震とかでそれにぶら下がるようなやつとかはそれぞれ個別に書いてるんですけどっていう解明ばかりだったんですけどそこをどう表現されようとしてるか、まずお聞きしていいですか
1:06:08	大きくまず三つに分かれてんだと思ってんですけど、さっき言った放射線管理統計法関連とその他で書いてる、それぞれ個別にぶら下がるもので分かれてると思うんですけど、まずその三つに分かれているという認識でいいかとそれぞれどういうふうに分類したというふうに表現されようとしてるかを説明願います。
1:06:25	はい、弓削西浦でございます三つ大きく三つはおっしゃる通りだと思います
1:06:32	その三つに分類したときの考え方は結局基本設計方針あと技術基準適合性の説明をするときの設備との関係だと思ってます。
1:06:43	あと許可制度というのも含めてだと思えますけど技術基準適合の技術基準規則との関係で説明を、設備の必要十分性を説明するという場合には、やはりその設備区分の中に、
1:06:58	ものが入っていると、基本設計方針から添付書類まで展開して、適合性も含めて説明ができるということだと思ってます。あとは業務、

1:07:08	関係技術要求が一部警報設備等としてありますけども計装設備としての技術要求がないので、そういった形で技術基準要求ということが直接的に紐づかない、設備の
1:07:21	連携としての説明をするというものは、多分、二つ目のグループの刑法関連設備として機能付けたグループに入るものだと思ってますんで、1番目と2は3番目は、技術基準要求、技術基準規則の要求等許可整合での設計方針の見解っていうのを考えて、
1:07:38	どこの設備区分に入れて説明するのがいいのかという形かなと思ってました。以上です。
1:07:43	はい、規制庁谷です。今説明いただいたように条文にそのままぶら下げた方がいいものと、それ以外のちょっとどっちがたかちゅうかわかりづらくはないですけど条文に直接ぶら下げづらいものっていうのは書かれてるんだと思うんですけど。
1:07:57	その時なんですけど今警報関連設備として現れている。
1:08:01	例えば焼結炉の話であるとか
1:08:04	加熱停止とかっていうのがある場合に、ここらっていうのは、火災とかそれ系とは別物であるっていう整理をしたっていうことでいいですかね全般水素の話とかもそうなんですけど。
1:08:17	若干、火災との切り分けっていうところで今火災のところ書かれている警報とか、そっち系っていうのはどっちかっていうと消火設備が動くときとかの話がメインで書かれていて、
1:08:27	それ以外火災と言うべきなのか温度高という形で今ここに表現されてるんです
1:08:34	以外のものがこの警報関連のところ
1:08:36	てるイメージ。
1:08:39	はい、与儀西原でございますはい火災のいわゆる感知消火に関わるものは火災防護設備としてのエントリーをさせていただきました。あとはプロセ数との関係で、例えば加工施設特有の施設特有の
1:08:54	火災防護の関係の設備というものについては、どちらかと施設の系統説明との関係があるので、今回ケーヨー関連設備側に抜き出して整理をさせていただきましたというのと、
1:09:06	あと実際この先ほど六つといたいわゆる焼結の内部温度高の加熱防止回路から先は、18条の警報設備等としてご説明するというものの対象と一致しているものでございました。以上です。
1:09:23	はい、規制庁鳥井です。今最後におっしゃっていただいた、警報関連設備の条文18っていうかな、18条のところの絡みとの関係でいうとなんですけど

1:09:34	今ちょっとすいません他の話もしまざっちゃうんですけど説明書との関連でここを記載してるところにおいて、健全性説明書で説明しようとしているものと、警報設備の説明書で説明しようとし、
1:09:46	なかなかお茶ついてるようには見えただんですけど、
1:09:49	条文適合といった意味でいうと、どこの部分を、刑法の条文で説明しようとしてて、そこに、
1:09:57	多分今回刑法の絡みでいうと、健全性処理とば済む。
1:10:01	T K Cの話とかも健全性説明書なんですよっていうような記載が確かあったような気がしていてその辺りの説明っていうのもあわせてしていただいていたいいですか。
1:10:11	はい。4 イシハラでございます。もともとは基本設計方針との紐づけだったり、警報、設備等の基本設計方針に展開するものはその形を設備等の添付書より説明をする。
1:10:26	安全機能を有する施設いわゆる各施設の中で展開しているものは、各施設を受ける安全、安全機能を有する施設の健全性説明書でどういったような、
1:10:38	展開で考えてはいたのが、今、整理として書いてある。
1:10:42	考え方でございます。とはいえ前からお話ししたように、添付書類この添付書類がこんなことしか書いちゃいけないよというルールもないですし、警報設備に関連するもの全体、
1:10:55	その一連の設備の機能であったり構造構成であったりということをもとめて説明しする方が、一連としては説明性が多分あると思いますし、
1:11:05	そういうことを考えると全部まとめて警報設備、同説明書の中で展開するってのも一つの方法でありかなというふうには思ってます。以上です。
1:11:14	規制庁谷井です。今おっしゃっていただいた通りなんですけど警報の説明書が第1回申請にないこともあって、具体的にどこまで書かれてるかが正直掴みづらいところがある中で、
1:11:26	今何かこの部分は健全性説明書ですここは警報ですよっていうふうに言うと、その警報に関して意識確認できる書類っていうのが多分ない形になってひょっとした中で飛ばし合ってる可能性とかがあって、そこを見ないと厳しいところあるんですけど、
1:11:38	せっかく警報説明書があるけど警報説明書の中で警報については全部説明してないんですよっていうのが、何か今実態に見えるような気がしていて、別になんかすべてかぶっちゃう駄目ですよっていう記載決まりもないような気がしているんで、
1:11:51	今後第2回、3回かちょっとすいません形の説明が出てくる形になるときに、どこまで書くのかっていう考え方は今時点である程度押さえたい方がいいかなと思ってるんですけど。
1:12:02	今の説明だと、今もともと警報説明書にカーポートしてたのは、

1:12:06	感知部分になるんですかね。どの部分を書こうとしたってことでしたっけ。占部西浦でございます。もともと警報 18 条の警報設備等の要求にが、対応する設備をそのまま展開しようと思ってました。
1:12:21	ただ先ほど話したように、もう 1 年まとめて、そこに突っ込んで説明するのは、
1:12:26	私もその方が説明しやすいかなと思ってました。以上です。
1:12:31	規制庁谷井ですまた他の資料の話も打ち出し申し訳ないすけど
1:12:36	参考として説明書のところで、警報設備の条文のところで、系統図は参照してませんみたいな形に確か今なっていて、抵抗ない系統がなくてどこ行っただろうと思ったら多分それぞれ保管ところ、例えば外部事象のところとかでさっきの工程停止とかの話のやつもそっちの方で系統説明してるんですみたいな。
1:12:53	記載になってる感じがして、出すせっかく警報説明書として説明すんだったら一連流れがあった方がいいとは思っているのもちょっとその辺りの整理については今お聞きした紙だと一連の流れがわかるように書いていただけるとなったんじゃないかなと思つてすけどよろしいご検討のほどよろしくお願いいたします。
1:13:11	はい、二本木西田でございます承知いたしました先ほど田尻さんおっしゃっていただいて、かぶってはいけないということでもないので、一連の流れがわかるように説明書なんか展開させていただきます。以上です。
1:13:23	はい、成長館ですよろしく申し上げますで、ちょっとだけ話戻らしていただいて、今設備の項目の一覧表の中だと多分七つの項目に分かれて、警報関連設備ってのが現れていて、
1:13:35	最後に出てくる混合ガス濃度の濃度高での緊急停止カイルア供給停止回路の話と遮断弁を多分一つにまとめて他のところで六つというふうに言われたんだと思うんですけど。
1:13:46	これ遮断弁に関しては、基本的にはその回路にぶら下がってるものをそちらの方の設備で登録するルートを持っておけばいいですかね。
1:13:54	はい、二本木西田でございますはい。おっしゃっていただいている通りですすみません私も説明ぐちゃぐちゃになっちゃいましたけど、回動の結果としてあの当時遮断弁がその下のやつですので、一連の設備のパッケージとしてこの中で整理をさせていただきました。以上です。
1:14:10	はい、規制庁谷です。なんであの設備の一覧表としては、ベント停止回路で分けて説明する形になるけれど、別表のさっきのところ、六つですっていう話んところには要は一つの固まりとして説明するために六つという形で分けてたっていうことでよかったですかね。
1:14:25	はい、二本木西田でございますはい。おっしゃる通りでございます。はい。規制庁館です。そこについては理解しました。で、ちょっと多分また他の話

	に飛ばしちゃうような気がするんでこの絡みで、今自分が発言したことに対してでも構わないですけど他の方から何かあればさっきお願いいたします。
1:14:42	規制直属です。今の最後のところがちょっと気になってたんですけど、
1:14:47	回路とかであれば計装系ですね、電氣的な対応の部分なので、
1:14:58	一体何だろうなと思うんですけど、遮断弁とかその動作をさ、するものについては行ったり入ってなかったりってところの考えがいまちは入るんですって言われてる、言われたんですけど。
1:15:12	でもいい。
1:15:13	それ以外のやつは入ってないんじゃないかっていう気がしてですね。
1:15:17	そのあたりの考えをもう少し、
1:15:20	説明いただけますでしょうか。
1:15:27	はい。日本原燃石田でございますちょっと説明がぐちゃぐちゃ恐縮でございます。先ほどあった、
1:15:38	896 番ですかね、混合ガス水素濃度工による混合ガス供給停止回路というのは、この回路を、の結果として、途中で弁というのがその下にある 897 番の、
1:15:53	今後はその濃度以上遮断弁ということでございますで、それほど複雑な工程での内のもあって回路と連動する弁程度が、今日これしかないというのが現状でございます、
1:16:09	他に連系で、確かにあるっていうのが同じ、例えば 65 ページの表で、65 ページじゃないほうがいいのか。
1:16:21	64 ページが、DB 側なので、
1:16:26	今後は水、ノウドウ以上、遮断弁のさらに、
1:16:32	下、
1:16:33	二つ、三つ下ですかね、にいる混合ガス緊急遮断弁小山地震兄弟のもとに、遮断をするやつでこれ回路が何かあるわけではないので、
1:16:44	弁単体でいるということで
1:16:48	彼らとの紐づけである原点がまず、今の 897 番のものしかないということをもとに整理をしたというところでした。以上です。
1:16:58	すいません。弁の方から攻めるのではなくてですね、
1:17:02	今のページで言えば、混合ガス云々ではなくて、その上の
1:17:09	焼結Ⅱ云々とかでの回路で何をするんだと。
1:17:15	いった相手先は何ですか。
1:17:20	さっき言った動作はないですか。はい。二本木西浦でございます。電源断ですね、相手は。
1:17:26	はい。補足です。その電源については何でここに入って、

1:17:41	はい。日本イシハラでございます。なぜ入ってないのか。そうですね。もともと
1:17:49	この回路に紐づいて、制御盤なんかの盤も一緒に説明しようと思ってた工夫をそもそも、制御盤とかの盤っていうのは、このところで、個別に挙げていないのでこの一連の中で、
1:18:02	必要な%も含めた機能として説明しようと思ってたっていうのと、電源を落とす人子供園盤から信号を出すということで整理をしていたつもりでした。以上です。
1:18:15	規制庁コサクです。あれですか。坂とは書いてないけど、
1:18:20	この一部として演芸ん自体もこの枠の中だっって言わ0てるんですか。
1:18:30	はい、二本木西田でございます。実際はこの過加熱防止回路の中にも入ってるせ焼結炉の番ですね。
1:18:41	これも同じように、この加熱防止回路とだけ書いてますけどこの中にその製4番も入れて、一連の説明をしようと思ってたところでした。
1:18:51	それでそこで電源断の信号を発信するといったような流れで整理をして落としてたところでした。以上です。
1:18:58	規制庁、長田です私は、
1:19:01	逆だったのかなと思って聞いてたんですけど焼結炉なり何なりといったところの、そもそも、
1:19:07	生産系として制御スルー。
1:19:11	施設が有井。
1:19:14	それ、そちらってその一体とした設備なのでそちらで登録をして、そこに信号として、この警報関連設備っていうのが、
1:19:26	横やりを入れるっていう形の設計ですと、なので横やりを入れる部分だけここに入ってますっていう。
1:19:33	構造でされたのかなと思ったんですけどそうじゃなくて、
1:19:38	本来一連のものなんだけど制御の部分だけは全部こっちに引き抜いてきましたっていう構造で考えられたってことですか。
1:19:47	はい。上下2社でございますはいおっしゃっていただけてる通りのちょっと考え方でございました以上です。
1:19:53	規制庁補足です。そうすると、具体の明示、名称として浮いてくるのが遮断弁のだけであって、他は電源系なり何なりで盤ということなので、
1:20:08	ここの絵の行としてあらわ現れないっていうだけだっということですか。
1:20:13	はい、米屋でございますはい。その通りでございます。
1:20:19	規制直作です。そのあたりはどう。
1:20:24	と。
1:20:25	下で明示しないとイケないのか。
1:20:28	今後のその申請においてどう、

1:20:31	なってきますかね、ちょっと想像がまだできないんですけど。
1:20:36	はい、日本イシハラでございます。そういう意味でちょっとまずは、この共通08先ほど館さんがあった都計法。
1:20:44	関連設備を抜き出すときにどういう考えで、
1:20:47	どこまでを、そこの中に入れる、整理でそれぞれの項目を立てているのかというのも含めてこの資料の中でまずは説明書きを拡充してというか丸々神経達して、
1:20:59	書く必要があるのかなと思ってたところでした。以上です。
1:21:05	はい
1:21:07	規制庁コサクです。そうですね。明確にしてくれないとですね、土囊設備で何の条文をどういうふうに見ていくのかっていうのが、
1:21:17	クローズしてかないので、今ので、
1:21:23	どちら側に寄せるかっていう、
1:21:26	考えは理解はできたので、それで、
1:21:31	どんな感じのまとめになるのかというのを、
1:21:35	していきたいと思います。
1:21:39	それで言うと、
1:21:42	グローブボックス負圧温度監視設備っていうのは、
1:21:46	動作っていうのはどうなるんでしたっけ。
1:21:50	なんか手動で云々っていう話だ。
1:21:52	たところで言うところでは聞き連れてこないってことですか。
1:22:00	はい。与儀西田でございます負圧整理の方が、負圧の警報が出るだけです。あとは、手動で警報が出た時の対応手順とかで、
1:22:12	人が調整をするということだと思います。思ってますと、いうことです。一方温度監視、負圧、温度負圧監視ですので大戸川市の方はこれ今
1:22:23	安全じゃない避難所のグローブボックスの温度高とかのやつで、消火設備が赤作用等を判断して動くということになります。
1:22:34	そういう意味でいくと、負圧温度両方入っているんで、この負圧の方、
1:22:41	全体で、
1:22:43	一連の流れが伸びるという意味でこの関連設備に持ってきました。温度の幅というのと、消火設備と連動しているので、
1:22:50	次回に持ってくんじゃないのかって火災防護なんじゃないのかっていうのがあると思います今の整備としては、負圧側をとって、関連設備側で入れさせていただいたということでした。以上です。
1:23:02	はい。それで言うと、
1:23:06	負圧側で言うとその設備としては縁が切れてるので計測だけなんですということ、温度の話でいうと火災防護設備、

1:23:19	の動作の横やりを入れるところまでここに入ってて、
1:23:24	同酒は火災の方にありますと。
1:23:27	ということですよね。
1:23:30	はい、乳井西浦でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。
1:23:35	規制庁日下です。そうする等、他のやつは動作系のやつも全部こっちに入れますけど、火災は違うと。
1:23:43	ということなんですけど、あそこはあれですかね、
1:23:48	その動作系は、火災の条文にも、
1:23:54	該当するっていうことでいいでしたっけ。
1:23:57	はい。二本木西浦でございます。おっしゃっていただいている通りでございます。葛西の上部にも関係します。
1:24:04	はい。室長、知久です。
1:24:06	そちらだけで動作をする。
1:24:10	ものも当然か、火報があり、動作する、消火はありと。
1:24:15	ということで
1:24:19	類似のものもあるので、そちらは類似の設備等、
1:24:24	あわせて審査ができるようにということで、火災防護の方に置いたままにして抜き出さずにおいて、相互に連携を図るように呼び合うような形で記載をするということですか。
1:24:38	はい、日本イシハラでございますはい。おっしゃっていただいた通りのイメージで考えてました。以上です。
1:24:44	はい。規制庁草場です。大体考えはわかりました。
1:24:49	明確になるように記載をしていただければと。
1:24:52	もし、
1:24:53	以上です。
1:24:56	成長館です。ちなみに今の絡みで1点だけなんですけど、グローブボックスの負圧温度監視設備って、系統的なものっていうのは、系統図みたいな形で示されるんですけど何か、どういった形で示される形でしたっけ。火災の説明書か何か。
1:25:11	何載ってくれたっけ。
1:25:16	はい、宮城西田でございます火災防護の説明書の中で、温度かえとグローブボックス温度監視設備は、どのグローブボックスからの信号をとってるかとかっていう系統的なものを説明しようとかつその温度、
1:25:31	の設定時で、消火設備側に連携をするんだということも含めて、その説明書の中で展開をしようと思ってました。以上です。

1:25:40	規制庁館です。何か他のやつは動作、さっきの電源とかも一体になってって形で
1:25:47	衛藤安様から言うかなんかのところで監視盤とかの存在自体はシールでも読める形になっちゃってると思うので、そいつが設備上どこに在るかってのはわかるように先ほどのタカナシの中で多分どっかわかるような形になっていくんだろうなと思ってるんでそこはいいんですけど。
1:26:01	今のグローボックスのやつ、設備の社会 V E G A わかった気はするんですけど、図的にもどこかのタイミングで 1 回申請の対象じゃないので、1 回の時点で図はついてこないと思ってるんですけど先々のタイミングではそこもわかるように確認できればと思うんでよろしく願いいたします。
1:26:17	はい。井上西田でございます。いろんなものがふくそうしますんでその辺が誤解がないように、設備区分の境界であったり節の設備とどういう関係なのかと。
1:26:28	ということがわかるようにちゃんと説明図面等準備して、説明できるようにしたいと思います。以上です。
1:26:37	規制庁コサクです。今の点で言うんですけど多分混乱してるのかしてないのかもちょっとあれですけど、系統図として載せるのがどの範囲で、
1:26:47	個別、個々の説明書に格納が何でというところの仕分けがいまいち収まってないんじゃないかなって気がするんですけど。
1:27:01	そのあたり、
1:27:03	どこかで、
1:27:05	もしかすると 06 の方かもしれませんけど、どう、どう考えてるんでしたっけ。
1:27:16	はい。日本原燃石原でございます。私もちょっとふわっとしてるかもしれませんが設備の連携ダクトと、グローボックスが 1 年どうやって繋がっているかみたいなものは系統図の中でお示しをするというような形かなと思う。
1:27:34	ました。実際細かい話は、構造図かもしれませんが例えば信号のやりとりみたいなものってのは説明図の中で、説明書の中で、図面としてこういうリンクで繋がってますとか、
1:27:46	いうことを説明するのかなと思ってましたが、ふわっとし過ぎてますかね。
1:27:52	規制庁館ですけど 89 ページからに書いてあるようなやつがそれ説明したいのかどうかもちょっと十分理解しきれなかったんで後で聞こうと思ったんですけど、ついでに説明できるんだったら、お願いします。
1:28:20	規制庁コサクですまずこれがあってかつ
1:28:25	条文ごとに関連する図面類がという整理の中で何で入らないんだみたいなふうに見える。
1:28:32	ですよ。

1:28:33	なのこの整理のもとに、こうなってますっていうのがわかるようになればいいかなあ。
1:28:41	この系統図の中を見るとですね、搬送物フローズとか、先ほど石原さんが言われたの。
1:28:50	んよりももう少し何か広めに、
1:28:53	あるような気がしてて計装系統図もあるわけですよ。
1:28:57	どうしたときに、どこまでかなみたいなのがあったのでお聞きしています。
1:29:12	はい。日本原燃石田でございます。そうですね系統図として弾おっしゃっていただいた上ですね。
1:29:19	この関連条文としてっていう前に出てくる系統図っていうのは資料の配管を結ぶ構成する図ですよと。
1:29:26	言った上で、
1:29:30	その下のまた関連する条文として以下の分をつけますよと言って、系統図に分類されるものを、
1:29:39	図として付けるもの以外に関係と説明する共同評価に係る条文とかこれ等にも同じような系統説明図をつけます。あと計測制御設計等で確かにこれも、
1:29:51	計装設備の系統を説明する図面としてありますということで、グローブボックス温度監視装置なんかは、グローボックスどのグローブボックスから信号持ってくるかということも含めて1年の制御系の
1:30:04	A系統を説明するという図面で付けさせていただくんだと思ってました。
1:30:09	はい。ちょっと確かにこれだと、どういう図面でどういうことを説明したいかってのがまだちょっと曖昧な気がするのでここを具体化するってことですかね。
1:30:24	コサクです今のところを具体化するというよりは、その考えに基づいて
1:30:31	95 ページ以降とかって本当に書いてますかね。
1:30:47	まずじんかいは、
1:30:50	検知警報云々というところを系統図っていうことで割り振られてるので、なるほどねというふうにわかったんですけど。
1:31:03	閉じ込めでいうと、どうなってますか。
1:31:06	ですとか、
1:31:10	そのおっとり公募。
1:31:13	ですから、そういう意味でいくと
1:31:21	そうですね。
1:31:23	閉じ込めも負圧を制御するって意味での系統制御って何かないですかとか、あとは火災感知もそうですね火災感知のところの系統、計装関係とか温度、
1:31:34	漢字との関係の信号の流れって書いてますけどこれが果たして全体の構成も含めて示せてるのかっていうところは、

1:31:41	若干書いてることと、書いてることが足りない気もするので、ちょっとここをしっかりとこのもとの 89 ページでつけようと思ってることが具現化できてるかっていうのをチェックをして、
1:31:55	整理をさせていただければと思います。以上です。
1:32:01	はい。そのあたり、
1:32:03	ある程度反映されてるとは思うんですけど、
1:32:06	ちょっとここも本当かなっていうようなところが幾つかあるので、精査をいただければと思います。今の流れで、搬送のやつを例示で私言ったので、
1:32:17	確認し、する等、搬送設備の第 16 条のところは、そのフローはなくて構造図での落下防止っていうだけなんですけど、これは
1:32:28	条文としては、
1:32:30	確かに不
1:32:32	搬送フロー自体は、関連するまでもないということではありますけど、
1:32:39	その搬送フロアじゃ何の説明のためのものなんだとかっていうと、どう割り振られてるんでしょう。
1:32:54	はい、二本木西田でございますちょっとですね多分示し方がよくないですね。
1:33:00	先ほど私が丸とか三角とか、仕分けをして、呼び込まないのと言っていたところが、
1:33:09	系統図の中でもととの例えばですけど、
1:33:16	第 2 回とかで系統図で、16 条に、例えば丸があるとすると、
1:33:23	ここでは、搬送物をつけるつもりなんですよね。ただ、それって説明書とリンクって意味でいくと、今ひとつこれだとわからないので、
1:33:34	この
1:33:36	695 ページ以降が作った時には、確かにもともと 0 と言って添付図面とリンクして書くもの以外に、添付図面という系統でないにしても、
1:33:49	概要図みたいのをつけるものは、説明書の中で展開するのでこの添付書類にはこういうものが概要図としてつきますよっていうそのいわゆるこの前のページで言ってる、
1:34:01	とずっと別のものをつけますよということ整理をしたのが 25 ページの話です。それが、結局は系統図の丸々付けがですねうまくブレイクされてなくて、系統図として全部丸ついてて、かつ、丸三角の区別もなく、
1:34:17	この後の 95 ページ以降が載ってるので、果たして全体として何を整理したいのかっていうのがよくわからなくなっているのが実態だと思います。その辺を整理して、
1:34:27	説明書とリンクするずれがなんだ、どういうのを説明したいのか。

1:34:32	系統図の中に個別に概要図みたいのを付けるのは何のためにどういう図面をつけるんだというのが、全体がわかるように整理をさせていただければと思います。以上です。
1:34:42	規制庁コサクです。今の資料の状態がどうで、どう考えていたか、今後、そういったところも全体わかりやすいようにしていただくということ。
1:34:53	状況よくわかりました。対応よろしくをお願いします。
1:35:00	成長シミズですとただいまの内容に関連して規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:35:11	なければ共通 08 試料についてほか、規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:35:19	瀬戸館です。ちなみにちょっと自分がさっき中途半端に言ったんで改めて一応確認しておきたいんですけど、
1:35:26	86 ページのところ、
1:35:29	添付の 4 つて形で 3 ポツで各条文に係る、添付書類のマルの記載欲しいという形で書かれていて、
1:35:35	例えばなんすけど第 8 条のところ、今回下線が引かれていて、工程停止操作及び管理停止操作を踏まえて形で、経営説明書に丸をつけるという形で書かれているんですけど。
1:35:47	本当のところの運用の方でそういったものが存在してるのは認識した上でなんですけど、これ健全性説明書に飛ばして何を書く。
1:35:58	はい、二本木西田でございます。単純に
1:36:04	健全 I U で出ていた覚せい流出の役割と、拡声ユースでどういう版で停止操作をするんだということがわかるわけです。なので、個別には地上に無理やり結びつけるようなことはなくて全体として制御盤の機能として、
1:36:19	こういうものですよということの説明しようと思ってました。以上です。
1:36:23	成長谷です。外部からの衝撃の損傷の防止としては運用として竜巻とか火災時に停止する操作をしますよっていうところで、それも説明書に書かれているような形で、
1:36:34	今お話聞いた限りだと健全性説明書で言えば、制御室で先日監視室から中央会使われるけど、その説明がそこにあるからっていうのだけで丸を付けてなると、
1:36:46	何か広く取りすぎ中もあるんすけど、そこは全体としてそういう整理で今仕事してんでしたっけ。
1:36:52	はい、日本エリアでございますかなり広めにとってますっていうのが実態でございます各先ほどの目的であったりとのリンクも含めると親戚ぐらいの人までマルつけて飛ばしてるのが実態でございますので、

1:37:06	そちらを見れば、そういうこともわかりますという範囲でしか今 8 条に書いてあることはありません。八条から無理割譲で書いたことを具体を説明するように健全性説明書で説明しますということではないので、
1:37:20	その辺のことが、臨空が入るべきかどうか、今一度整理をしていきたいと思えます。以上です。
1:37:28	はい、規制庁谷です。特に健全性説明書って、割と横串に近いようなやつなので、関連するって広く取ろうとすると全部にマルついちゃうんじゃないかなという気もしてきてしまうので、
1:37:39	その点に関しては今のお話だと、直でというよりは、今回広目に制御室と言うたん制御室っていうか解説という単語があるから入れてきたぐらいのレベルな気がするので、それが 9 条、90 年 80 ごめんなさい八条の条文適合と。
1:37:52	かどうかというのを踏まえて書いていただくのが適切かなというふうに思えますのでよろしく願いいたします。
1:37:58	はい、柳下でございます承知いたしました。
1:38:05	規制庁補足です。
1:38:07	私から 98 ページ。
1:38:11	只野。
1:38:13	05 って言った時、所の話で、08 で聞かせてもらえればということの、空調と窒素と、っていうようなところの、
1:38:24	ある程度許可のところバラバラと書いてあったやつをまとめましたということですけど。
1:38:30	これでまとめていった理由っていうのを改めて説明いただけますか。
1:38:38	はい、二本木西浦でございますはい。まず、空調用の設備のところについては、空調用冷水中区長蒸気燃料油供給設備コアの、
1:38:49	まさしく長設備を動かすために必要な
1:38:53	そういう経費っていうか必要な、すみません、ここだけです。ごめんなさい。まとめた理由っていう声がありますね。どちらかという、7 ポツ 4 ポツ 5、6、7、8、
1:39:04	とは、
1:39:05	下手理由ですか。
1:39:12	日本原燃車でございます。そんなに深い理由があるかというのが若干難しい気がしてきました。どちらかという、細かく分かれたところをどうやってグルーピングしようかなと思って、
1:39:24	そっからスタートして、同じような分類額で、
1:39:28	分類になるところを集めたのが今の結果でございますので例えば、7.4. 5 と 7.4. 6 が一緒にできないかというところまでは、若干ながらまだ頭が出なかったのが実態でございます。以上です。

1:39:43	はい。規制庁細木です。そこの辺りのお考えを整理しておいていただければと思います。今、
1:39:52	7ポツ 4ポツ 5以降で言いましたけど、7ポツ 4ポツ後は
1:39:58	廃棄物廃棄施設の換気設備との関係と、
1:40:02	ということでそちらとの違いをしたのはなぜかということが明確になればいいかなと。
1:40:10	思ってます。
1:40:13	意図は何となくには理解できるので、そこをちゃんと整理をしておいてください。それによって関連条文とかっていうところも、下は、
1:40:22	変わってくるんだと思いますので、よろしくお願ひします。で、7ポツ 4ポツ、6、
1:40:30	7、8に関しては、
1:40:35	少なくとも
1:40:38	あと廃棄設備とかとの関係でいうと、
1:40:45	閉じ込めるという意味ではなくて、雰囲気キー管理という意味で特殊な機能を持っているということなので、別で分けておきたいというふうに思われたのかなあと。
1:40:59	思ってますけど、そういったところでの機能の関係でいうところの整理なんだと思います。そうしたときに、廃棄との関連で、
1:41:14	なんすかね重複するなり何なりというところでの関連性は問題ありませんかみたいなところ。
1:41:33	あ、規制庁館ですけど、調査官発言されてますか、何か音が今飛んでるんですが、
1:41:45	あれ、元と届いてますか。
1:41:51	と。
1:41:54	アクセスの問題も発生しました。どうせ、
1:42:01	はい。
1:42:07	うちらは聞こえてないのかな。
1:42:14	こちら規制庁角です。すいません。ちょっとこちらの音声聞こえてますでしょうか。
1:42:25	何か。
1:42:26	あそこじゃない。
1:42:44	インターネットで使うって話をしているんで、
1:42:57	その高瀬というときで、分離をするということでございました。以上です。
1:43:03	ちょっと補足です。
1:43:08	7ポツ、4ポツ 7と8ページの違いはあります。
1:43:15	一方で、

1:43:16	7 ポツ 4 ポツ 6 の説明を聞くと、あんまり悪くないですか。
1:43:32	循環させるセットではないんですよね。
1:43:38	はい。表現でしたでございます。はい。
1:43:42	はい年ピッと考えます。はい。名前は宇井です。はい。ぴたっとわかるようにしていただく必要があるかなと思います。
1:43:53	ダンロップスポーツの方はバスに、ガスを扱う全体あそこの設備を、
1:44:00	どちらも供給してきてますと。
1:44:03	いうところで、何か対応直すようにしてください。
1:44:08	その上でですね、乙 6 いっぱい入って
1:44:14	その関連が、
1:44:15	あるとかそちらに普及するということになっちゃうんです。
1:44:23	はい、ありがとうございます。途中で許容するということがまさしくこの 7.4. 6 の設備になります。
1:44:36	これ、特別ございますんで、なかなか難しいかもしれません。以上です。
1:44:50	はい。不足です。そうすると、フゾクというところで上に入れたらどうだっていう話もなくはないんですけど、例えば言っても、
1:44:59	昨日、第 1 関連条文としてってということで、切り分けておきたいということでここに僕はあってもいいと思いますので、
1:45:10	その場合はより一層ですね今の状態を表すということで要望していただければということだと思います。以上です。
1:45:20	はい、与儀西田でございます。承知いたしました。
1:45:27	規制庁清水です。ただいまの内容に関連しては、規制庁側から確認ございませんでしょうか。
1:45:36	それである他へと共通 08 試料について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:45:46	規制庁野中です。ちょっとですねちょっと今までの議論とまた違うところで、
1:45:52	この資料について確認をしたいと思います。
1:45:56	共通 08 のですね、
1:46:00	別紙ということで、
1:46:02	一つはまずはですね、
1:46:06	170 ページ目の、
1:46:09	許可整合性に関する説明書についてなんですが、ここは別に今回新しくつけたというわけではないんですけど、
1:46:20	大分基本設計方針と内容も固まってきてですねそれを踏まえて確認という中で少し、
1:46:26	その前提についてですね、作成方針をお聞きしたいと思います。

1:46:32	それ具体的に 173 ページ。
1:46:35	からですね、この資料の説明ということがあって、
1:46:40	これ自体ですね、今回フォーマットについては実用論をですね、前例としながら作ったということで大体作りは同じなのかなというふうには思っています。
1:46:53	ただその上で 173 ページ
1:46:55	を、
1:46:56	2 ポツの基本方針の中でですね。
1:47:00	前半の方だと本文 3 号なり本文の窪。
1:47:05	こういったものと比較ということで記載するとなっていて、
1:47:09	そんなそのあとにですね、なお書きとしてですね、
1:47:14	今
1:47:15	許可申請書の基本方針に記載がなく、
1:47:20	工事の計画で詳細設計を行う場合は、許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しないとなってるんですけど、
1:47:30	今回のちょっと資料のですね 9 記載の範囲を確認したいんですが、
1:47:36	工事、設工認本文自体はすべて書くということでよろしかったでしょうか。
1:47:45	はい。弁理士。はい。後、
1:47:48	今度、その部分です。はい。
1:47:56	許可本文は全部書いていますということです。これは本文書いて、
1:48:03	この設工認の申請の本文もその関連するものをすべて書くっていうか、ということなんですかね。
1:48:12	日本原燃志田でございます。まさしく許可許可の本文に関連する部分の基本設計方針を変えているということでございます。
1:48:21	ここで言って本資料には記載しないってのは具体的に何を表してるんでしょうこれ実は書いてるプラントもあったりするんですけど、
1:48:30	今回はMOXの場合にその申請書の中の本文で書かない。
1:48:35	部分があるっていうそういうことなんでしょうか。
1:48:40	はい、日本イシハラでございますこのなお書き自体は正直
1:48:47	発電の先行発電度のやつをそのまま持ってきた文章でございますで、対象として何を言ってるかっていうのは別紙 1 で言ってるような波線で、許可本文からの
1:48:58	付随として展開をした文章、これは許可本文じゃないものになりますのでその話の展開としてこの 173 ページのなお書きがあります。そうしたときに、基本方針に記載がなくっていう言い方が、
1:49:12	正直きつい感じもするのね。ここはどう書くかの表現の仕方はもう少し工夫があってもいいかなという気がします。以上です。

1:49:22	はい、市長中橋。一応記載自体はあって淡々に線を引いているところと、引いてないところがあるという、ただそれだけの話という理解でよろしかった。
1:49:38	はい。弓削の石田でございます。まずそうですね 177 ページと下線を引いてるけど、ところとないところ、この話をしているということ、とりあえず誤解がないようにということです中略とかいうところがありますんで、基本設計方針でも、
1:49:52	これまさしく紐付けというわけではなく設工認側で具体を展開しているものでかつ、付随というか、展開をしているもので、
1:50:05	例えば発電炉を見ながら書きましたとかいうことも含めて基本設計方針との、基本的には全くないというわけじゃないですけど一対一の関係では書いていないところがあるということです。以上です。
1:50:18	はい、規制庁なんかさ、ちょっと
1:50:21	確かにその申請書の基本方針記載がなくてというのが、ちょっとここも引っかかったところがあって基本的に
1:50:28	いろいろ事例はあるとは思いますがある意味、大枠としては方針に基づくものなのかなとは思っていますねそこ、
1:50:38	検討し、
1:50:45	はい、柳下でございます承知いたしました。
1:50:49	規制庁館です。今のやつちょっとそういった認識の確認だけなんですけど、許可の整合性の形になっていて、要は許可の設計、基本の方針載っとなりながら、工認の基本設計方針書いてますよという形になっていて、
1:51:02	中略というふうに書かれてるやつは、あくまでその手前の部分で本部の積極的方針にのっとりだから設計方針を変えてしまっていて、その具体化する部分であるから、
1:51:13	当然、上段の部分でもうたってしまう形になるのでその部隊の部分も当然整合してる話になるからその部分はリンクしてるとかっていうことですかね今の。
1:51:22	許可整合っていうふうに言ったときに、許可で全く言ってないやつを工認で急に言われたらそれは整合って言わなくなってしまう気がするので逆にしてるところの意味っちゃうのを一応確認をしておきたいんですけど。
1:51:33	はい。日本原燃新海でございます。おっしゃっていただいている通りで、頭のほうで線を、下線を引いてここで整合してるといったもの、展開してるわけですので方針としては、
1:51:43	許可と整合しているというのは頭の方ですでもう入れてるということでございます。以上です。はい。規制庁谷です。なので、許可の大枠の範疇の内数で、それを若干言葉を変えたようなところで比較しなければいけないようなところは当然書いてあって、

1:51:57	それを具体的設備面に全部落としましょうとかっていったときに説明、あんまりちょっと本部と設工認本文なんで説明全部落とすところはないかもしれないけど、具体化しただけのところっていうのは比較しても、それ上段のところでも言ってしまうと何か、
1:52:11	のように設計するってとこで読めてしまうので、それ以下のところを略してる部分がありますよっていうのがさっきの、2 三行書かれたところと思ってるんですかね。
1:52:19	はい。宮城西浦でございますはいおっしゃっていただいている通りでございます。瀬田助教わかりました。
1:52:29	はい。規制庁中です。あとですね、私の方から今回説明というか資料がつかってきた。
1:52:38	工事の方法の記載のところなんですけど、これはページでいうと 511 ページ以降ということで、
1:52:47	これ自体はですね今回補正からさらに直したというところで、
1:52:54	とそ
1:52:56	そこの部分。
1:52:57	ついては、ページ数でいうと、522 ページ。
1:53:02	のところで、
1:53:05	ここですね、工事上の留意事項というところで、追記があったところです。
1:53:12	し、ここの追記の趣旨は読んだところでは濃縮のですね、工事の方法を踏まえて、
1:53:21	MOXとして反映すべきようなところがあれば反映したと。
1:53:25	いうところでそれはそれで理解しました。
1:53:29	一応この練るための確認ですけど今回記載のものは一応全新政会を通じてのその工事の方法として物的に一応書いてるという理解でよろしかったでしょうか。
1:53:42	はい、弓削西田でございますはい。その通りでございます。わかりました。ですから放射線管理区域の作業というのも今回はないんですけど次回以降踏まえてということ、ということですかね。
1:53:55	荷揚げ車でございますはいその通りでございます。はい。冒頭そちらから説明があった通り今回ですね再処理施設については、つけてないというところだったんですが
1:54:08	従前のMOXと再処理を見るとそんなに大きな違いというのはなかったようにも動いていてですねただ少し施設の特徴を踏まえて若干の差異はあるんですが、
1:54:22	基本的には多分、おんなじ記載かなと思っていてですね、できればこうまとめて議論してもよかったのかなと思いつつ、

1:54:29	それ再処理の方ですね何か内々議論をしたときに後戻りがないかどうかというちょっと懸念はあるんですが、
1:54:38	そういった中でちょっと最初には、何かそのさらにその付け加えるべきこととかですねそういうことを踏まえて大体いつごろ停止とかそういう予定等ありますでしょうか。
1:55:06	日本原燃の瀬川です。
1:55:08	今こちらですね先日ノートラブルを受けてですね、本報告書をまとめているところではあるんですけども、そちらの記載、
1:55:21	こちらの留意事項の方にですねどう落とし込もうかといったところをですね、今検討している最中でございます。
1:55:32	ちょっと具体的に、
1:55:34	少々お待ちください。
1:55:46	えーとですね今ですね、来週の半ばぐらいをめどにですね、再処理としての記載というのを提示できればなというふうに考えていたところです。以上です。
1:56:00	はい。規制庁中です。再処理の状況はわかりましたと。
1:56:06	いうところなんですけれど、
1:56:09	最初、今回その再処理に関する法令報告ということで再処理 2
1:56:17	中国、間関連するものとしてですね、注目が集まっていますけれど、
1:56:24	その法令報告関係としてこのモク数にですね、当てはまるものがないかどうかという観点で、
1:56:32	一応今見ているところです。既設の基と影響を与えないようにということで B ポツに大枠は書いているところではありますが、
1:56:43	法令報告なんかを見るとですね、
1:56:46	例えば大体今、ある程度
1:56:50	いくつかの項目として問題点が挙がってる中で例えば施錠管理とかですね。
1:56:56	そういったものが多分再処理はいろいろとですねそういう機器があるんだろうと思うんですが、その辺、モク数とかそこら辺は反映する必要はないという理解でよろしいんでしょうか。
1:57:09	弓削西原でございます。まずそもそも今回法令を組んでやってる、正常管理を強化しますとか言っているところの発端っていうのは何かというと、
1:57:20	供用中の設備に対して、関連する設備を工事するときに、いわゆる誤操作なり行かないようにということで、工事上の留意事項としていわゆる施錠管理をするといったようなことが出ていると思ってます。
1:57:32	今回設工認 1 年見たときにですね MOX が供用中の状態であろうかと言われるとそういう状態にはならないと考えたときに、その記載を展開しないといけないということにはならないんじゃないかなというのが、今の考えでございます。

1:57:45	ただし安全機能を有する施設の条文でのいわゆる現場弁とかのとか制御室での監視盤での識別表示であったり施錠管理でやってる一連の
1:57:59	運転管理というか設備の維持管理という意味での管理についてはそちらのあ あいう側で展開をさせていただいてるということでございます。以上です。
1:58:09	はい。規制庁野中です。ちょっとMOXの方もですねそこらの再処理の法 令報告の状況を踏まえながらこれは一応検討したということで一応、
1:58:22	話はお聞きしましたので、引き続きちょっと、再処理は再処理で検討を進め ているのであればそれがMOXともですね関連があるのであればそれも、
1:58:33	なるべくですね関連づけながらはねるものがないかどうかと。
1:58:37	いう観点で引き続き精査いただければと思います。私からは以上です。
1:58:46	長シミズですと、ただいまの内容に関連して規制庁側から確認ございませう でしょうか。
1:58:54	規制庁補足です。石原さんの言われたところは理解できる場所なんですけ ど念のためですが、
1:59:03	言われるように冷却系とかはどんな
1:59:07	けど、
1:59:08	関係。
1:59:10	閉じ込めの機能という関係から、何か動かしながら作業するみたいなこと にはならないかっていうところで言うと、
1:59:23	粉末は収納し、除染なりをしてから、
1:59:29	管理費を止めるってということで、維持するような状況なく作業ができる っていう、
1:59:38	はい、二本木西田でございますはい工程と配慮研修の関係はもう今、後藤 さんおっしゃった通りの手順でやるというのが、許可の中でも説明していた ことでした。以上です。
1:59:52	はい5冊ですわ。わかりました。他に。監視系みたいなところ維持しな きゃみたいなところはないですか。
2:00:09	はい、二本木西田でございます常時という意味でいくと基本は止めること を前提に物語ってきたので、あんまり用事機能を維持しないといけない っていうのはなかったかなと思ってました。以上です。
2:00:25	はい。規制庁コサクです関心もあれですよね。関しなきゃいけない状態 っていうのがあってその状態を外すということで監視機能も、
2:00:36	除外できるってことですよね。はい。日本原燃石原でございます最初に 項目違いと言ってあれですけどそういうことができる施設だと思ってま した。以上です。
2:00:48	はい、規制庁コサクですその辺りはですね設工認というよりは保安規定な のかなという気もしますが、施設管理のな、施設管理運転管理の中で、素行 の辺りこんな混乱しないようにまず、

2:01:05	なるんだと思いますけど、明確になっていけばいいのかなというふうに思っ
2:01:11	てます。将来的な話にはなりますけど以上です。
2:01:16	はい、宮城西田でございますはいありがとうございます。我々も本規定の段階になって変に慌てないようにちゃんと整理をできるように準備をさせていただきます。以上です。
2:01:29	規制庁清水です。ただいまの内容に関連して他、規制庁側から確認ございませんでしょうか。
2:01:38	ちょっとそれは僕は共通 08 資料について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
2:01:50	清町の竹田です。
2:01:53	設備率とか、
2:01:55	ところで何点か、
2:01:57	確認をさせていただきます。
2:01:59	では、
2:02:02	変更があったところでいうと、
2:02:05	77 ページ。
2:02:07	なんですけれど、
2:02:12	番号で言うと 731 から 739 の
2:02:17	電話、
2:02:18	通信連絡設備関係なんですけれど、
2:02:22	この中に含まれているのは、
2:02:25	例えばファクシミリですとか一般よ、携帯電話みたいな、こういったものもあるんですけれど、
2:02:32	こういったものたちも 27 条、地震の対応、対応というか関連する条文みたいな扱いになっているんですけれど、
2:02:43	地震の対象の除外になっているものっていうのは、例えば容器ですとか、
2:02:49	他エリアみたいな、
2:02:52	物理的なものじゃなくて、概念的なものだとか、可搬系のものだとかそういったものが対象なのかなと思っていたんですけれど、
2:03:01	こういった、今申したような、ファックスだとか、携帯電話だとかまでマルつけているのはどういう整理なのでしょう。
2:03:15	はい、日本イシハラでございます。まずは制度世界で使うものということと、27 条の世界でいくと重要度に応じて、
2:03:26	展開をするということで、実際は、Cクラス相当だと思いますけど、とはいえ、
2:03:36	メッセージにもその機能を期待するものということで、展開をした結果だと思ってます。以上です。

2:03:51	規制庁のカミデです。例えば、別にどっちでもいいといえどどっちでもいいんですけど、携帯電話は、これは常設の施設に、
2:04:03	エントリーしてるってことなんですね。
2:04:18	規制庁コサクです。携帯電話じゃなかったかもしれませんが、許可の断面で議論したときに、基地局みたいなのが固定になって全体として常設にしますみたいなことを言われたところがあったと思うので、
2:04:34	通信全体としてどういうふうに、常設可搬整理してるかっていうのを説明いただいたらと思います。
2:04:41	すいません日本エリアでございますありがとうございますはい通信としては、確かおっしゃっていただいた通り物自体は、過半だと思ってますんですけど、この機能を
2:04:51	いいですために必要なところとしては常設のアンテナがこの機能にリンクをするということで、全体許可のときにはこれを
2:05:02	今のSA区分として常設ということで整理をさせていただいてました。この常設と関係するものとして、この右側の
2:05:12	耐震設計のところですね、の区分を決めて展開をしているということでございます。以上です。
2:05:20	はい。規制庁青井です。わかりました。ありがとうございます。
2:05:25	規制庁の武田です。はい、ありがとうございます。ちょっと今の説明で納得はしました。
2:05:31	はい。それでちょっと他のところで、
2:05:35	5条とか26条の地盤に関係するところなんですけれど、
2:05:41	この地盤に関係するもので、表の頭には注釈13っていうものが書かれておりまして、
2:05:52	燃料化、加工建屋で確認をしますよというふうな説明になっているんですけど。
2:06:00	例えば、DPに関係する設備で、5条に関係するものであるんですけど、注釈13の通りということで今現状バーになっているものと、
2:06:13	例えばSA用の設備であって緊対に設置しているような設備であるからバーになっているものとかっていうものだと、バーに意味合いが違ってくるのかなと思うんですけど。
2:06:24	そういったものたちについて表現を何か書き分けること。
2:06:29	ていうか表現の仕方でもうちょっと区別して書くことってできないでしょうか。
2:06:36	はい。日本原燃石原でございます。はい。おっしゃっていただいた通り、すいませんちょっとごちゃごちゃになってますね。建物が違うのに、同じ注釈で燃料加工建屋と書くとやはり間違いですので、

2:06:50	注釈頭じゃなくてどっかグループとしてこの升の中に書くとかですねちょっと工夫をして、差別化できるようにさせていただければと思います。以上です。
2:07:07	はい。規制庁の竹田です。わかりました。そこはお願いいたします。
2:07:14	ちなみに2なんですけれど、例えば燃料加工建屋に設置している設備っていうのは、すべて
2:07:24	五条の注釈13に該当するものということで整理されるということでもいいんでしょうか。
2:07:35	はい、日本イシハラでございます。そういうふうに整理をさせていただきました。以上です。
2:07:42	はい。規制庁の竹田です。はい、わかりました。
2:07:47	あとちょっと細かいところで確認させていただきたいんですけど。
2:07:52	すいませんちょっとページが、ちょっとすぐに出てこないんですけど、
2:07:58	地震に該当する設備としまして、ホールボディカウンターが地震の対象外になっていたかと思うんですけど、
2:08:07	これっていうのは常設ではないんでしょうか。
2:08:21	はい。日本原燃石田でございます。はいちょっと関係者に確認したものをそのまま
2:08:28	固定してないからという理由で、外し常設としなかったですちょっともう一度、実際どうなのか確認して、書かせていただければと思います。以上です。
2:08:40	規制庁竹田です。わかります。そういったのは実態に合わせていただければと思います。
2:08:44	あと最後なんですけれど、地震の対象外になるものとして、先ほど私、何点か例として挙げさせていただいたんですけど、他エリアっていうものも、これは物理的なものじゃなくてスペースみたいな、そういったものだから該当。
2:08:59	しないものというふうに整理されているという認識で合ってるでしょうか。
2:09:04	はい、二本木西田でございますはいおっしゃっていただけてる通りでございます。
2:09:09	はい。規制庁武田です。わかりましたありがとうございます。
2:09:13	私から確認以上になります。
2:09:18	規制庁カミデです。他エリアって、
2:09:25	何か1.2ですそのときにも何か話をしたような記憶があつてで、なんやかんや、1.2S sで機能を維持しますと。
2:09:36	いたような気がしまして、前回のヒアリングのときは、建屋とかと同じような書きぶりになっていたところを書き分けますと言って、ちょっと、

2:09:47	今日の資料でどう書いてあるかあれなんですけど、そういう意味では対象にならないんですかね、どういう整理されましたか。
2:10:05	宮西は少々お待ちください。
2:10:20	はい。弓削西田でございます。すいません。今回は、建物と建物構築物としてのいわゆる保管場所に対する考慮というところは書いております。
2:10:34	実際その外部他エリアっていうのが、その場合考慮しなきゃいけないのは車両関係を外に置いてるエリアそのものになりますので、これはエリアに置いてあるものが、地震動に対して壊れませんよねってところを
2:10:48	その地盤その部分で出てくる波なり何なりを使って評価をするということで、関連するというので、設備側の設計を示す時にどこの、
2:11:00	地盤の波を使うんだみたいな話でリンクがとられるのかなということでそのエリアってか土地そのものに何か機能戻せ説明を追加しているかってそういうことではないというのが現状でございます。以上です。
2:11:13	ということで、何か機能の説明を追加するかというのが現状でございます。以上です。
2:11:39	規制庁驚見です。それでは続いて、確認を規制庁側から確認ございましたらお願いします。すいません。規制庁セトガワです。
2:11:49	1点ちょっと聞かせ、
2:11:52	質問させていただきたいと思います。
2:11:55	共通 08 の
2:11:59	93 ページ、94 ページ 95 ページなんですけど、すいません 929394 なんですけど、
2:12:08	今回の変更で、
2:12:12	加工施設の閉じ込め、中欄程度なんですけど、加工施設の閉じ込めの機能の喪失に対処する設備に関する説明書を追記していただいたと思うんですけど、これ S A のものなので、
2:12:24	場所としては、将来電源設備に関する説明書の下に入れていただけたらそちらの方が見やすいかなと思うのでご検討いただけないでしょうか。この 1 点ですはい。
2:12:57	二本木西原でございます。
2:13:07	そうしろということですかね。それは今のは、
2:13:15	祖父をしていただいた方が並び的に
2:13:18	見やすいかなという点なんですけど、
2:13:21	規制庁館です。まず県の考え方としては、加工施設の閉じ込めに関する説明書があってそれで西縁の並びという形でここで閉じ込め閉じ込めて書かれていてで、かつ例えば健全性説明書って言うんだったら DB も S A も入ってるやつだつてば、

2:13:35	大枠としてD T Sという構成にスルーというよりはまずは閉じ込める並べてここに書いたとかそういうことでよかったですかね。
2:13:43	はい、二本木西田でございます肺癌おっしゃっていただいた通りでございます。
2:13:48	上、
2:13:57	町長にその上で、能勢セトガワの方からあればお願いします。はい。そうなんです。
2:14:05	そうだ。
2:14:06	日本原燃志田でございます。今おっしゃられたのが 93 ページと下の表の順番を直すということ。
2:14:16	だけなのか、102 ページに書いてある添付書類を構成するものも、そういう順番にということなのか、どちらでしょうか。表の表のみです。
2:14:27	はい、日本イシハラでございますはい。そういうことであれば、はい。対応させていただきます以上です。はい。よろしく願いすみませんよろしく願います。
2:14:37	規制庁コサクです
2:14:41	了解し、されたところで聞く。
2:14:45	申し訳ないですけど、
2:14:48	それは、
2:14:49	な、大丈夫ですか書類の
2:14:53	一応これあれですよねヒアリング資料だけ。
2:14:56	これヒアリング資料だ形の表なんでしたっけ。
2:15:00	はい。日本原燃志田でございます。はいヒアリング資料だけの表になってます。以上です。
2:15:06	コサクです。わかりましたそれでは、あんまり悪影響が出ないということで、
2:15:13	はい。結構ですけど。ちなみに、
2:15:18	102 ページ側の方の話って言った方がいいかなとは思うんですけど。
2:15:24	これって、何
2:15:28	何のためにちょっと覚えがありますけど、
2:15:31	説明書を作りどんな内容になるのか。
2:15:35	ていうところで、
2:15:43	そもそも有効性評価は、
2:15:46	S e c 公認が求めてなくても許可で終わってて、その具体の設計を順々に入れていくっていうところであまり S A の具体の説明書ってイメージなかったんですけど、

2:15:58	実用炉とかはどうなっていて今回どうしようと思われたのかって説明していただいていいですか。
2:16:03	はい、日本エリアでございます。そういう意味で私が考え過ぎたのかもしれませんが、おっしゃっていただいている許可の中で全体閉じ込めき閉じ込める機能の喪失に対象ということで、
2:16:15	全体はもう整理されていてとりあえず設備をエントリーして、あとはその設備に対してそれぞれ個々に展開をしていけば、設工認として説明できるということだと思ってます只野とはいえ、
2:16:28	設工認上、複数の設備区分であったり添付書類にばらけて説明をするときにですね、大枠で、全体の加工施設を閉じ込める機能の喪失に対処するための設備ってのが1年、
2:16:41	どういうものがあって全体の構成としてどういうことを役割分担をしていて、どういう機能を持たせるのかっていうところを、全体この添付書類でやった上で、それぞれの設備の説明は、ここのこの添付書類でやってますっていう。
2:16:55	全体のカバーをここでやろうかなと思ってましたじゃないとちょっとわかりづらかなというのも思っ勝手に思ってそこを今立てたところでした。以上です。
2:17:05	はい。補足です。
2:17:08	S A設備については概ねその下の設定根拠と健全性説明書で、
2:17:17	大分抑えられるところがあって、
2:17:20	プラス他のその火災なりなんなりっていったところに飛ばしたり部分があるとは思いますが、
2:17:30	確認できるのかなと思いつつ、条文対応の関係から、ハブになる書類を作るということで理解をしました。これ最初にも同じようにされるんですか。
2:17:44	はい。日本原燃の瀬川でございますこちらはですね
2:17:48	同じように対応しようと思っておりますやはりですね、基本設計方針で条文要求を受けた基本設計方針の記載がありますので、
2:17:59	それを回収する添付書類がやはり、設定根拠説明書等健全性説明書だけではですね、回収しきれないというかおさまりが悪い部分もありますし、
2:18:10	あと、今石原が申し上げた通りですね、ハブ的な役割をさせるという部分でも非常に有意義だと思っておりましたので、最初にも同様に対応したいと考えております。以上です。
2:18:24	はい。補足です。申請者がわかるようにというので作成されるの拒むものではないかなと思いますので、整理の考え方はわかりました。以上です。
2:18:40	成長シミズです。
2:18:42	か、共通 08 資料において規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:18:48	社長規制庁、上出です。

2:18:53	よろしいですかね。はい。
2:18:56	はい。ちょっとまた図面関係で 91 ページでお話。
2:19:03	どう。
2:19:05	第 1 回の話で、7 条の津波は構内配置図で丸がついてて、
2:19:12	前もどっかで話したかもしれないですけど、現状の配置図だと標高とかが入ってないので、津波の方針を満足したようなところに物が、
2:19:24	敷地があるのかっていうのがわからないんでそのあたりは分かる詰め方にあるのかというのが 1 点目ですけどよろしいですか。峰志田でございますはい、承知いたしました。
2:19:37	はい。規制庁、網です。
2:19:39	あとですねちょっと悩ましいなと思って、地盤なんですよっていうことですねちょっと。
2:19:47	建物の位置は当然よ良いとして、今日も何回か話してますけどあの中に収納するものっていうか建物に設置するものっていうのも対象ですと。
2:19:57	言っはいてですね、とは言ってそれでじゃあこの図面で全部見れるかっていうと、今ある配置図ですね下の方の機器配置図とかを見ると、
2:20:09	第 1 回の対象である遮へい部だとかそういうところまでいくと、見えないんですけど、
2:20:17	とはいってもさっき話をしていた F A X みたいなものまで全部配置図で入れるのかっていうのもあってどうやって確認をするかっていう話なんですけど。
2:20:29	例えば設備 R I S 等で設置場所があるとか何かどういうふうに合わせて見ればわかるんです。要は性面図とか、
2:20:37	あとこの情報を見ればわかりますっていうのでありますか。
2:20:43	はい。弓削西浦でございますまず事実関係として、今回すいません。何度も見やすくということで、費用を削って出してて恐縮でございます
2:20:54	今回共通発注につけたものから考えると、申請対象設備室、添付書類についてのものについては、設置場所が入っておりますので、それをもとに、どこに設置されるものかっていうのは確認、ご確認いただけるような情報になってると思います。
2:21:10	それとの関係で、個々の設備についても、どこの建物に入ってるっていうことで説明を受け、するんだなということが、一つ一つ紐付けはできるかなと。
2:21:23	思ってたところでございますちょっと印刷の関係も含めてこの今共通 8 にはその行を抜いてしまってるので、ですけど実態としてはついているということでございます以上です。
2:21:36	はい。規制庁岡部です。わかりました。
2:21:42	縦軸が、

2:21:45	幾つか抜けてるってことですか。
2:21:52	と。
2:21:56	はい。日本原燃石田でございます。前回の在庫関係のやりとりで、機種を出しましたんで、
2:22:04	あとは、設置場所ぐらいかなと思います。はい。足せばいいじゃんという話かもしれませんが、現状そこが抜けてるところかなと。
2:22:16	思っていました。はい。以上です。
2:22:20	規制庁岡部です。わかりました 91 ページの表の話じゃなくその前の 30。
2:22:26	5 ページとかその辺からある。
2:22:29	今日ですかね。
2:22:31	ここで本当に出てきた時には場所もわかるし、あとは、だからこれと平面図、
2:22:37	見りゃどの辺にあるかぐらいはありますってということですか。
2:22:41	はい。二本木西田でございますはい。そういうことでございます。
2:22:46	はい。規制庁上井です。わかりました。
2:22:50	あと何かあったかな。へえ。
2:22:58	一応確認ですけど、93 ページの、
2:23:05	6 条の下の方にあって設備、
2:23:09	施設記載事項の設定根拠に関する説明書というのがこれが、地下水排水設備の使用に関する説明もろもろ、ここに入っていくってということですかね。
2:23:23	はい。宮城上西でございますこの第 3 回のところはそういうことでございます。以上です。
2:23:31	はい。規制庁加賀です。わかりました。一方で、そのまま横にずれると、
2:23:39	最初にあった話ともちょっと関連して、どこで何を示すのかみたいなどころですけど、
2:23:48	材料構造のところには、
2:23:58	そうですね材料構造にも
2:24:02	設定根拠に関する説明書に丸がついて、それだと強度に関する説明書っていうところの材料及び構造ということになってるんですけど。
2:24:12	15 条の対応として、用語の説明書でどういう切り分けを考えてますか。
2:24:20	はい、日本イシハラでございます。強度に関する説明書まさしく共同計算なんかの話を説明するところだと認識をしています。一方設備、
2:24:30	別、設定根拠ですね、こちらについては、圧力とか温度の設定を条件に共同計算がやっていますのでその圧力とか温度の設定根拠の話を展開をするということで整理をしました。以上です。
2:24:48	はい、規制庁菅です。そうすると、共同計算のインプット条件みたいなどころは、設定根拠の方にあって、

2:24:59	強度計算ではそこを呼び込みつつ計算の説明があるってそんなイメージですか。
2:25:05	はい。弓削西田でございます。はい。そういう形かと思ってますはい。
2:25:11	はい。規制庁川合です。わかりました。あと私の方からでしょ。
2:25:20	規制庁オオハシですけれども、ちょっと確認をさせてください。
2:25:27	08 資料の、
2:25:31	94 ページですけれども、
2:25:34	これで、
2:25:38	一番下の構造図ですけれども、19 量の方を放射線監視設定
2:25:45	次、これとかバーになってるんですけれども、この辺は、
2:25:50	構造図はつけないんでしょうか。
2:25:58	はい、電源車でございます。概要的な図ある後構造図というものを付けるものとかないかなと思ってたんですけども、
2:26:07	何か、これはつけなきゃというのがありましたでしょうか。
2:26:12	概要的なもの。
2:26:15	は付けるけど、
2:26:21	概要的なものはつけるということですか。
2:26:28	はい。
2:26:34	そういう意味。はい、わかりました。はい。
2:26:37	すいませんコサクです。ちょっと、あやふやな感じのやりとりだったので、
2:26:44	何、何概要的になっていうと構造図ではないということになっちゃうような気がするんですけど、何を。
2:26:54	具体的にどんなものについて議論したかったのかって言ってもらってもいいですか。すいません。衛藤。
2:27:03	モニタリングポストとかそういったものに関してはその構造図というものをつけるのかと思ったんですけども、そういったことではないんでしょうか。
2:27:15	古作ですけどモニタリングポストって、1、
2:27:20	II の設備というよりは、何トンケーキの集合体っていう古藤でしかなくて、
2:27:28	なかったような気はするんですけど実用炉って何か書いてました。
2:27:32	下。
2:27:38	日本原燃谷口です。ちょっとだけ時間くださいみてみます。
2:27:49	コサクです見ていただいている間に、ブレーンストーミング的なところで言うと、
2:27:59	何らかの小屋というか、囲いはあったなか一五つ、県、
2:28:06	10 機を外部にというところでの設置があって、

2:28:13	設置状況とかぐらいがわかればいいのかなどというふうに思うんですけど、そういうものって、構造図っていうところとはちょっと違って、構造図、
2:28:24	ていうのは、機械的などところでの設計の、寸法なりの情報整理をする図面っていうことかなあと。
2:28:35	思ってたんですけどオオハシさんのイメージでどんなことだったんですか。
2:28:48	ちょっと
2:28:49	そうですね。
2:28:54	まじ長老
2:28:55	と並びを取れてればいいのかと思います。
2:29:05	4限タニグチです。実用炉目次を見ますとですね金型モニタリングポスト等が構造図をお出ししてます。
2:29:13	これ、うっすらの記憶ですけど、多分丸い判定みたいなのが書いてあって、これで図れますみたいな、その図面が1枚入ってたように思います。
2:29:25	規制庁昨日わかりましたその意味だとあれですよ。モニタリングポストという名前ではあるけど、一つの機器、それを設置するというその機器どんなのっていう、
2:29:36	ことかなと思う。
2:29:39	いますのでそ、県も持ち運んで設置する。
2:29:43	ものはあったと思うのでその構造があったらいいと思うんですけど今どうなってます。
2:30:01	はい、二本木西原でございます。
2:30:04	はですね、個別の機器でも、
2:30:09	頭髮限度で書いてある図を見ながら、
2:30:12	これは構造図化、思うものは、基本、すいません今入れてません。あれを打ってないのが現状でございます。別表でもともと構造図って指定があって構造を変えておられるんだと思うんですけど、ちょっと他の人比較した時にこれを構造図と果たして読んでいいのかっていうようなレベル。
2:30:31	の場合はちょっとそれを横目で見ながら、我々もマルつけてないのが現状です。以上です。
2:30:37	規制庁コサクです状況はわかりました。先ほどのはんぺんのようなっていうのは、確かにどうかと思いつながらなんですけど、現年農家版のものわあ、
2:30:50	ある程度フレームがあって、設置をしていくものだったと思うので、その意味では構造図があつていいんじゃないかなというふうに思います。
2:31:01	で、
2:31:02	通常のモニタリングポストの方は先ほど言ったように構造図というよりは、
2:31:07	配置図と言ってもっていうような感じはあるので、窓、

2:31:11	どういうふうに設置していくのかっていうのがわかるように、説明書の方では何らか書かれるのかなという気はしますが、
2:31:22	適宜、わかるようにしていただければと思いますが、大橋さんこんな感じでイメージ大丈夫ですかね。はい。状況はわかりました。はい。
2:31:32	その方針で、いろんな、
2:31:51	はい、江藤ちょっと続けさせ、
2:31:54	いただきます。
2:31:59	うん。
2:32:01	43 ページにちょっと、
2:32:03	違う場所になりますけれども、
2:32:07	こちらでちょっと確認したいんですけども、
2:32:20	つまり 452 番とかの主配管、工程、工程室会計とかもありまして、他のところでも、
2:32:29	同じような事例がある。
2:32:31	うん。
2:32:31	こちらで、27 条に、
2:32:37	アンケートさ、
2:32:40	そうですね、耐震だったりとかあと 33 年閉じ込めとかは 0 になっていてで、
2:32:46	30 条のところになりがないというところなんですけれども、ちょっとこちらどういう整理をされているのかちょっとご説明いただけますでしょうか。
2:33:16	少々お待ちください。
2:33:39	はい。日本イシハラでございます。
2:33:43	こちらの施設区分見いただくと DB 側の施設区分、気体廃棄物の廃棄設備になってます。これの同じ主配管が、外部放出抑制設備としてもエントリーをされてそれは SA としてのエントリーになりますということで、
2:33:59	書き分けをさせていただきました。
2:34:04	45 かと。
2:34:06	はい。という違いでございます。33 条の方は次ていうのに 30 条つけて 30 条をつけないってのは、DVR エントリーの説明として書いてないと。
2:34:17	373 条は経常なので一応条文要求としてのリンクとして、注入を書いた上で丸をつけさせて付けさせていただいたと、いうことでもございました。以上です。
2:34:36	規制庁コサクですけど説明がよくわかんないっすね。
2:34:40	DBDB の説明はいいですけど、SA として登録すんだったら SA の条文適合してもらわないっていう。

2:34:48	ことですけど、です。なので 30 条で、内の事象での対象についてはこうこうでというところで、多少
2:34:59	状況に応じた程度感っていうのも、
2:35:02	30 条ちゃんと宣言されてたんだと思うんですけど。
2:35:06	何で常設だとかって言いながら、30 条いららないんですか。
2:35:25	はい。日本原燃石原でございます。もう一度整理が必要であればさせていただきます。右下 45 ページでいう、
2:35:34	AA、
2:35:37	外部放出抑制設備で主配管でいうと 471 番ですかねこ提出。
2:35:43	こちらは外部放出抑制設備としてのエントリーとして、それぞれ同じ対象設備が主従でそれぞれの区分で同じものがエントリーされているので、
2:35:55	こちらでは 30 条に丸を打って展開をさしていただきました。かつ、33 条でも適用対象ということで同じものを指していて名前が違うところでケーユー設備としてのリンクでございます。
2:36:10	はい。じゃあ何で気体廃棄物廃棄設備 DB 側の区分で、兼用だったら全部つけるんだらうということの補修方法かもしくは、DB として SA の部分は SA の区分の名前のところに預けますという整理もあるかなと思いました。以上です。
2:36:28	規制庁コサクです
2:36:30	あれですね表の作り込みの仕方っていうことですね。
2:36:38	SE としてのものについてはこっちで書いてますっていうので、
2:36:44	わからなくはないですけどそうするとその DB 側としてのっていうところに性区分書いてるっていうのは正しいんですか。
2:36:57	はい、日本エリアでございますはいまさしく表のつくり方なんだと思います。はいちょっとそういう意味では、主従ということで示させていただいて 10 側にいるよといういわゆる、
2:37:15	関係性を示したことをもって 1.2 S s とか、そういうのもここに書いてしまうっていうところでしたので 42 ページとかで言ってるのが、DB の区分だと言い切るんであればここは DB の話だけ書いて、
2:37:30	中で書いてるところが例えばナンバーを見ろと。それが SAFER 区分だよというふうなリンクの取り方もあるかと思います。以上です。
2:37:42	はい。コサクです。書かずに No 見ろってもいいですし
2:37:49	いう側のことを書いてますということ等を明示して書いた上で中がどこかというのをわかるようにとしてもいいですし、
2:38:02	そうですねここで何を言っているのかというのが明確になればと思います。例えば今の 2、471 番のやつだと、手話工程室排気設備です 10 は外部云々ですとって、

2:38:15	中がSAのことはわかりますけど、主の方がSA入らないってことはわからないような気もするので、
2:38:23	図、そういったところも含めてちょっと図、わかる。
2:38:29	誤解のないようにしてもらったらいいなあとは思ひ。
2:38:33	ますが、結構大変な作業ですよ。
2:38:37	はい。
2:38:38	いっぱい入ってしまいました。はい。
2:38:43	規制庁小磯です。とりあえずワー現状の原燃のす。この表の作りこみの作業状況はそういうところで、
2:38:54	2行に分けて、集中が書いてあってそれぞれの観点から書いてますという理解は、
2:39:02	してみている上で
2:39:06	もっといい頭痛、おいおいのところという誤解のないようにしといてもらいたいなというところですけど。
2:39:14	大橋さん、どうしましょうか。
2:39:19	そうですね状況はわかりましたけども確かに誤解を与えるようなところだと思いますので、そこは、
2:39:30	整理をしていただければと思いますけども、
2:39:34	すぐということではないかもしれない。
2:39:38	古作です。
2:39:42	どういう状況で、
2:39:44	どう、どうしていくかってのありますけど、まず
2:39:47	補正までに間に合わせろというのはまず言わない。
2:39:51	おきますけど、改善をしていくっていう意味でいい。
2:39:57	どうできるかをちょっと検討していただいて、
2:40:02	もう少しでも全体終わるのかもしれないですけど
2:40:06	対応方針みたいなのを、振り返りで言われる際に、どうしていきたくていうのを、
2:40:13	ご説明いただくということでもいいですか。
2:40:16	はい。乳井リーダでございます。はい。承知いたしました。
2:40:28	あ、はい。じゃ、続けたいと思います。
2:40:32	衛藤。
2:40:33	ちょっと共通08と、すいません先ほど説明のあった05にちょっと関係してくるのでちょっと0の方がわかりやすいので、すいませんちょっと05に、
2:40:42	．ちょっと指摘をして、確認をしたいんですけども、よろしいでしょうか。

2:40:51	05-53 ページをちょっと平井開いていただきたいんですけども。
2:40:58	ちょっとこちらの方がちょっとわかりやすいのでちょっとこちらで、
2:41:01	話したんですけど。
2:41:03	日本原燃聞こえてますか。
2:41:06	はい聞こえてます。
2:41:09	53 ページなんですけども、
2:41:12	ちょっと考え方を確認したいんですけども、このページ、あ、すいません。
2:41:26	緑で書いてある部分があるんですけども、上の方の緑色と書いてある部分で、あ、すいません。江藤。その辺のあたりで環境モニタリング時にモニタリングポストとか出すと無理かっていうものがあるって、
2:41:41	一応今回機能ごとに3分類するというので整理されたとは思ってるんですけども、53、下の方では放射能測定車っていうものが緑で書いてあってこの辺というのは、
2:41:53	ホッコーさんが測定者とかっていうのは環境モニタリング設備とか上の方にも含まれるのかなと思ったりもするんですけども、この辺はどう、どういう整理でやられたのかちょっと説明いただけますでしょうか。
2:42:15	少々お待ちください。
2:43:01	はい。日本原燃石原でございます。まず
2:43:05	モニタリングをするということでは、機能的には同じだと思うんですけども、固定した設備として例えば施設の中の、
2:43:15	物をはかる、あと協会の環境を図るというのは、環境モニタリング設備として集めさせていただきました。固定という何か事故があったときに、
2:43:28	内的事象もそうですけど、何らかの代替として機能を発揮するための設備として放射能観測車というのがあるということで位置付けとしてこの上のものとは
2:43:40	機能としては違う分類かということで分けさせていただいたということでございます。以上です。
2:43:53	はい。今、
2:43:55	固定してるか事故時に使う。
2:43:59	かというような話だったと思うんですけど。
2:44:02	例えばその下に書いてある気象観測設備とかっていうのも固定じゃなくて、その事故時にその可搬で使うという理解でいいんでしょうか。
2:44:14	はい。すぐ日本石原でございます次工事なんかの環境状況を把握するための気象観測設備ということで整理をしたいと思っております。以上です。はい、わかりました。
2:44:25	続いてもう1点ですけども、この中ほどのこのページの中程の緑で放射線測定装置っていうことで、二つ緑で書いてある箇所があるんですけども、

2:44:37	これ、他のところとかだと、
2:44:43	結構細かくジャストモニターとかサーベイメーターとか書いてあるんですけども、これは、
2:44:48	ここのところは中丸土岐1括りで、その放射線測定装置って書いてあるようにして何か他と各レベルというか
2:44:57	漢字が違う気はするんですけども、この辺はいかがでしょうか。
2:45:06	何かこの備考のところ、ところにはその α 線用放射線測定装置とかサーベイメーターとか書いてあるのでこういうふうなことを実際に
2:45:17	書き込むということも可能かなとちょっと思ったりもしたんですけども。
2:45:31	はい、二本木西原でございます。機能分類としてどこまでここで表示すべきかっていうことを整理をした上で、確かにこの後者の測定装置括弧ALPHAとかいろんな分類がある後
2:45:46	OS管理分析設備として必要なものとしては放射能測定をする装置であるということがまず言えればいいのかということ、設備の区分を整理をさせていただいたということでございます。
2:45:58	とはいえもう片一方の可搬型、建屋周辺モニタリング設備は、
2:46:06	西洋サーベイタ中性子線用サーベイメーターとか、というのが書いてあってそれぞれ細かくしてるじゃないかと、その差分がっていうのはあると思います。
2:46:18	こちら確かそれぞれの申請書でも、設備を変えた上で、登録をして、個別に取りしていたのとの関係も含めて、
2:46:28	両方で若干違い出てますここはもう今一度機能として整理するときの設備区分としての記載の仕方というのと、実際の設備との関係は整理をした上で、どちらかに合わせるということで整理をさせていただきたいと思います。以上です。
2:46:49	はい、わかりました
2:46:51	添田。
2:46:54	はいご検討いただければと思います。
2:46:57	はい。私からは以上です。
2:47:02	院長清水です。他共通資料について規制庁。
2:47:07	9にございますでしょうか。
2:47:14	あと、なければ原燃側から振り返りの方をお願いします。
2:47:26	はい。日本原燃車でございます。まずは、
2:47:34	本のところ、
2:47:38	うん。
2:47:39	本文のところ最新の添付書類も含めた展開を整理をして適正化を図らせていただきますということでございます。

2:47:49	あと
2:47:52	今回警報関連設備として圧く整理をしたものの、その整理の考え方というのは駄目で別途整理をして文書として追加をさせていただきますと、
2:48:03	いうこと。
2:48:04	大戸。
2:48:07	あとは、
2:48:11	うん。
2:48:14	添付図面ですね、の系統分とかの対象の書き方、あとは個別の説明書での展開の仕方というのをもう少し考え方がわかるように整理をさせていただこうと。
2:48:27	ということでございますQAと、
2:48:31	86 ページ以降の表の中のV設備特に、
2:48:36	図面でいくと 89 ページですかね、の話、あとは丸付けとホーム 91 ページ以降の整理の仕方ということでございます。
2:48:46	あと合わせて 95 ページで、添付説明書での説明内容というのがちゃんと何を物語ってるかっていうのと、その前で言ってる、添付図面として、制度の関係がわかるように、整理をして記載を、
2:49:01	させていただきますと思います。
2:49:05	はい。
2:49:08	あとは設備区分の分類の中で右下、
2:49:16	98 ページですかね、空調用設備とかあと窒素循環用設備この辺の分類の考え方を書くのと、
2:49:27	若干ネーミング戦争なかった窒素循環用設備これちょっとねの名は体を表すということの分類を整理をさせていただきますと、
2:49:37	ということですかね。はい。
2:49:41	あとはマルつきのところで、何何個かやりとりがあったところ適正化をする部分があると思ってます。
2:49:49	あとは、一番最後に出ました、最後の方に出ました設備費リストの中の、主従のDBSAの関係の記載を整理をするということかと思います。
2:50:03	はい。
2:50:08	規制庁谷ですけど、一応共通シリーズなこの 15 あるのかな。スケジュールはそのタイミングですかね。
2:50:16	はい。二本木西田でございます共通中も、前回のやりとり指示を出していると思う直してませんが今回、対象だというご連絡いただきました
2:50:28	共通中があつての休憩かなと思ってました。4 時過ぎてますけどはい。以上です。
2:50:36	規制庁仲です。一応、初めにありますけど許可整合性の説明書についても

2:50:43	前文の記載の仕方等、検討いただければと思います。以上です。
2:50:52	規制庁清水です。ちょっとヒアリングを開始しても3時間。
2:50:57	館そうなのですが残りあと共通シリーズと共通イチゼロでそんなに時間はかからないと思うんですけど、原燃側がもし休憩挟んだ方がよろしければ挟みますが、
2:51:10	いかがでしょうか。どちらが良いでしょうか。
2:51:13	はい。容疑者でございますすみません共通中については何が議論されるのか我々ちょっと把握できてないのでその時間に応じて、そのあとに休憩でもいいのかなと思ってました。以上です。
2:51:26	はい。規制庁鷺見です。それでは共通10まで、続けさせていただきます。
2:51:33	はい。
2:51:34	当間共通08のちょっと振り返りも通して、とりあえず規制庁側から今日通じる81回を通して、特に確認ございませんでしょうか。
2:51:46	なければ共通10に移りたいと思います。共通中について前回、資料提出されてその後ヒアリングをしております。その後特段修正版とかは出されていないので原燃側からは特に説明は、
2:52:01	何かなければこちらから確認したいと思いますが原燃側よろしいでしょうか。
2:52:07	はい。日本原燃石田でございます厳格に説明することございません。はい。規制庁吉見です。それでは共通10の資料について、規制庁側から確認ございましたらお願いします。
2:52:22	規制庁カミデですそんなに大したところはないので、
2:52:27	簡単に進めたいと思います。実績と計画のところ、最新化されてるかなっていうのがまず一つ目で、例えば17ページだ等、
2:52:39	具体的な設備の設計の実施とかがまだ計画っていう記号がついていたり、
2:52:47	19ページも、使用前事業者検査の計画は計画っていうのがまだ三角なんですけど、実際はもう
2:52:58	設工認申請をしているものは使用前事業者検査でやる例として行うみたいなこととあと、実際に実績としてもやられてるみたいなところが
2:53:11	面談でも聞いていたようなところだと思いますけど、今実績と計画の反映状況どうなってますか。
2:53:27	はい。宮城西浦でございます。
2:53:31	そうですねおっしゃっていただいている通り、もう一度、実績の反映は確認をさせていただきたいと思えますし使用前事業者検査の申請であったり、状況の説明であったりというのを、
2:53:45	やっていると、技術もございますので、そういったものの反映というのは今一度、チェックをさせていただきたいと思えます。
2:53:53	すいません私も、

2:53:56	どこまで見てたんだって話ですけど、そういうことを反映するということで指示をしたので、結果がうまくできてない確認できてないかもしれません。以上です。
2:54:08	はい。長カミデです。そのあたりはPP失敗していただいているということかと思います。あと、ちょっと確認したいのが、12 ページで、これあれ、
2:54:20	解析絡みの話で、
2:54:24	今日は
2:54:26	か書き物としては普通のことが書いてあるんですけど、ちゃんとできてますかっていう話として、耐震側で1個あったのが、
2:54:38	地盤の極限支持力度っていうものがあるんですけど、それが、
2:54:45	工認ガイドでエンドースしてるよりも前の年度の
2:54:50	書類を見て、それにしたがって設定しちゃってましたと。で、改めてヒアリングでそういう話をするとう変動図した年度版であって、そうすると、
2:55:03	弁支持力度の値も結構変わりましたみたいな話を聞いて今
2:55:09	地震00とか直ってきてますけど、
2:55:13	その辺っていうのは、何でもこういう仕組みを作っているのに抜けちゃったのかみたいなどころ、何か話とかしてますか。
2:55:32	はい、日本石田でございます近活の関係でどのバージョンを使って、最新の今の状況からしてどのバージョンを使うべきかと言うことが正しく例の2001年、2001年までとか何か使うとかいうところの、
2:55:49	どこだったと思います
2:55:52	それは確かに設計管理の課長他IIも含めた解析をする時も含めて、どの盤を使うのが適切なのかっていうのを、
2:56:02	要求者を、は、供給者と受注者の関係で整理をしておくということだと思います。
2:56:10	近隣カート通り建てだったらいいだろうというところが、結構その確認が落ちてしまったところなんじゃないかなと思いますけど、
2:56:19	おっしゃっていただいたように書いてあることが、すごく普通のことが今書いてあるので、この通り流れたときに本当にこのバージョンでいいのかっていうことの確認がうまくできてなかったのかなというところはあったと思います。以上です。
2:56:35	はい。規制庁カミデです代替を持っていったところを言っていたのかなと思って。やはり既認可通りならいいだろうっていう、思いがかなり
2:56:45	耐震関係も強く見えていますからそういうところは
2:56:50	今一度しっかり
2:56:53	確認をして漏れのないようという対応をしていただければと思いますのでよろしく申し上げます。
2:57:03	はい、乳井西田でございますはい、承知いたしました。

2:57:11	はい。規制庁カミデです。
2:57:18	あとですねどのページで関連して聞けばいいのか、ちょっとあれなんですけど、
2:57:28	今回、今回の設工認ってすべてのものが出てくるわけじゃなくて金今言った話ですけど、既認可通りだから
2:57:39	特段、今回の設工認には出てきませんと言ったことが、今言ったみたいに、地震関係ぐらいしかないのかもしれないんで大丈夫かもしれないですけど、
2:57:51	今現在の最新の考えに照らすと、実は見直しが必要なんじゃないかと。
2:58:01	いうことが本当はないのかっていうところは若干不安に思っているんですけど、そういうところの確認っていうのもされてますか。要は変更なし条文についてそういう目で確認をしているかかっていうところなんですけどいかがですか。
2:58:18	はい。二本木石田でございます。本来やるべきことだと思います。かつ、それが今の、右下 24 ページで我々今回、
2:58:29	設工認の本文添付書類の作成にあたって全体の系統と系統設計というか整理をするというところの 00 制度も含めて今作ってます。既認可通りでいいのかかっていうところも含めてですね。
2:58:44	その中でどういう設計を示すのかというところを整理することによって、そのチェックが入るのかなというところでは思っていました。以上です。
2:58:58	はい。藤規制庁カミデです。わかりました。24 ページの、
2:59:05	どの辺で読めばいいですかね。すいません日本イシハラでございます。今なお書き以降で (1) 監査を行いと言っているところがですね今の共通的な補足説明書今一方ご説明してる、
2:59:21	共通の 1 から 11 ぐらいまでであると思いますけどといったような方針を作る部分と、分割して申請を行うということと設工認、
2:59:31	のいろんな設備との関係を含めた設計資料を明確にしてということと、技術基準適合の各条文への展開をするという設計資料を作って、展開をするんだといった (1) から (3)。
2:59:44	これは個別の 00 資料も含めてやっているということです。
2:59:48	この中でそういうことも含めて確認をしていくということかなと。まさしく今やってるとかそういうことかなと思っていました。以上です。
2:59:59	はい。規制庁岡見です。わかりました。あれでしたっけ。変更なし条文も 00 シリーズとしては一応作っていてそういう確認がとりあえずはできるっていう状態になってるんでしたっけ。
3:00:12	はい。日本原燃瀬谷でございます。はい。変更なし条文であっても変更なしであることの根拠を価格に示さしていただくということになっていると。
3:00:22	私は思ってます。以上です。

3:00:25	はい。規制庁深見です。わかりました。仕組みとしてはできている、いますしさっきの話もそうです。仕組みとしてはちゃんとなっているのでその通りしっかりやってもらうということだと思います。私の方からは以上です。
3:00:44	規制庁シミズつと他規制庁側から共通 10 資料について確認ございますでしょうか。
3:00:57	藤。
3:00:57	なければ原燃から振り返りの方お願いします。
3:01:04	はい。与儀西田でございます。はい実績として書いてあるところ実態との乖離がないかもしくは抜け落ちがないかということをご確認をして、
3:01:15	記載の整理をさせて修正が必要な場合は、修正をさせていただきますと。
3:01:20	ということでございます。以上です。
3:01:23	はい。
3:01:24	規制庁鷺見です。藤。
3:01:26	では
3:01:28	共通資料全体通して今後の修正のスケジュール等原燃側から説明をお願いします。
3:01:44	はい、稲毛西浦でございます。はい。全体通して共通市立ですけど、
3:01:50	30 日を目標に、まずは作業させていただこうと思っております最後のすみません。リストの関係は、若干、
3:01:59	混乱をきたす可能性というか、変なことになるのが怖いので、共通 8 を出す時にそこだけは
3:02:08	間違いがあったところ直すだけでリスト等の長期を S d - D S A のところを詳しくというところは、2 段階、
3:02:16	方式させていただく可能性はありますが、1 年まずは 30 日で提出をさせていただこうと思っております。以上です。
3:02:24	はい、規制庁市民です。それでは共通、全体を通して規制庁側から何か確認ございますでしょうか。
3:02:35	県側もよろしいでしょうか。よろしければここで一番、
3:02:40	休憩を入れたいと思いますので、
3:02:43	藤。
3:02:45	十分ほど休憩。
3:02:48	衛藤再開を 16 時 45 分としたいと思います。
3:02:53	それじゃあ録音を停止します。
0:00:01	録音をしっかりしました。それでは日本原燃とのヒアリングを再開したいと思います。それでは十時 0002 から十時 02 から 020 十時 031104105 に対して、
0:00:16	いきまとめて説明の方、よろしくお願いいたします。

0:00:22	はい。日本原燃石原でございます。それでは重大事故関係、まとめて整理をさせ、説明をさせていただきます。
0:00:31	まず 120-02、レビジョン 21 ということで 8 月 24 日に提出をさせていただいたものになります。
0:00:39	別紙 1 本分関係でございますが、主な変更点としましてまず、
0:00:46	右下 8 ページ、いいですかね、なお書きのところ、ああいうでも、昨日ご説明しましたが P P S G 関係の設備との関係と、
0:00:56	いうのを記載を整理、修正させていただいております。
0:01:01	また、右下 37 ページこれ前回私の方から足りなかったもので、今後記載を見直しますといったところでございます地震の条文との間、基本設計方針の関係を、
0:01:14	記載を追加をさせていただきました。
0:01:17	また、右下 39 ページ。
0:01:21	どう、正しい書いてある固縛の予兆の話を竜巻から S A に飛ばすということで展開をさせていただいたものを記載を追加をしたということでございます。
0:01:35	はい。あとは、
0:01:39	右下 59 ページから、地震を要因とする重大事故等対象施設の耐震設計というのが項目が始まっています。
0:01:49	右下 60 ページの C ポツのところ保管場所である建物構築物に対する、
0:01:57	保管場所操作場所及びアクセスルートの工事ができる設計とするということの展開を記載をさせていただいております。
0:02:05	また、地震力の算定方法のところ右下 61 ページ、
0:02:12	失礼しました右下 61 ページの荷重を組み合わせで教育委員会とですね、地震 002 の案件もありますが機能維持の話を展開をさせていただいております。
0:02:26	はい
0:02:30	別紙 1 関係、主なところは以上でございます別紙 4 でございます別紙 4 も先ほどの別紙 1 の修正に関連して、
0:02:41	例えば 259 ページで、なお書きのところを、本文との関係で記載を、
0:02:47	整理してますこれ I U と同じような展開を種を掛け替えた形でさせていただきました。
0:02:54	はい。あとは、
0:02:58	右下 199 ページが、固縛の話の気が間違えましたすいません、199 ページじゃないや。
0:03:08	失礼しました。219 ページですね、290 ページが木場関係の展開をしたところでございます。

0:03:15	すいません。ここで書いておいて、真ん中辺の青字の行の真ん中に拘束するってというのが高速道路の高速になってます。漢字の変換ミスがございます。
0:03:27	適切に修正をさせていただきますと、
0:03:30	ということでございます。あとは、
0:03:34	前回ご指摘いただいてすみません直す時に中途半端な直し方をしてすごくレアケースに近いですけど 242 ページ。
0:03:43	沼田会長尾駁沼って書くところがぶちだけ抜けてるというすいませんでした。
0:03:48	はい。あと、
0:03:51	1.2 S s 関係は 252 ページのところの基本設計方針の関係で記載を展開をさせていただいているということでございます。
0:04:02	はい別紙 4-1 はそんなところの修正でして、あと別紙 4-2 の方も、
0:04:10	論理的には先ほどの別紙 4 の、
0:04:14	一連の展開も含めた機能維持関係のところの記載を整理をしてさせていただいたと。
0:04:21	ということでございます。
0:04:24	はい。0 については以上でございますして続きまして十時 03。
0:04:32	安全機能有する施設、重大事故大切詳細状況完了状況条件の間における健全性に関する重大事故大雪の適合についてと、
0:04:42	ということでございます 03 から 05 までは前回の
0:04:46	やりとりをさしていただいたのも踏まえまして記載を修正をしたところでございます。
0:04:53	03 につきましては主には 15 ページ以降の表のところでございます。
0:05:01	これはちょっとまだうまく書ききれてなくてですね、25 ページの第 2 号のところ通常環境、通常時の環境を書くところと、そのあとの、事故時の環境として考えるべきところへの期待が、
0:05:16	うまくできておりまないとこがあります。どこかといいますと温度でございます。
0:05:21	環境の 37 度が屋外、屋内が 40 度というところに対して設計値 65 度と書いていますと、
0:05:28	一方重大事故時にはグローブボックス内で火災が起こって、グローブボックス近傍の工程室の雰囲気は 100 度になるというところ、ただしこれは、
0:05:39	重大事項が発生した子。
0:05:41	状況において、工程室であつたりの壁とか床天井がどういう状況にないといけないかというのが、重大事故の他の説明でもしている通り、
0:05:52	その構造が維持できることということでございますんでここはたとえ、これは今言ってる 40 度より超えて 100 度になったとしても、基本的にはその構造に影響はないと思っておりますので、

0:06:04	通常環境での維持、という条件の設定と実行時の設定という意味での、何を守らなきゃいけないかと温度の関係というのをちゃんと整理をして書く必要があるかなと思ってます。その辺がまだ書き切れてないところは、
0:06:17	再度整理をして提出をさせていただきたいと思います。
0:06:21	あと 16 ページとかの、共通要因故障のところの記載は自然現象とかは、I U 側の見ながら、誠意をまとめて見させていただきましたと。
0:06:32	ということでございます。
0:06:34	1204 は、1 右さ、3 ページのところの記載を一部修正をしたということでございます。
0:06:41	続きまして十時 05 でございます十時 05 につきましては、主な修正としましては、
0:06:51	温度の設定の考え方のところ、ここも先ほどの整理をもう一度ちゃんとして書く必要あるかもしれません。24 ページと通常温度との関係を書いたりというところあとまとめのところの表現を、
0:07:06	やりとりを踏まえて修正をしたいというところ、あと放射線のところについては前回修正しますといったポイントのところを、すいません、修正をさせていただきましたと。
0:07:18	前は北井でなかったところをちゃんと書き飯倉したということでございます。
0:07:23	はい説明は以上でございます。
0:07:27	ありがとうございます。
0:07:30	それでは規制庁セトガワです。それでは
0:07:33	規制庁から当該資料について、まずは耐震関係以外で事実確認をお願いいたします。
0:07:40	あ、すいません、村長なのか、音聞こえないんですけど、そうなった場合、すいませんミュートになってました。すいません。
0:07:48	ご説明ありがとう
0:07:49	原子力規制庁セトガワです。説明ありがとうございます。
0:07:53	それでは規制庁から当該資料について、まずは耐震関係以外で事実確認のほどお願いします。
0:08:04	規制庁の所です。
0:08:06	すいません、私の方から 03 とか 05 について確認しようと思ってるんですけど。
0:08:12	私今、
0:08:14	承認事項がある方、もしいらっしゃれば先に聞いていただけたらと思いますがいかがでしょうか。
0:08:21	大丈夫。

0:08:23	衛藤規制庁の藤丸です。それでは十時 03 の方について私の方から 1 点確認させて、
0:08:31	前回のヒアリングにても、
0:08:33	もし確認をされ、
0:08:37	記載要領のところなんかの場所なんです、
0:08:42	通しページで 12 ページ。
0:08:45	両括弧 5 のところで健全性のところの書きぶりは、この程度でいいのかという話、前回のヒアリングでも出ていたかと思います。で、答案ようなところと同程度であるので
0:08:57	このぐらいでという話はあるものの、
0:09:00	何となく安易の方とか見ていると、
0:09:04	の中でいう、真ん中に書いてある、両括弧 5 ですね、健全性環境、
0:09:11	温度圧力湿度及び放射線はみたいなところ
0:09:17	で、括弧、
0:09:20	により、
0:09:21	健全性を記載するみたいなところで書いてある部分と、それに含まれなくて、放射線のところの括弧被ばくみたいなところについては、一つ項を起こして説明記載要領を作っていたりするんですが、
0:09:34	その点とかも踏まえても、一応これはこういう整理で、同じように、程度の記載要領をかけているという理解でよろしいでしょうか。
0:09:47	はい、日本エリアでございます。今ご指摘の点はそうです。(5) の環境条件における健全性というところの枠としてはこちら製造ご一考で S D の方とはという括弧温度と、括弧外健康括弧放射線
0:10:04	括弧荷重と、
0:10:06	知的障害等々分類を分けて記載をしています。能登ワイアの書いてあることは
0:10:13	それぞれの項目では、何ていうんでしょう。あっさり概要を書いているということでございます。一方同 S A 側とか補強条件における健全性というの は一つの枠で。ただしその中に、
0:10:28	環境条件として考慮する事項として温度圧力放射線等のことに対して健全性を記載するということの説明を書かさせていただいています。お互いにお互いの書き方でちょっと差異があるのは正直合わせないといけないところを合わせないといけないと思うんですが書いてあるボリューム感というか
0:10:48	書くべきことに対して不足、過不足があるかということについては、お互いそれなりにちゃんと書いているものだと思ってました。以上です。
0:10:56	規制庁の藤原です。
0:10:59	内容的には含まれているというのを理解しつつも、そのあとで展開されている記載が書き切れてるのかという話でいくと、先ほどもちょっとご説明があったように、

0:11:11	こちら辺は書き切れていないかもしれないとかっていう説明があるところをかんがみると、この予想っていうのをしっかり作っておけばそういった記載っていうの、
0:11:21	っていうのは自然にある程度固まっていくのかなと思ったんですが、それを考えたとしてもこの程度でおきたいという感じなんでしょうか。
0:11:35	はい。乳井西田でございます。
0:11:39	一つは、先ほど私が北井でないとやってたところ、おっしゃっていただいているところとしては、
0:11:46	温度圧力湿度放射線はと書いてある文書ですねセガワの、これをDB側に置き換えてみた時どう書いているかという、いわゆる通常時、運転時の異常な過渡変化時とか設計基準事故時に想定されるという
0:12:01	再処理とあわせて書いてるところもありますので、温度圧力湿度及び放射線の環境条件と、非設計値の比較をしますと言っているところ、この部分は
0:12:13	先ほど私が書き足りてないとうまく整理ができてないっていうところどういう状態に対しての環境条件を考慮するのかという意味で書いてある内容とした時には通常時重大事故時、
0:12:25	それぞれ想定される温度で続く湿度なんかを考えるんだと、いうことをここにちょっと書いておけばそれに応じた展開がされるんだろうというのが今、ご指摘があったところだと思いますので、
0:12:37	そういう意味では今の十時03の(5)の文章なんかの説明の文章的にはです、まだ文章的に書き換えてないところがあるところはあると思ってます。ただそれが、
0:12:49	DBSA比べた項目の分類が違うからということではないと思ってますけど、中身として記載としては、先ほど足りてないと、みずから申し上げたところはここも含めて、
0:13:01	拡充をさせていただきたいと思ってました。以上です。
0:13:05	規制庁の藤原です。わかりました今後、おそらくいろんな設備とかでこういった表を作っていくとなったときに、担当者がきちんと書き切れるようにということで、それ、その要領とか作られていってるのかなと思いますので、その時に、
0:13:20	大きく違ってこない、記載がぶれないようにということで、配慮いただけたらと思います。
0:13:27	0%の資料について私からは以上です。
0:13:33	それでは他に質問あれば、
0:13:38	それでは他に質問ある方お願いいたします。
0:13:49	他の資料ですか。他の資料でも大丈夫ですはい。はい。規制庁の藤原です。
0:13:56	すいません。04。
0:13:57	私の場合、05でちょっとご確認させていただけたらと思っています。

0:14:02	衛藤。
0:14:03	ある程度修正を加えていただいて、
0:14:07	05の資料の通しページ25ページなんかについては、前回のヒアリングを踏まえて修正をされていると、いうふうに認識してます。それを見ていると、
0:14:17	24ページが逆にそんなに綺麗に書けていないとあかんと駄目というわけではなくてもう少しわかりやすいという観点で少し修正。
0:14:27	を加えられた方がいいのかなと思ったところが、両括弧2で記載されている中の文章。衛藤。
0:14:34	この次にて記載をつけていただいている。
0:14:39	温度変化なりその模擬試験の結果なんかを踏まえて、
0:14:43	業界のときに説明を受けてきていると思っていて、その時の許可の記載から少し変更されて、いや、工程室全体のバンドに関してもその40度っていうのを設定するんだっていう話をただ、おそらく、
0:14:57	追加されたせいかなと思うんですが、
0:15:01	グループボックスの中のその試験結果からまず大体が100度っていう話をされて、
0:15:10	急に40度になりまた次に、もうちょっと手前のところが100度っていうその直接ですねっていう話に展開がされているので、若干わかりにくいのかなと思っていてそのまとめのところで言うと、
0:15:24	この事故の関係を、の時に想定している温度なりで、金峰が100度になる、最高で100度になるっていうのが、おそらくこの模擬試験の試験の結果から、
0:15:36	工程室に熱が伝わって行って、なので、最大は100度とまずして、
0:15:44	それはもちろんグローブボックス近傍の話で、
0:15:47	そこからまた、その部屋っていうのは容積が十分広くて、どんどんと通常状態に近い温度になるんだということで、グローブボックスから離れた部分については40度なんだと。
0:16:00	結局まとめのところで書いていただいているような論調というか、流れで書いていただく方が、なんかすんなりと、この
0:16:08	図面、模擬試験の結果なりっていったところも、
0:16:13	含めて理解が進むのかなと思ったんですけど、その点いかがでしょうか。
0:16:20	はい。井上志田でございますはい。ちょっとこちらの文章がうまく寝てなくて構成が悪くて申し訳ございません。おっしゃっていただいている通りだと思います。グローブボックスの火災でどういうことを考えるのか。
0:16:32	そこに林政している工程室の直近の部分をどういうもので設定するのか、また次にはグッ工程室全体から見るとその直近で言ってる温度と、

0:16:42	空間との関係で全体としては何度で考えるのかというのを、順番に展開して書き下すということがうまくできていないので、そこをさせていただければと思います。以上です。
0:16:55	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。
0:16:58	それからこの資料について以上です。
0:17:02	これはほかに質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:17:06	規制庁コサクです。今の件は書き方すんのはやっていただいて、
0:17:13	昨日のヒアリングなり耐震の方のヒアリング内でもあったように、昨日、何の機能を求めるのかというところからの流れがちゃんとわかるようになってい うのの一連のところにも該当するかと思いますので、
0:17:27	全体政治の中で検討いただければと思ってます。以上です。
0:17:32	はい、井上瀬谷でございますはい。冒頭申し上げたのもその辺の整理がまだ うまくできてないと思ってましたのでおっしゃっていただいた通り昨日の議 論も踏まえた上での修正をさせていただければと思ってました。以上です。
0:17:48	院長瀬戸あります。それでは他に質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:18:02	ないようでしたら、十時 0002 から 10 時 03005 について、振り返りと、今 後のスケジュールをお願いいたします。
0:18:12	私以外はい。
0:18:14	二本木石田でございます。十時 0305、先ほどやりとりさせていただきまし た、修正点ですね。さっき十字のように私が動きがあるところって言ったの は修正をさせていただきます。
0:18:29	また、十時で予算については I U との関係も含めて、
0:18:34	右下 12 ページに書いてある環境条件における健全性のところの記載、何を 書くべきかっていうのが各人間が間違わないように記載を、
0:18:44	整理をさせていただきますという点でございます。あと全体通して何を機能 として期待するのかというのと、環境条件との関係の整理をした上で、 0305 として、
0:18:56	記載の整理をさせていただくということ。
0:19:00	あと共通で十時 05 の方でグローブボックスを設置する重大事故等の発生を 想定するグローブボックスを設置する工程室内の温度の説明のところ、
0:19:12	ちょっと説明のポイントが、行ったり来たりしてますので、グローブボッ クス中の火災の話だということと、それに関連して、直近の工程室の温度が何 度になる。
0:19:24	加えて工程室全体の温度を考えたときにはその空間の広さも含めて、等を設 定するんだという全体の流れを担当しスキームを作った上で文書整理をさせ ていただきますということでございます。
0:19:36	はい。修正したものは、30 日にお出しをしたいと思います以上です。
0:19:46	ありがとうございます。

0:19:52	今の最新関係での質問ある方、よろしくお願いいいたします。
0:20:20	精査が
0:20:26	あ、すいません規制庁カミデですけど本庁が合わせ聞こえないですが、この後耐震の話をするんだと思ってるんですけど、どうなってますか。
0:20:44	日本原燃社でございます。村長さんの声ですね、途切れ途切れになってまして、それで聞いたりするんですけど。
0:20:53	すいません多分私の声が通ってないんですね。
0:20:56	聞こえ、聞こえますでしょうか。
0:20:59	すいません、規制庁カミデちょっと時間もったいないんで進めますので、1.2S s の話が午前中できなかつたのでちょっとこれからやろうと思ってますんで、
0:21:12	十時の 0002 からA話をして、そのあと対計算書が地震 00021 てますからそっちの話をし、
0:21:25	あとは補足の耐震 1.2S s の話かなと思っておりますが、
0:21:31	特段、説明も不要かなと思っておりますけど事業者から、これらについて何か先に説明したい事項とありますか。
0:21:42	はい。日本原燃谷口です。前回のヒアリングでいただいたコメントを反映したものでございますのでもう議論させていただければというふうに思います。
0:21:55	はい。規制庁深見です。まず、十時 0002 から確認します。
0:22:02	まず 61 ページで、
0:22:05	簡単な確認ですけど、これも昨日の話でも
0:22:12	2 パラ目ですかね。ここも昨日いろいろ書いていて、一通りまずここで機能を出すということで火災感知消火都市米と、
0:22:22	ありますけど、
0:22:25	20、6 条 27 条の方においては、火災保護機能っていうのはあったんですけど、感知消火っていうふうには分けてなかったんですけど、
0:22:38	まずあれですかね、
0:22:42	6 条 27 条で言う火災防護機能の内数に火災感知器のとか消火は入ってるんですけど、1.2S s のときはそこは具体的に抜き出して説明をしますっていうことですか。
0:22:56	はい。日本原燃谷口です。おっしゃられる通りで火災防護っていうことでいきますとこれ以外の機能として火災を発生した時に防護するというのがあるんですけども、もう具体的に 1.2 で、
0:23:10	必要になる機能はこの感知することと昇格することだけでしたので、それを抜き出してここに記載をしているというものでございます。
0:23:19	はい。規制庁カミデです。

0:23:23	気をつけてもらいたいなと思ったのは、1.2 S s っていうよりも、6条27条側なんですけど、
0:23:31	このページで言うと、消火機能については構造強度で発行できますと。
0:23:41	カーそのあとの感知についてはすいません感知が構造強度で確保できると、消火機能は構造強度プラスアルファがありますっていう。
0:23:55	後で別にこの整理でいいんですけど、6条27条の方に行って、今書いてないんですけど火災防護機能について構造強度だけで担保できますみたいな、
0:24:08	感じになるとですね、言ってることがずれてしまうので、そういう考え方のずれがないようには気をつけていただきたいということなんですけど、よろしいですかね。
0:24:22	はい。日本原燃谷口です。今、言っていた通りで消火に関しては期能動的イメージが要るかなと弁が動くのでと。
0:24:31	依田のちょっとそれを意図して記載をしたものです。社内でちょっとその辺の考え方まで含めて共有をしてですね、6027条側で同じような考え方で記載できるように展開をさせていただきたいと思います。
0:24:47	はい。規制庁菅です。わかりました。
0:24:50	で、次に67ページで、これは前回の話をしたところ、
0:24:58	変更されてる部分のところなんですけど、まず設計の話があってその上で
0:25:08	判断基準っていうんですか。
0:25:10	を示すという話をして、一応その展開をされたんだと思ってますし、
0:25:19	書きたいことは何となくわかるんですけど、文章としては、
0:25:25	特にその前半が建物構築物全体としての変形能力か、終局耐力値の変形に対して十分余裕を有する設計とするっていうのが、
0:25:38	これ具体的に何を言ってるのかよくわからなくてですね。
0:25:41	ええ。
0:25:44	この辺りちょっとテープで頭展開してるかを含めて、ちょっと解説いただければと思いますけど。
0:25:53	対応するところで、297ページあたりでいいですかねちょっとここに展開してますっていうところと具体的に何をしようとするのかというところを少し説明いただけますか。
0:26:08	はい。日本原燃谷口です。
0:26:10	67ページであった記載は前回議論をさせていただいた、
0:26:16	4000に対して余裕を持った設計がしてあって、実際の安定のクライテリアとしては、2000にしましょうっていう前回お話をさせていただいたところ、
0:26:29	です。
0:26:30	添付の中でですねその話をしているところがちょっとお待ちくださいね。

0:26:37	ごめんなさい。ちょっとだけお待ちくださいね。
0:27:08	主対象者すいません日本原燃谷口です。当サイトして実際それを書いているところは、今、332。
0:27:18	ですかね。この添付 37 ページ。
0:27:22	になるんですけども、
0:27:25	建物構築物として、4000 に対して十分な量を確保するため、2000 にしますと、いうようなことで記載をさせていただいておりました。
0:27:39	はい。規制庁上出です。ここで言うと、
0:27:45	建物構築終局 4000 に対して十分な、
0:27:53	余裕で 2000 にしますと、
0:27:57	設備は、
0:28:02	機能が維持できるように妥当な安全余裕、直許容限界の上回る杭は、
0:28:17	ここはまず最初は 4000 に対して設計余裕をとりたいから 2000 と言っていて、
0:28:28	これはあれですよ設計っていう単純な設計っていうよりは今評価基準をここでも、まず一旦設定しますという話にしか、
0:28:39	見えないんですけどまずそれはいいですか。
0:28:52	はい。日本原燃谷口です。
0:28:57	そうか、前段の文章で言っているところの 4000 に対する設計がしてあるということがあって、
0:29:05	料限界を、
0:29:07	2000 円にしますという、記載になってしまっているんで、ちょっとそこで、
0:29:12	そこがそう生じているっていうそういうことですよ。
0:29:17	はい。規制庁上出ですその通り先ほど口頭では説明させていただいて 4000 見据えた設計をする上で 2000 と言っているけどここがその対応だとしたら、
0:29:28	きちんと対応できていなくてっていうことなんだと思います。
0:29:36	はい。ありがとうございますご指摘の意図、承知いたしましたこれこの 332 ページ側の記載をさっきの 67 ページの意図に
0:29:45	合うようにちゃんと 4000 で設計がしてあるんですと。
0:29:48	いうことをここにきちんと表現するのかなというふうに思いました。
0:29:54	はい。規制庁カミデです、一方で、297 ページが最初に、この辺の話がそうなのかなあと思っていて、
0:30:07	1 パラにやっぱ 3 杯目のまた書きみたいところです。この辺も対応するのかなと思ってましたけど、思いとしてはどんな感じですか。
0:30:31	はい。日本原燃谷口です。

0:30:33	第2パラグラフのまた書きのところをですかね。建物構築物は、ちゃんとこの変形に対しても、
0:30:42	色が維持できるようにしますというようなことなのかなというふうに思いました。トップページの、
0:30:55	はい、規制庁深見です。
0:30:57	よろしいですか何か追加で説明。大丈夫ですか。
0:31:01	そうですね今ちょっとこちらで相談をさせてもらってたんですけどここは基本設計方針としても上流側で、そういった機能としての考え方。
0:31:11	をまず言っていて、なんで具体的な関係として落ちてきているところが、先ほどの67ページなのかなと思ったんです。なので、上流側同じく上流側として考え方として機能の話を、
0:31:25	してここまでぐらいの記載でとどめておいて、先ほどのところできちんと設計をするんだと、いうことも含めて書くということで、基本設計方針の書いてある並び方の説明と、この添付で、
0:31:38	言ってることの並び方の説明等が、トーン合うかなっていうなことをちょっと話をしておりました。
0:31:46	はい、規制庁カミデです297ページに、どこまで来そこまで細かく書けているわけではなくてちょっと伝えたかったのが、297ページのまた書きで言うんですね。
0:32:01	これ建物構築物の話をしている、1.2、
0:32:07	2によって発生する変形に対して、建物の機能は維持、
0:32:15	できるように設計します。ちょっと言い換えると1.2の変形に対して持てば何でもいいですって書いてるようにも見えまして、
0:32:26	一方で、そうではなくて
0:32:29	最低限の限界としての終局っていうところの範囲内で、こういうふうにしますっていうことだと思うので、その最低限の終局っていうところが見えませんかよということをお伝えしたかったというところ。
0:32:44	はい、日本円タニグチです承知いたしました
0:32:48	おっしゃってること非常によくわかりますありがとうございますわかりましたちょっとこの中で、ちゃんとそれが表現できるように文章として直してみたいと思います。
0:32:59	はい、設置をカミデです。その上で、67ページの記載に戻りますけど、それを十分表現できてるかって言うと、
0:33:11	まだ表現ができてなくて、まず日本語として、
0:33:17	建物構築物全体の変形能力が、変形に対して十分な余裕っていうのが、
0:33:26	これは、
0:33:28	単純に、
0:33:30	建物の変形能力が、

0:33:35	要は終局よりも手前でさらに余裕を確保するっていうことで、これも評価基準の話をしてるようにしかなかなか見えなくて、
0:33:48	終局耐力時
0:33:52	変形を踏まえて、もしくはそれ以内に収めた上で、その状態であっても必要な機能が維持できる設計とすると。
0:34:03	いうことを行った上で、その上でっていうのはこれ 2000 マイクロの話だと思ってますので、そういうふうに、
0:34:13	宣教限界を設定するんだと。
0:34:16	いう話かと思ってますけど認識はいいですかね。
0:34:21	はい。日本原燃の佐口です。先ほどの添付のまた書きのところでもご指摘いただいたところで多分あれですよ。無制限に何でも建物として、多少ももう多少というか、
0:34:33	本当にグズグズになっても指示ができればいいですよっていうことに見えてしまうので、ちゃんとそこは、深めた上で、ちゃんと予算に対して設計がしてあるんだと。
0:34:44	いうことを前提として、記載をするっていうそういうことかなというふうに思いました。
0:34:51	これちょっとそんなことで、手前側の文章、
0:34:54	直してみたいなと思います。
0:34:57	はい。規制庁深見です。ちょっと言われた印象とは若干時間の関係しますけどちょっとテレコの関係になっていて、67 ページは、最低限の基準である終局っていうことはわかりつつ、
0:35:12	それに、
0:35:14	対して、ちゃんと設計をしますっていうことが見えない。要は機能をちゃんと維持できるように設計をするんだというところが見えないと、
0:35:25	一方で 297 ページはその設計推移しますよと。1.2 S s の変形に対してちゃんと機能維持できるように、設計しますっていうことは書いてあるんだけど、最低限それでも終局の範囲内ですよっていうことが見えないっていうそういう関係だと思ってますが伝わりました。
0:35:43	はい。日本原燃谷口です。解説すいません。申し訳ないです。ありがとうございます。おっしゃってることわかりましたので、そんなご趣旨で、
0:35:52	美東するよう文書をちょっと考えてみたいと思います。
0:35:57	はい、規制庁カミデです。
0:36:00	あとですね、300 ページに飛んで、
0:36:06	耐震設計上の区分っていうのを明らかにしてもらいたいような気がするんですけど。
0:36:12	判例としてですね、
0:36:17	何か自戒します。

0:36:22	この判例ってどういうことなのかなと思って最初見たときに、何か、
0:36:30	あと次回のもの。
0:36:32	これは後次回ですからねみたいな申請計画を行っているような感じがしたんですけど、そうではなくて、この記号はどの計算書に、
0:36:46	載せますよってということだけ言ってるってことですかね。
0:36:51	はい。日本原燃の谷口です。今の後者で言っていた通りで、これ今後この申請書、経産省がつくんですけども、これが今、第一課の中でないので、
0:37:02	今書けてないんですけど、この申請書が出るところで、きちんとその
0:37:07	内容を記載しますという意図でございます。
0:37:12	はい。規制庁カミデです。
0:37:16	耐震計算書を添付するかどうかも、
0:37:22	言いたってということみたいですけど。
0:37:26	逆に耐震経産省、
0:37:30	出しませんっていうものってないですよ。
0:37:39	やっぱり日本原燃谷藤です。現状今、1.2で思っているところは、
0:37:45	計算としてはお示しすべてするのかなあと。
0:37:49	思っていました。
0:37:53	はい。規制庁カミデです。
0:37:55	その場合、何かわざわざ記号を入れる必要もないのかなあと思っていましたけど、
0:38:02	あれこれってあれですか、6条27条側でこんなことしようとしている。
0:38:10	んでしたっけ。
0:38:17	はい。日本原燃の谷口です。
0:38:19	衛藤。
0:38:21	通常の6条27条側も今同じような整理をしていました。
0:38:27	実際その中で、1.2のやつはこんなふうにして思っています。
0:38:31	ていうのでちょっと整理をさせてもらっていました。
0:38:38	藤規制庁カミデです。そんな話を、
0:38:43	あれ。
0:38:44	最初に
0:38:46	あれこの水曜日の時わあ、この日、6条27条再処理の話が、何か作成中みたいなので見えてなくて、何かそんなこと考えてるみたいな話を聞いたような気もするんですけど、
0:39:01	とは言っても、6条27条は、
0:39:05	結局、類型化っていう形で

0:39:09	一通り、例、Sクラスについては計算書出てくるんでそれが代表設備はフルスペックだし、それに紐づくのは、簡単な設備でという意味で、
0:39:22	あんまりマルバツの意をつけるマルバツとかこれが計算書付きます付けませんよっていう、
0:39:29	ことをこの表で明確にしなきゃいけないと思ってるところはありませんから、
0:39:37	この辺りは別に記号、
0:39:40	なしとして、いいんじゃないかと思えますけど。
0:39:44	そうなったときに、何か不都合ありますか。
0:39:51	はい。日本原燃の谷口です経産省をお付けしますということで分けしないっていうのはそこは正直困るところはないです。
0:40:01	今のこの説明の中ではその計算がどういった様態でつきますかっていうことで、その保管時の内容なのかあと配管につくの方につくのかっていう
0:40:12	それぐらいの識別でしかないので、特にこれ記号がなくなったとしても、御説明としては十分足りないのかなというふうに思いました。
0:40:23	はい。規制庁上出です。はい。その上で
0:40:27	何だろう、耐震計算書の置き場所、要は、ここは
0:40:34	4章っていうんで竣工商店でしたっけ。重大事故側のところですし、実際乗ってくるのは3章の計算書の方に行くんでしょうからそのリンクをここで入りたいんだっていうことであれば、
0:40:50	変えてもいいけどそれはそれで何か別のところで今変わってたような気もするので、その辺はお任せしますが、特段
0:41:02	変な気、変な痛いんですけど、マルなり、黒丸なりっていうことを、特段、
0:41:10	つけなくていいかなと思っていますので、よろしくお願いします。
0:41:17	はい。日本原燃谷口です。承知いたしました。決して、整理をするということ考えさせていただきたいと思います。
0:41:27	はい。規制庁菅です。よろしくお願いします。
0:41:30	そのあと
0:41:33	10時00の範囲は私は以上で次地震では02の計算書を確認しようかなと思ってますが、その他規制庁側で10時0002の背景、
0:41:44	何か確認事項が追加してますか。
0:41:55	規制庁カミデです。特段なければ、地震0002、パワーでちょっとお話を聞きたいと思います。
0:42:04	まずは、
0:42:11	1323ページで、
0:42:19	これなんかのときにも話をしたような気がするんですけど、2.1で
0:42:26	基準地震動1.2倍した地震力の設定

0:42:30	予定で、
0:42:33	そっか、これはすみません、先ほどの
0:42:39	十時 0002 井川の
0:42:42	設定をしたものだと。
0:42:45	言っているところで、それがどこかという、
0:42:52	4 ポツなので、
0:42:57	経年合わせです 00-02 の 308 ページだと思います。
0:43:05	はい。規制庁亀井です。ありがとうございます。
0:43:08	308 ページ見てみると、
0:43:12	ここで、
0:43:16	健全性説明書なんですか、これは、
0:43:19	健全性説明書の 2.6 での、
0:43:24	地震力の算定だから、
0:43:28	これを、
0:43:31	あれですかこれ、今度別紙 4-1 に、
0:43:35	を読んでもってことですか。
0:43:44	はい。日本原燃谷内則の 308 ページの 4 ポツの、
0:43:48	1 行目のところは別紙 4-1 を及びに行ってます。
0:43:57	はい、規制庁岡見です。それが別紙 4-1 だから、
0:44:09	252 ページですかね。ここで解放基盤表面で、
0:44:15	で書いてあるからそのコメントは反映してますということですすみません自分の中で解決してしまいましたけどここでコメント反映されていることは確認。
0:44:27	ました。はい。
0:44:29	あと次ですね、規制庁カミデですけど、1400、
0:44:35	地震 0002 の
0:44:41	1480、
0:44:43	ページ、
0:44:53	ここは構造概要とか燃料加工建屋の会社ベース場所ってところで、衛藤。
0:45:01	DB 側の少し情報を拡充してくださいという話をしましたが、
0:45:08	今 1.2 S s をこれ呼び込んでる。
0:45:13	ていう整理なんですよね。
0:45:20	日本原燃の加瀬でございます呼び込んではない。
0:45:26	かと思うんですけどちょっとお待ちください。すみません。
0:45:42	日本原燃の大江でございますすみませんここでは 1.2 の計算書では構造概要としては特に呼び込んでないというところございました。

0:45:51	はい。重大事故に求められる機能に基づいての評価というところでしたのであまり重大、デービーの方でやっているようなところの、構造概要的なところを改めて謳う必要ないのかなというちょっと位置付けで、今は計算書を構成していたところでございます。
0:46:08	はい。規制庁深見です。わかりました。最初思ったのは呼び込んでいると、やっぱり期待する機能とかが違うんで、よくないですよねというお話をしようと思う。
0:46:20	たんですが、そこは切り離していてということなんですけど、そうすると、1.2S sのときに、どういう、
0:46:32	ところを見るんだとか、どういう部分がどういう機能を持ってるんだっていう話が、
0:46:38	見えるかっていうと、見えるとしたら 1481 ページぐらいって感じですか。
0:46:51	日本原燃の大橋でございます評価方針ということで評価の中身で具体どうやるかというのはおっしゃる通り 1481 なんですけど、作っているもの、ところの認識としてはその前に計算、
0:47:04	方針、4-19 だったと
0:47:09	添付があるんですけどもちょっとお待ちください。
0:47:14	1320
0:47:17	21 ページからのものですがけれども、こちらの方で読んでいるところで、どういった部位にどういった機能があって、どういった評価をやるかというところをうたった上でそれを受けて、耐震 1.2 の耐震計算書先ほど見ていただいていたところについて、
0:47:32	具体的に、部位ごとにどういう設計をするかというのをさっきの評価方針のところを書くという書いているというような位置付けでございます。以上です。
0:47:42	はい。規制庁カミデです。そうですね 4 の 19 でも宇和具体だと
0:47:52	S s に対する計算書だと、事業区域があつてあとは今日の話でこの辺が B クラスですよと、こういう設計し直すっていう情報になるので、それに対して 1.2S s でいうと、
0:48:06	説明しているのは機器の指示であつたり、あとはアクセスルートでっていうことなので、
0:48:15	こういうところが
0:48:18	大事なんだと。
0:48:20	いうところが
0:48:23	的に示してもらえればなあと思ったんですけど設計の進捗も若干ありつつ、基本的には示せるんじゃないかなと思ってますけど。
0:48:34	いかがですかね。

0:48:42	日本原燃の加瀬でございます。ちょっと耐震計算やってる側の話としての回答をまずさせていただきます。今野カミデさんいただきよりご意見いただいたところでして、評価方針として具体的にすいません 1481 ページなんかの、
0:48:59	この具体の耐震計算書の中身のところできちんと頭書きとして、デービーのところでも書いてるような、どういう部位にどういう要求、機能というかそういうのがかかっている、それに応じてどういう評価をやるか。
0:49:11	というようなことをきちんと確保というところはこの 1481 ページの評価方針のところに書くことは可能かと思えます。で、ちょっと気になったのが先ほどの絵的にお見せでないかというところだったのがちょっと、すいませんちょっと、
0:49:23	すいません伊藤掴みかねているところでしたのでちょっとあの水、申し訳ございません押しをし、ご説明いただけますと幸いです。
0:49:32	はい。規制庁上出です。例えば 1480 ページだと平面図があった上でこの辺が閉じ込め、
0:49:43	確保する範囲ですと言ってわかるようになってますから、同じように平面図を張りつけた上でここで言うと、操作場所はここです、保管場所はここです。へえ。
0:49:56	アクセスルートはこの辺です。
0:49:59	あとは
0:50:00	対処する設備、
0:50:03	が、この部屋にありますとかそれぐらいかなと思います
0:50:09	を細かく言うと、ダクトのルートとルーティングとかもなっちゃうんですけど、そこまでいっても、言っちゃうと、もう何が何だかみたいな詰めになりますから、
0:50:21	最低限ここで書いてあるような操作場所っていうのは何階のどの辺にあるのかとかですね、同じようなところですけど、その辺りが示してあればと思いますが、いかがですかね。
0:50:35	はい、日本エリアでございます。当初、添付に付けたり補足に対してましたけど細かい図は補足側につけて展開するエリアとしてこういう場所が、こういうものを期待してるとこだよという、わかるような、
0:50:51	箕輪家なのかハッチングするなり何か工夫をさせていただければと思います。以上です。
0:50:58	はい。規制庁深見です。よろしく申し上げます。
0:51:03	あと、もう 1 点、
0:51:08	もう 1 点はですね 1485 ページの表は今日
0:51:13	午前中お話をしたところで同じような考え方で整理をしてもらうというところを思います。私の方から地震ザザに、1.2S s 関連は以上です。

0:51:28	岡規制庁側から確認事項ありますか。
0:51:32	はい。それでは規制庁ハバサキです。私の方から、
0:51:36	記載の適正化というような観点でちょっと確認したいと思います。別紙 4-21 です。
0:51:44	今のお話がありました、1485 ページの 1.2 S s の評価基準、許容限界の左側の
0:51:55	表の話です。ここで注記でですね、今回、青字で追求してもらってますけれども、
0:52:03	ちょっとこの、
0:52:05	青字で書いてあるこの際以降の文章の意味が、
0:52:09	ちょっと理解が、
0:52:11	どう理解したらいいのか、わからないといいますが、ちょっと事業者の考えを説明してもらいたいですけども。
0:52:19	はい。日本原燃の長谷でございますこちらのまずご指摘、前回いただきましたところで、面内能力で見て、着目するのか面外能力に着目するのかというところがわかるように記載すべきだというようなご指摘をいただいて、
0:52:31	記載を追加したところでございます。この記載をした意図といたしましては、学んで、結果として我々今回面内応力に対して、その耐震駅以外の壁と床スラブについての面内能力に対して評価を行ったんですがその動機もきちんと書いた方がいいだろうというふうな意図で、
0:52:47	ちょっと労災の後を書いているところでございます。意図といたしましては今回の機能として求められているところが支持機能ないし操作場所とかアクセスルートのとじ機能というところで、いずれについてもひび割れが大きく発生していった、コンクリートがゴロッと大きく失われるっていうようなところが共通要因としてそういう喪失モードになるっていうようなところを考えているところ
0:53:07	でございます。そういうようなものになるような応力状態ってどういうものだろうというふうに考えたときには、やはりスラスラ部としてひび割れがこう黒須にこういっぱいこう密に入ってくるようなところ、つまりこれがやっぱり面内方向の応力による面内せん断ひび割れだというようなところだと考えておりますので、
0:53:23	それに対する確認を行うというところで面内の方をやっているというようなところを明記させていただいたという次第でございます。以上です。
0:53:31	はい。規制庁浜崎です。今の大橋さんのご説明、文書に書いてある通りかなというふうに思うんですけども、あんまりこれ、面内せん断に関してはひび割れが広範囲に、
0:53:44	発生する、イコールですね、面内せん断以降、そういう、何かこう、根拠だとか物理的な何か意味合いとかいうか、話になってしまうかなと思って、

0:53:56	そういう
0:54:00	方向もあるのかもしれないんですけど、ちょっと私前回話をしましたのは、そういう物理的なものも含めてといいますかあるんですが、どちらかという と、指示規模とか各機能に応じての、
0:54:12	許容限界の考え方、面で何か面外なのかというところを
0:54:20	関係づけてもらえればというふうに思っていましたで、例えばですね
0:54:27	これ、注記の最初のところタイヘキ以外の壁ってこう書いてあるんですが、 基本的に壁っていうのは面内で、
0:54:36	構造部材として成立するもので面会を期待するというものになってないんで あまりか、壁の話をここに入れる必要はないんじゃないかなと。耐震以外も ですね、
0:54:49	というのと、あとその床スラブについては云々のところっていうのは、
0:54:56	し、青字の前の文章で同じことをほぼ言ってるわけなんで、*1番の2行目 のところの後半部分に、
0:55:07	1.2S sにより発生する、これ応力って書いてあるんですけど、評価基準値 からの関係からするとせん断ひずみとひずみになるんですかね、泉2に基 づき、という、
0:55:19	そういう文章があればいいかなというのが一つです。
0:55:23	ただですね先ほど言った企業との関係っていう意味では、例えば支持機能に 関しては、これ従前進行もそうですけども、支持機能は基本的には層のせん 断ひずみで評価しますと。
0:55:34	ということなんで、それを踏襲しますというような位置付け、それでいいかな というふうに思ってたんで、そういう記載を今あればいいかなと思ってまし た。
0:55:43	ので、まずその点、
0:55:46	どうでしょうか。こういう、やはり面内せん断は、そのひび割れが広範に発 生するっていうのを、
0:55:53	当然これ荷重レベルにもよるわけですしですね、ちょっとこれ、何か書きす ぎ。
0:55:59	ていうか
0:56:02	理由をっていうことを言われてるんですけども、ちょっとこの意味、志垣青 地のところって本当に必要かなと思ってるんですけども、それよりも企業と も、
0:56:13	安全付っていう、
0:56:15	記載の方が必要かなと思ってるんですが、事業所の展開表のでしょうか。
0:56:20	はい。日本原燃の加瀬でございますおっしゃる通りでちょっと書き過ぎてい るような計算書にしちゃうというところがございました申し訳ございませ

	ん。ハバサキさんがおっしゃっております通り、指示機能とかそっちの方に紐付け、
0:56:31	るような形で2行目のところの言葉ですよね1.2S sによる発生する、面内能力に対してっていうようなところをきちんと記載した上で、蒔田先ほどおっしゃっていたような指示機能のところ、
0:56:41	の考え方等々も踏まえた記載のほうに、もうちょっと簡単に書くべきかなというふうに考えております。以上です。
0:56:49	はい。規制庁浜崎です検討の方をお願いします。同じ壁だけではなくて、床スラブに関しても、面内の応力でという形で繋がりますんですね。
0:56:59	ちょっと検討の方でお願いしたいと思います。それで今回の一つのユニークなポイントとしては、次の高次機能のところ、これをどういう考えで評価するかというところ。
0:57:13	なんですけども、これ、基本的には支持機能と同等同様というふうに考えて、面内のせん断応力せん断で評価しますという、
0:57:24	形になると、いうことを、そういう説明をですね入れてもらえればというふうに思いましたけれども、
0:57:35	カバーでしょうかこの構成の病棟の許容値の関係というか、間観点では、
0:57:40	はい、日本原燃の長谷でございます今ハバサキさんがおっしゃっていた通りの認識だと思いますのでそのような記載の方に改めたいと思います。以上です。はい。市長は適切検討をお願いします。
0:57:51	それで、次の1486ページこれ各層のひずみが2000マイクロを超えた場合の、これ注記のところなんですけども、
0:58:01	別途設定するみたいな形になってるんですけども、別途設定するのはいいんですけど基本的な考えは、2000枚くらい前のその前のページと同じ周期がまずここにあるのかなというふうに思ってるんですけども。
0:58:16	いやそうじゃなくて、全くそうそうのにひずみが2000マイクロを超えた時点で、そこはもう新たに考え、
0:58:26	別途設定するんですけどっていう考えなのか、そういうふうに読めてしまうんですけども、
0:58:31	そうじゃないんですよ。
0:58:35	日本原燃の大橋でございますおっしゃる通りでして
0:58:42	べ。
0:58:44	としては2000万円が変わらない。
0:58:48	ないと思います。
0:58:49	鍛冶。
0:58:50	今考え方が、

0:58:52	まず入る実際の評価の内容というかそういったところについて実態として機能が維持されることをこういう沖泉のケースには確認するというようなところの方針というかそういうところまで具体的な考えまではちょっと
0:59:05	特にPMOXの建屋では登場しなかったというところもありますので書いていないところでしたのであまりちょっと限定した記載はしないほうがいいのかなと思ってちょっと書かなかったんですけども、もちろんベースの考えとしては同じですので書くことでも問題はないと考えてございます。
0:59:19	はい。規制庁浜崎です。
0:59:21	2000 マイクロ以前の中期と同等の記載を、こちらの方にも記載するかどうかの方を検討してもらいたいと思います
0:59:33	あった方がいいかなというのが私の考えです。
0:59:38	はい。
0:59:40	それでもう1点ですけども、1493 ページ、これは1.2 じゃなくて、S s に対しての話なんですけども、
0:59:51	S s -D に対して話なんですけども要は閉じ込め機能に対する教育委員会の考え方という意味ですんで、ここに関しては、アスタリスクの2 番2、
1:00:04	注記が書いてあって、壁、壁については面内の応力に対してだけって書いてありますこれあってもなくても、阿部やさっきも言いましたように、面なし。
1:00:15	面内で行動評価するものは、基本的にはですね、もう期待するものですから、なんですけど、床ですね。
1:00:24	床が、先ほどは面内の話だったんですけども、ここでは面外になるわけですね。
1:00:32	押し込み機能に関しては、重要区域の床について、面外の力で評価しますと、
1:00:41	いう形になりますので、これある意味と、
1:00:46	今後も含めてとなると思うんですけども、閉じ込め機能の評価は、床の場合、メインアイドル名外のせん断応力、或いは1000 年内曲げで、
1:00:57	評価しますということで、そういう認識でよろしいんですよといいますのは、先行炉にただ合わせただけですと、先行炉はその遮へい性能に関しては、
1:01:07	確かに面が湯川評価してるんですけども、
1:01:12	例えば機密とか休日の評価に関しては面内でも両方評価していくという認識してますので、
1:01:18	いや、ここは閉じ込め機能に関しては、面外で評価する、すれば十分だという形ですって、当事業者の見解があるというふうに理解しておけばいいの
1:01:32	どうかの理解でいいんでしょうかちょっと説明をお願いしたいんですが。

1:01:36	はい。日本原燃の加瀬でございますすみませんちょっとページとしては今の浜崎さん 1493 ページのところをお話しされているというところで認識よろしかったでしょうか。申し訳ありません。はい。規制庁浜崎です。そうです。
1:01:48	はい、かしこまりました日本原燃加瀬です。今のお話、浜崎さんのご認識の通りだと思ってございまして、デービーの観点でとじ込み機能について重要区域の床について面外について評価をしているところでございます。
1:02:00	当然最初におっしゃってございました通り先行炉の話というところも当然我々は踏まえているところでございますけれども、とじ込み機能を有することの構造強度の確認として、我々のRCM基準に基づく評価をやっているというところもきちんとそういうふうな規格基準に基づいた評価をやっております、
1:02:16	そういう観点で着目すべき応力として面外をやっておくというところで、機能維持を確保するというところの説明にしておりますので、そういう意味できちんと機能維持からの考えから紐づけて適切な手法で、それぞれの評価選んでやっているというところでございます。ですので浜崎さんのご認識の通りでございます。以上です。
1:02:34	98 匹です今のような話先ほどのその支持機能、それから、方式と、とじ込み機能、そうですけれども、
1:02:44	真壁が基本的には問題なんですけど、床の評価の考え方、場面で何か面外なのかとかですね。
1:02:52	そういったところっていうのは、
1:02:55	基本設計方針じゃないんですけども、
1:02:58	注記だけで表記する話なのか、具体的にもう少し上段の方で整理されて、記載されている。
1:03:06	今現状されてないように思うんですけども、
1:03:09	そこら辺はまとめられ、べ説明っていうのはないのでしょうか。
1:03:18	日本原燃の生越でございます。基本方針上はやはりこういった規格基準なりに基づいてっていうようなところ後、新倉伊井とかあとは部材に発生する応力に対して構造強度を確保するというところまでは記載しているところでございます。
1:03:33	ただやはりそういった具体的にこういった規格基準、今だったらRCMというところになりますし、あとは応力状態としては面外というふうなところでございましては各計算書の中で謳われるべきかなというふうに考えて今ちょっと構成は作っていたところでございましたのでちょっと、はい。今の、はい。こういった記載のところ、

1:03:51	先ほどの 1.2 節のところもそうですけれども中キーではございますけれどもその考え方は記載させていただくというところにさせていただきたいと考えているのが現状でございます。以上です。
1:04:02	はい。規制庁浜崎です。
1:04:07	すいません。規制庁カミデです。
1:04:11	一応ですね機能維持の方針という書類もあって、その中で、
1:04:18	建物構築物の
1:04:22	評価っていうのはこういうふうにしますと、まずうたっている中で、
1:04:29	注記ないんですっていうのはよくわからなくて、方針上ここで読めるので、具体を注記にしてるんですっていう話であればいいんですけど、ちょっと、
1:04:40	そこの繋がりをちゃんと整理して、説明できないんだったらちゃんと書かなきゃいけないんじゃないかと思えますけど、いかがですか。
1:04:52	日本原燃の長谷でございます。ちょっと圧倒規模、機能維持の方針のところですと、許容限界のところですかね機能維持のところの本の中ですけれども、
1:05:03	そこで適切なごめんなさい、日本語 1 以下が出てこなくて申し訳ないんですが規格基準によって定められるところに対する許容限界に対して応力が超えないことを確認するといったようなことが記載されてございまして、
1:05:17	それに基づいての許容限界というものがこちらに記載されているというところになってございます。その際に実態としてこの基準内で考慮される短期協力の設計として今回この
1:05:28	R CMでは床に対して面外というふうになってございますけれども、そういったところはR CMの具体的話というところになりますので、それについてはここで注記として記載させていただいているというようなそういった流れになるのかなというふうに考えてございます。今の規格基準の話をしたんですけども機能維持の方も同じでして、
1:05:44	機能維持の方針で構造強度をやるというふうなふうになってる例えば支持機能とか、そういったところにつきましては、弱設計になりますけれどもいわゆる 2000 マイクロのことをやりますというようなところが、今、この表の
1:05:57	前のページの方にあるこの支持機能に関する同じような表のところでは支持機能で 2000 マイクロを見るという話で、それに対して、注記といたしまして他の部位の考え方みたいなどの具体のところはその考え方、弱の考え方の中
1:06:11	補足的なところについて注記で落とすというようなそういうような流れになるのかなというふうに考えてございます。以上です。
1:06:20	規制庁カミデです。一応
1:06:23	午前中も資料をやったんで地震 0002 って、

1:06:29	要は床に関して先ほど説明されたようなことが、ひもづきますよって、ちょっと解説していただけますか。
1:06:47	現年オオハシで少々お待ちください。
1:07:10	と規制庁カミデです。
1:07:14	説明をお願いしたところであれなんですけど、何か前も同じ話しませんでしたっけ。何かすごいデジャヴ感があったんですけど。
1:07:24	日本原燃尾鷲です。すいません。私個人の話ですがちょっと記憶がないところですこの話この繋がり自体の話は。
1:07:32	あまりなかったかなと思ってました。
1:07:35	規制庁亀井ですわかりました。何かゆカー。
1:07:39	床
1:07:41	基準なりなパスのお話で、
1:07:43	前も話をしたなあっていうちょっと思っていました。すいませんちょっと確認を進めてください。
1:08:33	規制庁深見です。ちょっと時間かかりそうだったら他の話をしてもと思いますけど。
1:08:39	あれですかね
1:08:42	確認する方とこちらの質疑対応できる方それぞれいらっしゃいますか。すいません日本原燃加瀬です遅くなってしまって申し訳ありません確認させていただいております、
1:08:52	ちょっとすいません見ながらのお話になってしまいます恐縮です。地震 00-02 の 608 ページに、建物構築物の許容限界というようところが、
1:09:03	ございますんでそこでですけれども表として、後組み合わせる地震力と、許容限界の考え方というようところがあまして真ん中の建物構築物っていうところの列の、
1:09:15	まず S s のところと S D の列両方に書いているところがございますけれども、まず S D の方がいいですね、S クラスの評価ですので閉じ込めなので、2 段目の d + L S L + S D というところにあります 5 行目。
1:09:30	ぐらいですかね、部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないこととするというふうに記載をしております。この短期協力の設計をしますよというようところにつきまして、
1:09:41	先ほどの計算書のページが忘れちゃった後の 1000 何ページのところの耐震計算書の方に飛びまして、短期協力の設計をするというところでそこにに基づく
1:09:52	ただ、
1:09:55	規格や紐づける規格基準ですね、そういったところを見た上でそれに対する具体的にどういう応力に対して見るかというところが戸次記者に注記の方に

	書いているというそういうような流れになるかというふうに考えてございます。まず以上です。
1:10:14	はい。規制庁カミデです。ちょっと私も企画の内容をきちんと把握しているわけじゃないのであれなんですけどさっきあの画面内で見るとか面会で見るとかみたいな話があって、
1:10:28	規格上は、その辺ってどうな、どういうふうになってるんですかね床ってどういうふうに考えましょう。
1:10:37	はい。日本原燃の大橋でございます。今の床スラブのお話だと思いますのでそれに対するRCMでの話というところになりますけれども、基本的には自重とか、あとはローディングの重量、それに対してプラスで地震力というのが加わった上でのそういう鉛直方向の荷重に対して、
1:10:54	床が落ちないかというようなそういうような評価になっているのがこのRCMの設計体系になってございます。以上です。
1:11:05	はい。規制庁カミデです。
1:11:08	それはあれですか面内面外特にと、なんかあんまり書いてないって感じですか。
1:11:17	日本原燃の大橋でございます考慮する荷重が重力方向というかそういったところとUD方向の地震力というところですので、おのずと面外方向の評価になるものというふうに認識してございます。
1:11:29	以上です。
1:11:31	はい。規制庁、上出です。
1:11:34	その上で
1:11:36	それとさっきの年内の中期っていうのはどういう繋がりなんでしたっけ。
1:11:42	はい、面内の中期につきましてはAと言って2Sの方での評価の話だというふうに認識してお答えいたしますけれども、浜崎さんからもお話もありました通りこれ今回の評価というのは支持機能なり、そういった崩れないというようなところでございまして、
1:11:56	考え方といたしましては面内の考え方と同じように、面に対しての面内応力に対して評価するのが、機能維持の考え方上、1.2S sでは妥当であるというような考えに基づいて、1.2S sでは面内に対しての評価をやっているというところでございます。以上です。
1:12:14	はい、規制ちょっとカミデです
1:12:18	大体説明されているのかなと思いますけど、ほぼ、
1:12:21	笹木さんもそれで理解されましたかどうか。
1:12:25	規制庁浜崎です。はい。その使いは形を、
1:12:30	我々といいますか、事業者もそういう認識でいるんですけども、年内例えばですね使い分け、それが、
1:12:40	明文化されて、

1:12:42	ないんじゃないですかっていうのは、最初の話なんですけども。
1:12:53	規制庁、吉井です。はい。それで、
1:12:58	それに対して、事業者としては
1:13:02	計算書の注記で十分だと思ってますっていうところなんですかね、規制庁ハバサキだそうです事業者は、注記で、何も無いように地域だけでも思ってたんですけども、
1:13:14	もう、うん。もう少し、これ、ここの耐震計算書の中では最低その記載はすべきだというふうに思ってるのであまり上位に遡らなくても、
1:13:25	計算書の中の、もう少し前段といいますか、本文の中でですね説明記載があるべきかなというのが、当初の私の考えだったんです。
1:13:38	はい。規制庁鏡です。その意味では
1:13:42	ちょっと機能維持の話をしてきていて、
1:13:47	構造強度はこれこれですとかあと、閉じ込め機能についてはこうやってみますみたいなことを、DB、SA、そして、建物構築物機械関係でちゃんとまとめる。
1:14:01	ていうことをSIMMERしてもらいますから、その中でおのずと表現されるような気もしますが、事業者としてはどう思いますか。
1:14:18	日本原燃の岩瀬でございます。我々の意図といたしましては、今多分上出さんがおっしゃったことと合ってると思ってるんですけれども、先ほど口頭でもご説明しました機能維持の方針からぶら下がってどういう許容限界が出てくるかっていう話。
1:14:33	それをそれに紐付けて計算書で、どういった規格基準でやるかっていうようなところとか先ほどまで気にされていた面内面外どう見るかというところは、きちんと工程体系だって整理してルウところかなというふうに思っておりますので、そういったところが注記という形ではありますけれどもおのずと表現はされるような形で現在のご指摘もいただきながら作っているところで、
1:14:53	ので、はい。基本的にはそういった整理になっているというふうに考えてございます。以上です。
1:14:59	規制庁カミデずちょっと理解が違っているような気がして今、
1:15:05	陳情で、きちんと機能、こういう機能に対してこれを確認するって整理しているから、計算書の注記だけではなくて、その基本方針側例え閉じ込め機能として建物構築物の閉じ込め機能を見るときにこういうふうに見るんだと。
1:15:22	いうことが
1:15:25	わかるようになるんじゃないかと思いますが、違うんですかね。

1:15:44	はい日本で投資です。岡部さんの今のイメージですと木野市の教育委員会の牧野市の政治の中で、各その部位みたいなものに対しての荷重条件みたいなところまでを整理、
1:15:58	というようなお話かと思ってお話を聞いていたんですけども、どちらかという と数、各荷重条件といったところはやはりその部位の設計みたいなところの 計算条件のところを書いた方がやはり、
1:16:10	それはいいのかなというふうに思っておございまして、基本方針をやはりある 程度概念化されたものところの記載があつてその具体っていったところが経 産省の方に記載されているといったところが多分、
1:16:22	あるべき姿かなというふうに思っておございます。そういう意味でいきます と、今のハバサキさんのお話のところ、注記が少し不足しているといった ところで、
1:16:33	あれば、ちょっと計算書の方でその部分を少しもう少し上段の方で書かせ ていただくっていう記載の方が連続性としてはいいのかなというふうに、
1:16:43	考えてございます。以上です。
1:16:48	藤規制庁カミデです。ちょっとまず体系をちょっと整理しないといけないと思 うんですけど、基本的には、
1:16:56	機能維持の方針でどう書いてるかっていうととじ込みは、多分構造強度の確 保で見ますっていう整理でしたっけ。
1:17:06	はい。日本原燃加瀬です。おっしゃる通りでございます。
1:17:10	はい、規制庁カミデですって。そうなると、今、
1:17:15	ちょうど画面に移されてますけど、こういう、
1:17:20	構造強度の話の中に、飛んでいると、実際に
1:17:28	孔口のSDの設計のところですかねた短期のところ、規格に基づいてという から、床の
1:17:40	メーカーについて構造強度として見るのは自明だからまず方針上はそういう 整理になってるっていうこといいんですか。
1:17:52	はい。日本原燃尾鷲おっしゃる通りでございます。
1:17:57	はい、規制庁カミデです。一方で1.2S s じゃどうかっていうと、
1:18:03	機能維持の方針はこれ、1.2 節対象外で、1. に精査をまた別で10時00か らの整理っていうところですから、その体系の中で床についてどう見るか 支持機能とかそういうところで、
1:18:18	どう見るかっていうのはそこでまたちゃんと説明をするっていうことですよ ね。そこで面内で見ればいいんだっていうことがちゃんと説明されるって いうことですよ。
1:18:28	日本原燃岡先生おっしゃる通りです。
1:18:33	はい。規制庁鏡です。わかりました。
1:18:38	それなら、体系としてはそんなに外れてないのかなっていう気もしますし、

1:18:45	へえ、それで読みきれないところは耐震建物 01 みたいなところの評価部位の網羅性みたいなところでちゃんと表現されてればと思いますけど、河崎さん、いかがですかね。
1:18:59	はい。規制庁浜崎です。上位の方ですね、そこであまり細かい話、分析っていいですかですね
1:19:09	類してですね説明する必要はないんですけども、
1:19:14	それと実際の耐震計算書の中での評価のところの繋がりがとにかくないということ、
1:19:25	今中、注記という話だけですと、やはり
1:19:30	もう少しこれ耐震計算書の中の本部本部の中での扱いというふうに考えられますんでですね、
1:19:39	先ほど富樫さん言われたような形での整理をしてもらえるかというのが私の考えです。
1:19:57	はい。日本イベントオオハシでございます。今の浜崎さんのコメントを踏まえまして評価方針なり紙のところでちょっと今ほど注記で書いてるようなところもですね少し書き出ささせていただいて、
1:20:09	中身といったところがより明確になるような形の方で修正の方さしていただきたいというふうに思います。以上です。
1:20:19	はい。規制庁浜崎ですどういう形でちょっと、どんどん 1 書かれるのかというところも含めてですね、確認したいと思います。
1:20:30	と、私は、今のことに関しては、
1:20:35	そのリバイス版を、を確認すればいいかなというふうに思ってますが、かみさんの方はいかがですかやはり、行政経営方針といえますか、もう少し上位からの連続性を考えた方が、流れを
1:20:49	もう少しメール化した方がいい。
1:20:52	という。うん。
1:20:54	田尾カミデさん、私としては基本方針上は一応、体系がとれているのかなと思ってます。
1:21:02	なので今その繋がりの部分を計算書でという話で、それでいいのかなと思っただけです、ただですね、
1:21:14	この時期なので、どこに書くかはリバイス版を見てっていう段階ではないと思いますからここにこういう内容書けますっていうところまで認識を合わせおこなきゃいけないと思っただけですのでちょっとその辺もう少し話をしなきゃいけないんじゃないか。
1:21:29	思ってます。
1:21:31	規制庁岡崎ですおっしゃる通りですね。はい。
1:21:35	事業者の方いかがでしょうか。

1:21:36	はい日本インター大橋でございます。今ほどちょっとお話しさせていただいたところの具体としましては 1467 ページ、87 です。
1:21:55	こちらの方がちょうど今ほどご説明のお話させていただいている部分の重要区域の床のところが出てくる部分になって参ります。ですのでこちらの方の重要区域の床といったところの、今、
1:22:07	荷重の考え方のところが重要区域の床のSD及びといったところが、中身でございますのでその際の鉛直方向の地震力といったところは
1:22:18	ここでも見えてはいるんですけども、
1:22:24	そうですねそういう意味でいきますとこの部分書こうかなというふうに思っていて出しているんですけどもその評価としましては鉛直方向の地震力と、鉛直以外の地震の組み合わせ結果といったところで、鉛直方向の地震力ですのでこの部分で面外といったところは、
1:22:44	見えてはいるというふうには思っ
1:22:46	てはいるんですけども、わざわざこちらの方にさらに面外みたいなものを具体的に達した方が、
1:22:53	イメージに合ってますでしょうか。
1:22:58	規制庁ハバサキです。今言われてるのはデービーの話なんですけども、まず、8484 ページのところに、取り組み希望というとの連続性取り込む機能の評価の、
1:23:11	においてはというところっていうのは今読めてないんですけども、
1:23:15	この辺いかがでしょう。
1:23:17	はい、了解いたしましたちょっとこちらの方後ろの方になります共用限界のところ機能維持との関連といったところが直接見えるような形にはなっているんですけどもその部分で閉じ込め機能といったところの、
1:23:32	兼ね合いの部分がこちらの方の本文の方では見えないような形になってございますので、この部分の評価の前提条件のところ、その重要区域に対して、閉じ込め機能がありますと、その上で、
1:23:45	生かされるに対しましては面外の検討を実施していくところを、記載するような形の方で、
1:23:52	置きたいというふうに思います。
1:23:55	長箱崎です。
1:23:56	今 1487 ページの、
1:24:00	4 ポツのところでは 4.1 のところに、
1:24:04	閉じ込め機能としてのという形での記載を、
1:24:08	概ね文書、
1:24:11	こういう文章をということはいいかなという。理解しましたけれども、
1:24:17	一方、1 点エッセンス方はいかがですか。

1:24:20	左側の場合と、
1:24:24	はい、日本原燃の長谷でございますそこについては 1484 ですかね。
1:24:32	かもしくは 1481 のどちらかだと思んですけどもちょっとすいませんまず 1480、
1:24:41	1 の方、ちょっとすいませんこっちかなという気がしてます。
1:24:45	ここがですねいわゆるこの左側の評価方針 2 ポツというところでございますけれどもここのおっきい 2 段落目のところで評価は 3-6 の一井のところの耐震計算の基本方針に基づいてやりますというようなところの宣言でございますけれども、
1:25:00	ここがまさにどういった機能は求められるんですかというようなところ建屋に対してというところの話がありますのでここから付加してって、
1:25:09	何ですかね、オン下に何ですかね環境条件みたいなところも書いてますのでこの前に応力状態としてどのようなことに着目するかっていうふうを書くというのも、
1:25:20	あるかなあとも思いましたすいませんちょっとまた次 1484 ページをちょっと。
1:25:26	ご覧いただければなんですけどすみませんちょっと考えながらしゃべってて申し訳ないです。こちらの方は一方で評価の部位とか許容限界っていうところのさっきの表の呼び出しのところの文章になってございますけれども、
1:25:36	ここですいません谷曾田のひずみとかを 2000 マイクロ以外にとどまっているかどうかっていうようなのに応じて評価をやるというふうなのを書いてございます。これっていうのはまさに例えば建物の面内のせん断ひずみを見ますと、
1:25:49	かそういうようなところの線源になっているところでございますので、こっちの方がいいか、こっちの、この 4 ポツのところの章にですね、各部位についての評価として、こういう面に対してどういう構造形式であるというかあとはどういう機能維持がかかっているかというのを踏まえて、
1:26:05	それに応じてどういう応力を見るか面内を見るというようなところの結果になります、そういったところを記載するのがいいかと思っております。すいませんちょっとお話ししながら前後して申し訳ないんですがこの 4 ポツのところ記載するのがよろしいかなというふうに考えた次第です。以上です。
1:26:20	はい。規制庁浜崎です。私も 1.2 S s に関しては 1400、4 ポツの方に、の記載の方が適切かなあというふうに思います。現状その機能の話は特に、
1:26:34	国は、具体的なですね、話はないんですけどもそことつなげて、次の 1485 ページの方に繋がる、つなげてもらえればというふうに思ってます。
1:26:45	で、ただ先ほどの D B の話等の連続性っていう意味ではちょっと崩れるんですかね、デービーの方ですと、

1:26:55	先ほど言われたのは、
1:26:59	一緒ですか、Dの4ポツ成果に記載するというふうに言われたんで、一緒だという認識でいいんですよね。
1:27:13	日本原燃の尾鷲でございます位置付けとしては一緒かなというふうに考えます。
1:27:19	規制庁ハバサキつはい理解しましたので先ほど土橋さんなり、小松さん言われた趣旨の文章をここに追加してもらおうということで、
1:27:30	理解しました。
1:27:34	はい。日本原燃尾鷲です対応させていただきますデービー後と、Bの方とこのインテリジェンスの方ともにですけれども対応させていただきます。
1:27:45	規制庁上出です。今の中であれって思ったのが、
1:27:50	1484 ページで、
1:27:56	一方、評価部位及び許容限界系。
1:28:01	Dの方は地震応答解析評価方法という。
1:28:07	さっき話をしていた 1487 ページは、評価対象部位及び評価方針といって、
1:28:15	古畑 1484 ページの 1.2 S s のタイトルと似てるんだけどちょっと違うという感じになってますけど書類の構成としてどこで何を説明するかとかあと言葉の使い方の並びとかってこれでちゃんととれてるんですかね。
1:28:39	日本原燃の加瀬でございますちょっとすいません言葉の並びという意味でちょっと違うように見えてしまって申し訳ありません。今回 1.2 節今回のこの 1484 ページの左側のところのタイトルは、
1:28:51	評価部位及び許容限界というところで記載していて、まさにその後ろの表で書いているのも、その縄手をあらわして評価部位と許容限界が書いています。一方でこの右側の表の 3 ポツ地震をあれ、
1:29:05	これでいいのか。
1:29:07	いいのか、地震応答解析による評価方法とか、あとこの後に対応力評価による評価方法というふうに 1487 ページの方で、同じような、表を読み込むようなところの文章になっているわけなんですけれども、
1:29:21	こういったふうにちょっとやる方法に応じて、その許容限界の考え方とかを分けて書いているというところがございますので、庄野タイトルとしてはちょっと分かれているというようになってございますけれども書いてる内容としては同等の同じようなところの話だというふうに認識してございます。以上です。
1:29:39	規制庁カミデです。ちょっとよくわからないんですけど、全 484 ページでいうと評価部位と許容限界っていうことがあって、
1:29:49	というタイトルでその次の表を読んで言えば、
1:29:53	表の中には評価上適用限界。
1:29:56	ことが書いてあります。

1:29:57	3 ポツは、タイトルは地震応答解析による評価方法と書いていて最初はそういう話も書き頭痛、最後の場では許容限界はっていう、
1:30:09	許容限界の話をしていて、
1:30:14	その次のページにいくと、評価部位と許容限界、書いてあるっていうことだから、
1:30:22	何か先ほど、
1:30:24	実質問題ない、実質問題とかちゃんと考えを整理されてるという、言われたような気もするんですけど、あまり納得感がないんですけど、どうですか。
1:30:44	日本原燃の生越でございます。
1:30:48	ごめんなさい私の言い方が悪かったですさっきすみません 3 ポツのすみません、1480、
1:30:56	4 ページをちょっと例に出して言ってしまったのがちょっと良くなかったなと思っております。まずごめんなさい左側の 1.2 節のところは 1484 ページのところに、
1:31:07	評価部位及び今日限界というような表がしょうございます。一方で、右側の閉じ込め機能に関するところですので応力解析による評価方針でして、こちらはすみません、さっき例が悪かったです。
1:31:20	1487 ページをちょっとご覧いただきたいんですが、応力解析による評価方法というところの章で、この 4 ポツ 1 で、すみません評価対象部位及び評価方針というところが書いていて、
1:31:32	その中で許容限界の考え方というところまで含めて、記載があるのかなというふうに思っているというところでございます。それがすみませんこの 4 ポツ全体としてすみせんかかっているというようなちょっとそういうようなイメージでございます。
1:31:50	はい。規制庁カミデです。1487 ページの応力解析による評価。
1:31:59	要は応力評価するものの、
1:32:02	A、
1:32:03	許容値っていうのはどこに書いてあるかって言うと、
1:32:09	はい、1492 に行くんですか。
1:32:13	日本原燃の大橋ですシアツそうです省としてはそうです。先ほどお話シーンに入ってた、閉じ込め機能の話については次の 1493 になります。
1:32:28	はい。規制庁菅です。そうすると、1.2 S s の 4 ポツっていうのは、
1:32:37	微々側の 3 ポツ 4 ポツ、Dだと 3 ポツは応答解析、4 ポツは応力解析といて分けていたものを、
1:32:48	1.2 S s では統合してますっていうことですか。
1:32:54	日本原燃合わせで説明が回りくどかったので申し訳ありませんまさしくそういうところ、そういう意味でございます。

1:33:02	はい、規制庁カミデです。それならわかります。で、その辺が多分備考とかにも考え方としてまとめてますっていうことと、あと、
1:33:14	要は何でまとめてめいているの、要は、
1:33:18	DNAで、ちゃんと応答解析と応力解析を分けたいう点なんですかっていうところなんですけど、それが1.2S sでは関係ないので、まとめてますっていうようなところがわかれば、
1:33:32	いいのかなと思いました。はい。
1:33:44	日本原燃の大瀬でございます。今のご指摘踏まえすと、小構成としてはカミデさんのご認識の通り、地震応答耐震評価というところがDBの方では分かれているところを1.2ではまとめて機能としてまとめて書いているというようなところになってございますので、
1:33:58	その考え方がちゃんとそういうふうにまとめて書いてるんですよというのが少なくともわかるようにこの表の備考に、追記はするべきかというふうにご検討させていただきますのでそのように修正させていただきます。以上です。
1:34:11	はい。規制庁菅です。わかりました。あとは、もうちょっと並びを取るんであれば4ポツのところのは1484の1.2S sの4ポツのタイトルで、
1:34:23	応答解析と応力解析、両方のことだよってわかるようなタイトルにしておくとかっていう感じかなと思いますけど、いかがですか。
1:34:39	日本原燃の加瀬でございますそういう意味でいきますと今こちら画面に映ってるところの4ポツのところのタイトルで、
1:34:46	ちょっとすみませんくどいかもしないですけど地震応答解析及び応力評価による評価の部位及び協議会みたいなそういうようなところで書くと横並びがとれるのかなとも思いましたのでそのように、
1:35:00	少なくともすみません今のは例ですけどもちゃんと対応がとれるような小タイトルにしたいと思います。以上です。
1:35:09	はい、規制庁感じですか。ありましたか。
1:35:14	一方で、
1:35:18	本、あれ、応力評価も入ってるんでしたっけっていうのがあって、というのは1485ページの表の第とる、あと1486ページも、
1:35:29	地震応答解析によるって書いてあるから、
1:35:33	1.2S sで応力解析、
1:35:38	しないってことですか。
1:35:41	日本原燃加瀬でございますすみません確かにそうですね1100485ページにある通り、こちらの地震応答解析における許容限界というところで書いてひずみなんかのところ2000マイクロというようなところを書かせていただいております。すみませんちょっと私も結果、
1:35:57	見据えてしゃべってしまっていて床スラブとか雑か座耐震以外の壁というところは実際、応力評価としてはやっているんですけども、それは定量的な

	確認というようなところの位置付けでして、この許容限界と紐づけた観点でございまして、
1:36:11	地震、地震応答解析によって、各耐震駅のひずみが 2000 マイクロになっていけば、まず基礎スラブから耐震機械の壁、床スラブについてはまず機能維持の考え方っていうのを満足すると。
1:36:23	いうようなところで話としては1度、取り締まるところの話でしたのでそういう意味では申し訳ありません地震応答解析による方法をベースにやっていくというのが、前のページで記載すべきことなのかなと思いました。
1:36:34	その上で応力評価として定量的な確認をするというところについては記載した上でそういうふうな整理にした方がよろしいのかなと思いました。以上です。
1:36:48	はい。規制庁菅です。まずは応答解析ですというのであまりタイトルもそんなバザーする必要ないっていうことはわかりました。で、
1:36:58	一方で訪露食うについても記載しますっていったところがよくわからなかったんですけど、具体的に、
1:37:06	どのページにどうつき追加するのかもしれないこのページのこの記載は残しておきますって言われたのか、ちょっと説明いただけますか。
1:37:16	はい。日本原燃の長谷でございます。上出さんがおっしゃったぐこのページのこれを残しておきますという意図で言いました。それは1484ページの下4行、ただし以降の話だというふうに考えてございます。これについては先ほどこの章で地震応答解析に基づいてやりますというふうにきちんと記載しますというふうに言いましたが、
1:37:34	このただし書き以降のところについては、きちんとそういうところを応力に基づく確認というところをやるというところを残させていただきますという意図で申し上げました。以上です。
1:37:45	はい。規制庁上出です。大体話はわかりました。
1:37:52	はい。
1:37:54	そうですか。はい、どうぞ。記者馬場です。私の方からこの経産省については以上ですということをお願いしたかったです。以上です。
1:38:07	はい。規制庁岡部です。規制庁鍛冶です。話をしてる中でふと思ったのが、
1:38:15	1486ページの表っていうのは、これは
1:38:25	超える場合超えない場合、両方あるので考え方を変えておきますと。
1:38:30	いうことなんですけど、
1:38:33	実際、
1:38:34	何、何て言うか書類を読み進める上ではここではまだ結果が見えてないのっていうことなんだとは思いますが。
1:38:41	そういう意味で書いておいても、と思う一方で、実際の許容限界の数字が入ってるかっていうと支持力度以外は入ってませんねということですよ。

1:38:54	伊沢本当に、2000円を超えた場合の計算書が出てきた場合は、この許容限界には具体の数字が入ると。
1:39:04	ということだと思うんですけど。
1:39:07	そういう意味でいうと、今この表必要なのか。
1:39:11	ここの許容限界って言ってるものも、基本方針でしかないんだからそれは基本方針が書いてあるべきで、計算書に許容限界の表としてこれが
1:39:23	載せるべきなのかっていうところが、不要じゃないかなとも思ってるんですけど、事業者の考えはいかがですか。
1:39:31	はい。日本原燃の加瀬でございます。まずかけた理由は上出さんがご推察された通り、まだ結果出てない症だったので書いといた方がいいかなと思っていたんですけども、
1:39:41	おっしゃる通りでして今回の結果からは出てこないというところも踏まえますと、この後、この計算書の中としてはいらなかなというふうに考えているところで、同意してございます。上出さんがおっしゃってございました通り仮に今後そういった2000を超えるような評価が出てきたときには、
1:39:56	この表というのは当然具体的に、方針ぐらいのことしか今書いてないんですが、そういうのが出てくるときの具体の計算書が出るときには教育委員会等の具体的なものが入って出てくるというようなそういうような認識でございます。以上です。
1:40:11	はい。規制庁神戸です。なのでもう方針で多分書いているか、あとはこの部位に対して、機能維持のための考え方、教育委員会の考え方っていうところまで丁寧に書いてなければそっち側にちゃんと反映をして、
1:40:28	計算書ではいらなかなじゃないかなと思いますが、そういうふうに対応されますか。
1:40:34	はい。日本原燃の長谷でございます基本的にこちらのページからは消す方向で考えたいと思います。またこれらの部位と、それぞれの考え方というものもその前の3-6-1のA系耐震計算方針ですか、のところに網羅的に書かれているつもりでございますので、
1:40:48	ここから消しても問題はない基本方針で読めるというふうな位置付けになっていると考えております。以上です。
1:40:56	はい。規制庁神戸です。わかりました。
1:40:59	私の方からも、以上です。他、規制庁側からありますか。
1:41:07	喜納さん。
1:41:12	頭規制庁をカミデです特になければ後、ちょっと時間。
1:41:16	もしてますが、1.2S s 01だけなので継続して、もうよろしいですかね。事業者いかがですか。
1:41:24	日本原燃の忘れて問題ございません。ぜひお願いいたします。

1:41:28	はい。規制庁カミデです。その上で、耐震 1.2S s 01 ですが何か説明事項等ありますか。
1:41:39	はい。日本原燃の長谷です特に修正点のみ残ることになりますので、追加のご説明事項はございません。以上です。
1:41:48	はい。規制庁岡見です。それでは耐震 1.2S s 01 で規制庁側から確認あればお願いします。
1:41:58	はい。規制庁ハバサキです。
1:42:01	そうしたらですね、日、
1:42:04	うん。
1:42:05	27 ページ、耐震平均以外の壁の評価結果についてです。
1:42:13	これ、壁混合がそれぞれの階で振ってあるんですけども、揚壁番号に対応する図面ってなかったでしょうか。
1:42:26	日本原燃の長谷でございますすみませんちょっと壁番号に対応する図面はないところでしてちょっと書いた趣旨としてはすみません壁の厚さがわかればと思って書いたので特に、
1:42:36	壁バグ種別の番号がある意味も特になのかと逆にすみません、厚さとかの列にした方がいいのかなというふうにちょっと思った次第でした。以上ですちょっとすみません、余計な種別というものを書いてしまってるかなと思っております。
1:42:49	規制庁ハバサキですわかりました例えばですね一番、研究表記 28 ページのところコンマ 91 にですね、これっていうのは経産省の方。
1:43:00	先ほどの計算書の 1506 ページかな。出てて、要は、どこが一番クリティカルなんだっていうのがわかるので、壁のその番号との位置がですね位置がわかればと思ったんですけども。
1:43:15	現状ないということでしたら一応厚さの方で評価、判断するということですね
1:43:29	す。そういう考えでこちらとしては、見ておきますということにします。はい。
1:43:38	ソレッ等ですね、規制庁浜崎です。
1:43:42	ちょっと戻って 15 ページ、これ細かい話ですけども、感染力。
1:43:50	との比較ということで、今回、定量的な評価を記載してもらいましたんで、非常にわかりやすくなったかと思えますけどちょっと確認なんですけども、
1:44:00	下の各支店の阿曾藤値っていうのは、最大値と各システム重量をかけて、上から立ち合わせただけっていうふうに理解すればいいんですよね。
1:44:11	はい。日本原燃赤瀬ですおっしゃる通りでございます。
1:44:14	ちなみに
1:44:17	当然これ発生時刻が違うんですね、最大値、時刻歴で各試験の加速度を、その重量かけてですね、足していった。

1:44:27	上から順に足していったことはやられてないですか。
1:44:32	今、今上の主衛藤植野両（エ）の表っていうのは、0.7. 67秒、B3階がさ、最大加速度を出したところの、
1:44:43	同時刻の加速度で慣性力を出してるんですよ。
1:44:49	はい。日本原燃の長谷でございますおっしゃる通りで上の括弧については、この表の中に書いているN-Sでいうと7.67秒、EWで言うとも7.66秒という地下3の最大せん断力が1%、せん断力が一番大きくなった瞬間の、
1:45:05	各支店の最大加速度でそろえてのものになっているところでございますそういう意味ではこれが時刻歴的な意味検討というところで慣性力というか、違う、そのせん断力が一番大きくなるっていう瞬間における、
1:45:18	建物の振動のモードの状況みたいなそういうようなところが見えているのかなというふうに考えているところです。以上です。
1:45:25	はい。規制庁の香月です。説明理解しましたのでこの表にありますように、慣性力の積算値と総せん断力がほぼ、かなり近い値で、
1:45:36	今回、地下三階の評価においてはできますか慣性力の評価でほぼ同圧分というのは、考慮しても、
1:45:47	考慮する必要はないといえますか、考慮しなくてもいいという、考えられるということで理解しましたので、この資料はこれで理解しました。
1:45:58	最後、ごめん。すいません。30ページ。
1:46:01	これ、前回も言ったかと思うんですが許容限界が今、
1:46:06	4掛け10のマイナス3乗になってるんですけども、この表記はこれ、
1:46:10	まだ生きるんですかこのまま。
1:46:17	日本原燃の尾ヶ瀬でございます。申し訳ありません、こちらの添付の耐震計算書の方はすいませんご指摘いただいて直したんですがすいません補足のほうでも、
1:46:28	すべて同じ記載があることに気づきませんでした喜多
1:46:32	先ほどの地震0002の方の直しと合わせて、こちらでも水平展開で直させていただきます気づかず、申し訳ありませんでした。
1:46:40	はい。規制庁浜崎です。はい計算書の方直ってるなと思ってここ見たら起きなかったんで何か意図があるのかなと思ったんですが特に問わないようなもので、修正の方お願いします。あと私の方から、1.2S sに関しては、以上になります。
1:47:00	あと他規制庁側から確認がありますか。
1:47:09	藤規制庁カミデです。特になければ、1.2S sとしての振り返りとあとは、対応スケジュールみたいな話ですかね、をお願いします。
1:47:26	はい。日本原燃の大橋でございますまず振り返りの方をさせていただきます。まず評価方針のところでは評価部位みたいなところの考え方デービーで記載してありますけれどもちょっと前的なものというのはちょっと難しいですけれ

	ども、少なくともどういうものがあるかというところについては記載のほう拡充させていただきたいと思ってございます。すみません。地震 00
1:47:46	02 の計算書の関係のところですね。すみません。
1:47:49	また教育委員会の表のところにつきましてDB側で今回の支持地盤については設備の機能のところからオミットして他の表としてまとめるというところをご指摘午前中ございましたけれどもそれと同じような対応の方させていただきたいと池見側でもさせていただきたいというふうに、
1:48:05	考えてございます。またハバサキさん等からのご指摘いただきました面の能力に着目するかあと面外応力に着目するかといったところにつきまして、機能等に紐付けたところの記載を、この評価方法系のところの文章のですねところにDB S ADBと 1.2 S s それぞれの計算書で、
1:48:23	記載の方を追加させていただきたいと思います。あとは、
1:48:30	すみません、1.2 節の耐震計算書におきまして、2000 マイクロ超過する場合の教育委員会の表を記載してございましたけれども、こちらは今回の方針でもきちんと読めるというところもございますので、今回としては 2000 マイクロに収まっているというところも踏まえまして、この影響限界の表については記載の方削除させていただきたいと思ってございます。
1:48:50	オーナーコメントは以上だというふうに認識してございます。こちらの修正につきましては他の 00 関係と合わせまして来週の火曜日に提出するように準備の方を進めさせていただきたいと思ってございます。以上でございます。
1:49:03	日本原燃の谷口です。そうすと十時 00-02 が各 1.2 の内容でございます。
1:49:10	本文です 67 ページ、添付で 297 と 332 にありました 4000 に対して、
1:49:18	設計をした上で 2000 クライテリアに評価をしますというところの記載はですね。
1:49:23	終局に対して必要な、その S A の機能がちゃんと維持できる設計とすることすべての場所にきちんと展開して書く。
1:49:31	ということで修正をしたいというふうに思います。あと 300 ページから始まっていた表の中での判例はもうあれはこれは不要な内容ですので、消したことで資料としては対応したいと思います。
1:49:43	資料としてはその 2 点でして、あと機能維持の記載の書き方ですね、構造強度で持たせるものはこれですと、それ以外のもので見るものはこれですと。
1:49:53	いう記載の考え方は通常の耐震設計の記載の場合にも展開すると。
1:49:59	ということで社内で共有させていただきたいと思います。耐震の側の今日午前中もコメントをいただいているのでその分で機能維持のところ、耐震の側での記載の修正もあろうかと思います。

1:50:11	それも踏まえてきちんと対応できるようにということで社内で共有をしたい と思います。以上でございます。
1:50:22	はい。規制庁カミデです。午前中やった部分の00も、火曜日っていうこ とでいいんですかね。
1:50:31	はい。日本原燃谷口です。全部まとめて火曜日にお出しできるように作業と してはさせていただきますと思います。
1:50:41	はい。規制庁神です。わかりました。規制庁側から、今の件あと全般として 何かありますか。
1:50:55	規制庁、上出です。今日の話と全く関係ない話でちょっと、
1:51:01	ふと思ったんでお聞きしたいんですけど、今日いろいろ共通の話とかもして いてですね、今後の
1:51:11	今後、最初に一本で申請するみたいな話にもなっていて、最初に第1回も終 わってはないんですけど、
1:51:22	今みたいに1.2S sの話もいろいろ議論があるところ、
1:51:29	原燃の準備状況としてですね、
1:51:32	次回の再処理のときに、今日見てるような耐震って2S sだとか、こういう ようなレベルの補足説明も、
1:51:42	申請の時期に合わせてできるように、提出できるように、
1:51:48	準備してるのかっていうところなんです。その辺、どんな感じなんすかね。
1:52:03	日本原燃の瀬川でございます。
1:52:06	最初はまだMOXの動きを横目に見ながらですね、同じ資料を
1:52:15	小さ、時差が生じてますけれども鋭意準備して進めているところでございま す。第二グループの申請に合わせてですね、
1:52:25	必要な書類が提出できるように、作業を進めているところです。以上です。
1:52:34	はい。規制庁上出です。そういうことであればと思いつつ、
1:52:39	1.2S sもMOXの話そのまま使えればいいっていうもんでもないし、
1:52:48	あとは直下地盤の話とかもまた違ってくるし、
1:52:52	医療話ですから
1:52:55	そういう本、本来であれば基本方針かな、何とか面談とかヒアリングでも伝 えてますけど、
1:53:04	基本方針に関連づけてその削減を見据えた話をしないと本当はできないんじ ゃないかそういう準備がちゃんと進まないんじゃないかなと思いつつ、別に そういう話をしてくださいと言っているつもりではないのでただちょっと
1:53:20	状況を確認してみたというところだけです。以上で、
1:53:26	規制庁コサクです。
1:53:29	10回位以降というかまとめてっていうので次回っていうことですが、に 対してはしっかりと

1:53:41	これも前から言っているということですけど、ロジックを整理してですね。
1:53:46	ええ。
1:53:48	体系的に整理をし、説明漏れのない状態に準備をして、
1:53:55	類型化の整理もし、対応してくださいと。
1:53:58	申請されてから、そこら辺で揉めることのないようにということが、
1:54:05	円滑な審査になりますし、し、ひいては原燃が思っておられるような
1:54:12	なるべく早い認可ということに繋がるんだと。
1:54:17	思いますので、層厚念頭に、申請時期なり、も含め、工程間を整理をするようにということで、昨日決得さん。
1:54:30	かー東京に来られてですね面談をした際にもそういう話をしていますので、す。
1:54:38	昨日の面談を踏まえた対応ということでよく検討した上でまた、連絡をいただければというふうに思います。
1:54:45	それにあたっては、
1:54:48	昨日お伝えしたところろうのことを申し上げておくと、
1:54:52	そういった整理をする際に元の中で
1:54:59	悩みだとか判断しにくいこととかというのがあるのであればどんどんと行政相談の
1:55:07	打診をしていただければ、適時その内容をお聞きして、
1:55:14	手続きとしてどうあるべきかみたいところはこちらの見解を提示しますのでよろしくお願ひします。くれぐれも申請出てから、なんじゃこりゃという。
1:55:25	ことのないように、よろしくお願ひします。以上です。
1:55:31	日本原燃の佐藤です。昨日のHeadの面談話は聞いておりますので、その辺りもしっかり踏まえて今後対応して参りたいと思います。よろしくお願ひいたします。
1:55:45	はい、規制庁カミデさんほかよろしいですかね。
1:55:49	作業されてる方は来週火曜だつていうなんか、もう薬集会だつて中で、へえつていう感じかもしれないですけど。はい。よろしくお願ひします。藤他特になければ
1:56:02	これで終了しようと思つてます。よろしいですかね。ちょっと時間また食い込んでしまいましたけど、これで終了します。お疲れ様でした。